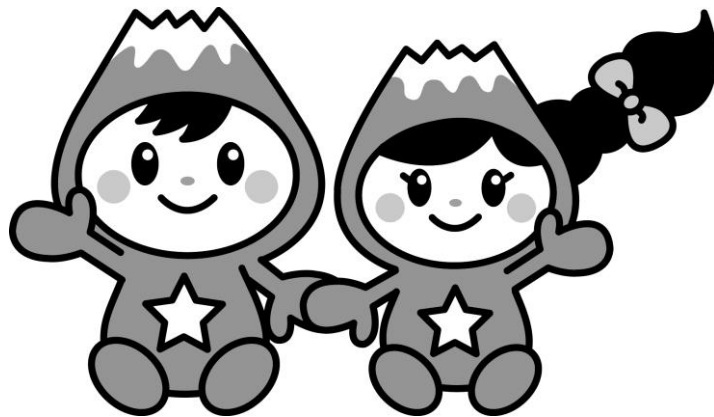


富士見市総合計画

第5次基本構想・後期基本計画（案）



富士見市

目次

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち	1 ページ
第1節 子育て支援の充実	3 ページ
(1) 子ども・子育て支援の総合的な推進	6 ページ
(2) 子育て家庭への経済的支援	7 ページ
(3) ひとり親家庭への自立支援	7 ページ
(4) 地域との連携による子育て支援の充実	8 ページ
(5) 保育環境の充実	9 ページ
(6) 放課後児童の健全育成	9 ページ
(7) 子育て親子の健康支援	10 ページ
(8) 児童相談の充実	11 ページ
(9) 子どもの貧困対策の総合的な推進	11 ページ
第2節 子どもの教育の充実	12 ページ
(1) 教育内容の充実	14 ページ
(2) 学力の向上	16 ページ
(3) 心の教育の充実	17 ページ
(4) 特別支援教育の推進	17 ページ
(5) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	18 ページ
(6) 安全・安心な教育環境の整備	19 ページ
(7) 教職員の資質向上	19 ページ
(8) 大学との教育連携	20 ページ
(9) 教育相談体制の充実	20 ページ
(10) 不登校児童生徒の支援	21 ページ
(11) 学校給食の充実	22 ページ
(12) 学校施設・備品の充実	23 ページ
(13) 幼児教育・高校入学などの支援	23 ページ
第3節 青少年の健全育成支援	24 ページ
(1) 青少年関係団体の育成支援	25 ページ
(2) 青少年の自主的な活動に対する支援	26 ページ
(3) いじめ防止対策の推進	27 ページ
(4) 子ども・若者への支援	27 ページ

第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち	29 ページ
第1節 健康づくりの推進	31 ページ
(1) 健康づくりの推進	32 ページ
(2) がん検診の推進	34 ページ
(3) 感染症などの予防の充実	35 ページ
(4) 子育て親子の健康支援（再掲）	36 ページ
(5) 介護予防対策の推進	37 ページ
第2節 地域医療体制の充実	38 ページ
(1) 医療機関との連携	39 ページ
(2) 救急医療体制の充実	39 ページ
第3節 地域福祉の充実	40 ページ
(1) 地域福祉活動の推進と意識啓発	41 ページ
(2) 災害時における要配慮者の支援	42 ページ
(3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援	42 ページ
第4節 高齢者福祉の充実	43 ページ
(1) 生きがいづくりの支援	45 ページ
(2) 社会参加・就労の支援	45 ページ
(3) 在宅等高齢者支援の充実	46 ページ
(4) 地域包括ケアシステムの充実	47 ページ
(5) 介護保険施設の整備	47 ページ
(6) 介護予防対策の推進（再掲）	48 ページ
(7) 介護保険制度の円滑な運用	49 ページ
第5節 障がい者福祉の充実	50 ページ
(1) 自立支援の推進	52 ページ
(2) 経済的支援の充実	53 ページ
(3) 就労支援の充実	53 ページ
(4) 施設の整備・運営の支援	54 ページ
(5) 意識啓発の推進	55 ページ
(6) 療育支援の充実	56 ページ
(7) 児童相談の充実（再掲）	56 ページ

第6節 社会保障の充実	57 ページ
(1) 社会的自立の支援	58 ページ
(2) 国民年金制度の周知の充実	58 ページ
(3) 国民健康保険事業の安定運営	59 ページ
(4) 後期高齢者医療制度の円滑な運営	59 ページ

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち	61 ページ
第1節 人権の尊重	63 ページ
(1) 人権教育・啓発の推進	64 ページ
(2) 男女共同参画社会を進める意識啓発・環境づくり	65 ページ
(3) 政策決定過程における男女共同参画の推進	65 ページ
(4) 多文化共生の地域づくり	66 ページ
第2節 生涯にわたる学習・教育環境の充実	67 ページ
(1) 推進体制の充実	68 ページ
(2) 多様な学習・教育機会の充実	68 ページ
(3) 情報収集・提供、相談機能の充実	69 ページ
(4) 生涯学習関連施設の整備・連携	69 ページ
(5) 図書館サービスの充実	70 ページ
第3節 市民文化の創造	71 ページ
(1) 文化創造事業の推進	72 ページ
(2) 支援体制の充実	73 ページ
第4節 スポーツ・レクリエーションの推進	74 ページ
(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実	76 ページ
(2) スポーツを楽しめる場の充実	77 ページ
第5節 文化財の保存と活用	78 ページ
(1) 文化財の調査・収集・保存の充実	79 ページ
(2) 歴史公園・資料館施設の活用	80 ページ
(3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援	80 ページ
(4) 地域活性化資源としての活用	81 ページ

第4章	にぎわいと活力をつくる人のまち	83 ページ
第1節	農業の振興	85 ページ
(1)	農業基盤・農業環境の整備	87 ページ
(2)	農業の担い手育成支援	88 ページ
(3)	地産地消の推進	89 ページ
(4)	農業交流の推進	90 ページ
第2節	商工業の振興	91 ページ
(1)	商工業の活性化	94 ページ
(2)	商工業の担い手育成支援	96 ページ
(3)	産業誘致の推進	96 ページ
第3節	勤労者福祉の充実	97 ページ
(1)	勤労機会の拡充	98 ページ
(2)	福利厚生 of 充実	98 ページ
第4節	地域活性化の推進	99 ページ
(1)	富士見ブランドの推進	100 ページ
(2)	地域資源の創出・活用	101 ページ
(3)	情報発信の充実	102 ページ
(4)	産業誘致の推進（再掲）	103 ページ

第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち	105 ページ
第1節 計画的な土地利用の推進	107 ページ
(1) 総合的な土地利用の推進	109 ページ
(2) 都市的土地利用の推進	109 ページ
(3) 農業的土地利用の推進	109 ページ
第2節 水と緑の保全と活用	112 ページ
(1) 自然環境の保全	113 ページ
(2) 公園・広場の整備	114 ページ
(3) 緑化の推進	114 ページ
第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全	115 ページ
(1) 生活環境の保全	116 ページ
(2) ごみの減量と資源リサイクルの推進	117 ページ
(3) 省エネ・再生可能エネルギーの普及	118 ページ
(4) 公害等監視体制の充実	118 ページ
第4節 市街地の整備	119 ページ
(1) 既成市街地の整備	120 ページ
(2) 新市街地の整備	121 ページ
第5節 道路・交通環境の整備	122 ページ
(1) 道路・交通環境の改善	124 ページ
(2) 幹線道路の整備	124 ページ
(3) 生活道路の整備	125 ページ
(4) 地域公共交通の充実	125 ページ
(5) 放置自転車対策の推進	126 ページ
(6) 違法駐車対策の推進	126 ページ
(7) 交通安全施設整備の推進	127 ページ
(8) 交通安全教育・指導の推進	127 ページ

第6節 上下水道の整備	128 ページ
(1) 水道水の安定供給	129 ページ
(2) 水道施設などの災害対策の充実	130 ページ
(3) 健全な水道事業の経営	130 ページ
(4) 公共下水道(汚水)の整備	131 ページ
(5) 特定環境保全公共下水道などの整備	131 ページ
(6) 公共下水道(雨水)の整備	132 ページ
第7節 防災・防犯対策の充実	133 ページ
(1) 地域防災体制の整備	135 ページ
(2) 都市の防災機能の向上	136 ページ
(3) 消防・救急・救助体制の充実	136 ページ
(4) 水害対策の推進	137 ページ
(5) 公共下水道(雨水)の整備(再掲)	138 ページ
(6) 防犯体制の整備	139 ページ
(7) 防犯情報の提供	139 ページ
第8節 消費生活・市民相談の充実	140 ページ
(1) 消費生活・市民相談の充実	141 ページ
(2) 消費者への意識啓発	141 ページ

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち …… 143 ページ

第1節 市民自治の推進 …… 145 ページ

(1) 市民参加・協働の推進 …… 147 ページ

(2) 市民活動の促進と連携 …… 147 ページ

(3) 町会活動の支援 …… 148 ページ

(4) 情報提供の充実 …… 149 ページ

(5) 広聴活動の充実 …… 150 ページ

第2節 計画的な総合行政の推進 …… 151 ページ

(1) 計画行政の推進 …… 153 ページ

(2) 民間活力の活用 …… 153 ページ

(3) 電子市役所の推進 …… 154 ページ

(4) 市民に信頼される人材の育成 …… 154 ページ

(5) 公共施設の長寿命化と有効活用 …… 155 ページ

(6) 窓口サービスの充実 …… 155 ページ

第3節 健全な財政運営 …… 156 ページ

(1) 財政運営の健全化 …… 157 ページ

(2) 自主財源の確保 …… 158 ページ

第4節 広域行政の推進 …… 159 ページ

(1) 広域行政の推進 …… 160 ページ

用語解説（*で記した用語を解説しています） …… 161 ページ

第1章

未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

第1節 子育て支援の充実

1. 施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

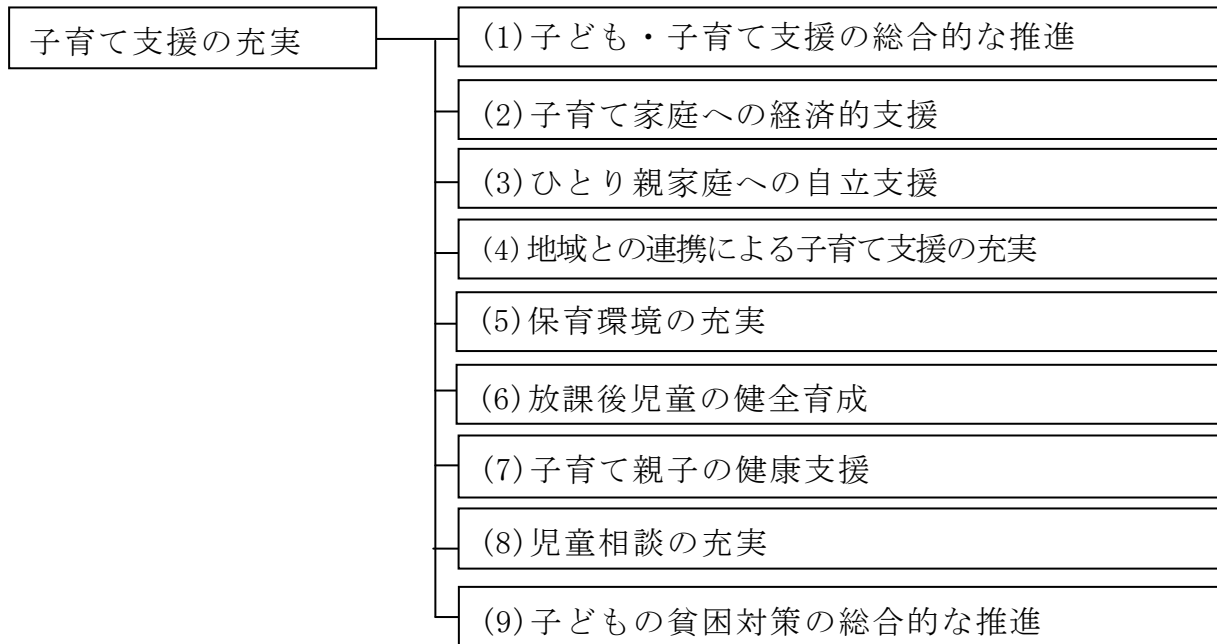
また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ①一人ひとりの子どもが、健やかに成長していける社会を目指して、富士見市子ども・子育て支援事業計画*に沿った施策を推進しています。
- ②本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの人数を表す比率）は、平成23年1.28人(県1.28人)から平成26年の1.35人(県1.31人)と増加したものの、全国的な傾向と同様、依然低い数値となっていることから、少子化対策の充実が求められています。
- ③雇用をはじめとした厳しい社会情勢のもと、子育て家庭に対して医療費助成などの経済的支援に努めています。
- ④核家族化や女性の社会進出、就業形態の多様化に伴い、仕事と子育てが両立できるよう、保育環境の整備など多様な子育て支援策の充実が求められています。
- ⑤市内には、2つの産科病院があります。また、平成28年度には、市内の病院が増床し、小児の入院、緊急患者の受け入れ体制が拡充されました。
- ⑥保育所整備については、認可保育所*などの新設により、15施設・定員1,330人(平成25年度)から26施設・定員1,806人(平成28年度)と拡大しました。また、保育士は国の基準を上回る配置をしています。さらに、私立保育園・認定こども園*などが行う一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業*など、多様化する保育ニーズに取り組んでいます。しかしながら、今後も入所希望者の増加が見込まれることから、待機児童の解消に向けた取り組みが必要です。

- ⑦放課後児童クラブについては、16クラブ・定員 830 人（平成 25 年度）から 21 クラブ・定員 1,022 人（平成 28 年度）に増やし、施設環境の充実に努めています。また、放課後児童支援員は国の基準を上回る配置をしています。
- ⑧子育ての不安や負担感による子育て家庭の孤立を防ぐため、子育て支援センター*機能やネットワークの強化に努めています。また、子育てに関する情報提供の充実に努めています。
- ⑨児童虐待の増加に対して、早期に適切な対応を図ることができるよう、組織的に取り組み、関係機関と連携しながら対応策の強化に努めています。
- ⑩発達に遅れのある子どもに対し、乳幼児健診などによる発育・発達の相談、みずほ学園*での療育や、保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、卒業後の進路指導まで一連の体制を整えています。
- ⑪発達障がい*に関する相談が増えていることから、関係機関との連携強化に取り組んでいます。
- ⑫全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を構築するため、子どもの貧困対策を推進し、貧困の連鎖に歯止めをかけることが必要です。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 子ども・子育て支援の総合的な推進（子育て支援課、保育課、健康増進センター）

- ①富士見市子ども・子育て支援事業計画*に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進します。
- ②妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター*の設置や情報発信の充実に取り組みます。また、不妊治療の助成や相談支援体制の強化に取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・富士見市子ども・子育て支援事業計画*の推進 ・子育て世代包括支援センター*の設置 ・モバイルサイトによる情報発信*の充実

指 標

項 目	市民意識調査* 子育て支援環境の充実（中学生以下の子どもを持つ方の満足度）
現状値	58.9%（平成27年度）
目標値	71.0%（平成32年度）

項 目	合計特殊出生率
現状値	1.35（平成26年）
目標値	1.41（平成32年）

項 目	モバイルサイト*登録件数
現状値	—（平成27年度）
目標値	2,500件（平成32年度）

(2) 子育て家庭への経済的支援（子育て支援課、保育課）

- ① こども医療費や各種手当の助成のほか多子世帯の保育料軽減などにより、子育て家庭への経済的支援に努めます。

主な取り組み

- ・ こども医療費の助成
- ・ 児童手当の支給
- ・ 幼稚園等就園奨励費補助金の支給
- ・ 多子世帯の保育料軽減

(3) ひとり親家庭への自立支援（子育て支援課、保育課）

- ① 生活面・経済面の援助や就労支援などの取り組みを通して自立促進を図ります。

主な取り組み

- ・ 相談支援の実施
- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ ひとり親家庭等医療費の助成
- ・ 高等職業訓練促進給付金などの就労支援
- ・ 未婚のひとり親に対する「みなし寡婦(夫)適用*」による保育料などの軽減

(4) 地域との連携による子育て支援の充実（保育課）

- ①子育て支援センター*を中心として、子育て支援団体や子育てサークル、関係機関などとのネットワークを強化し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。
- ②子育て支援センター*及び保育所を中心とした地域の子育て支援拠点では、地域における乳幼児親子の交流などを通じた友だちづくりや子育てに関する情報提供を進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センター*の運営・ファミリーサポートセンター*の運営・病児・緊急時の預かりの実施（緊急サポートセンター）
--

指 標

項 目	市立子育て支援センター*の事業参加者数
現状値	13,137人（平成27年度）
目標値	16,000人（平成32年度）

(5) 保育環境の充実（保育課）

- ①女性の社会進出や多様な就労形態などにより、増加し続ける保育ニーズに対応するため、保育環境や保育所の整備を進め、待機児童の解消に向けて取り組めます。
- ②保育士不足を解消し、保育所が安定した運営を行えるよう、ハローワークとの共催による就労支援や民間保育所が行う宿舍借り上げ事業*への補助などに取り組めます。
- ③多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業*などの充実や認定こども園*の整備に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園）・認定こども園*の整備 ・ 民間保育所等の運営助成 ・ 病児・病後児保育事業*への助成 ・ 公立保育所への防犯カメラの設置
--

指 標

項 目	保育所待機児童数
現状値	36人（平成28年4月1日）
目標値	0人（平成33年4月1日）

(6) 放課後児童の健全育成（保育課）

- ①入室児童の増加や利用者ニーズを踏まえ、放課後児童クラブの施設環境と運営内容の充実に努め、引き続き待機児童ゼロを維持します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度*による放課後児童クラブの管理運営 ・ つるせ台放課後児童クラブの入室児童増加に伴う施設建設
--

指 標

項 目	放課後児童クラブ待機児童数
現状値	0人（平成28年4月1日）
目標値	0人（平成33年4月1日）

(7) 子育て親子の健康支援（健康増進センター）

- ①妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、妊婦健診費用に対する助成、乳幼児健診・相談の充実や食育の推進に努めます。
- ②出産・育児の不安などの解消のため、産前・産後における相談支援やサポート体制の強化に併せ、交流事業の充実を図ります。
- ③地域医療機関などとの連携や母子保健推進員*の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査と相談、フォロー教室*の実施 ・ 妊婦健康診査費用の助成 ・ 母子保健推進員*による乳児家庭訪問と地域活動支援
--

指 標

項 目	妊婦健診利用件数
現状値	22,911 件（平成 27 年度）
目標値	23,800 件（平成 32 年度）

項 目	乳児家庭訪問率
現状値	88.8%（平成 27 年度） 880 人／991 人（家庭数）
目標値	91.0%（平成 31 年度）

(8) 児童相談の充実（障がい福祉課）

- ①子どもの発育・発達、養育などの不安や悩みに対応するため、家庭児童相談員*による相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門相談、専門医による診断・指導など、支援体制の充実に努めます。
- ②児童虐待の予防、早期発見・早期対応などに向けて、子育てに対する相談体制の充実、広報などによる周知を行うとともに、子どもを守る地域協議会*などによる情報共有・連携の強化に努めます。

主な取り組み

- ・家庭児童相談室の運営
- ・養育支援訪問*の実施
- ・子どもを守る地域協議会*の体制の充実

(9) 子どもの貧困対策の総合的な推進（子育て支援課）

- ①夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ②生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活・学び・仕事などの環境整備に努めます。
- ③子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、民間企業、町会・自治会、NPO*法人、行政などを「つなぐ」地域ネットワークを形成して支援を行います。

主な取り組み

- ・子どもの貧困対策にかかる計画の推進
- ・子どもの貧困対策に取り組む体制の構築
- ・貧困家庭の子ども、保護者への支援

第2節 子どもの教育の充実

1. 施策の方向性

一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、学校・家庭・地域との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

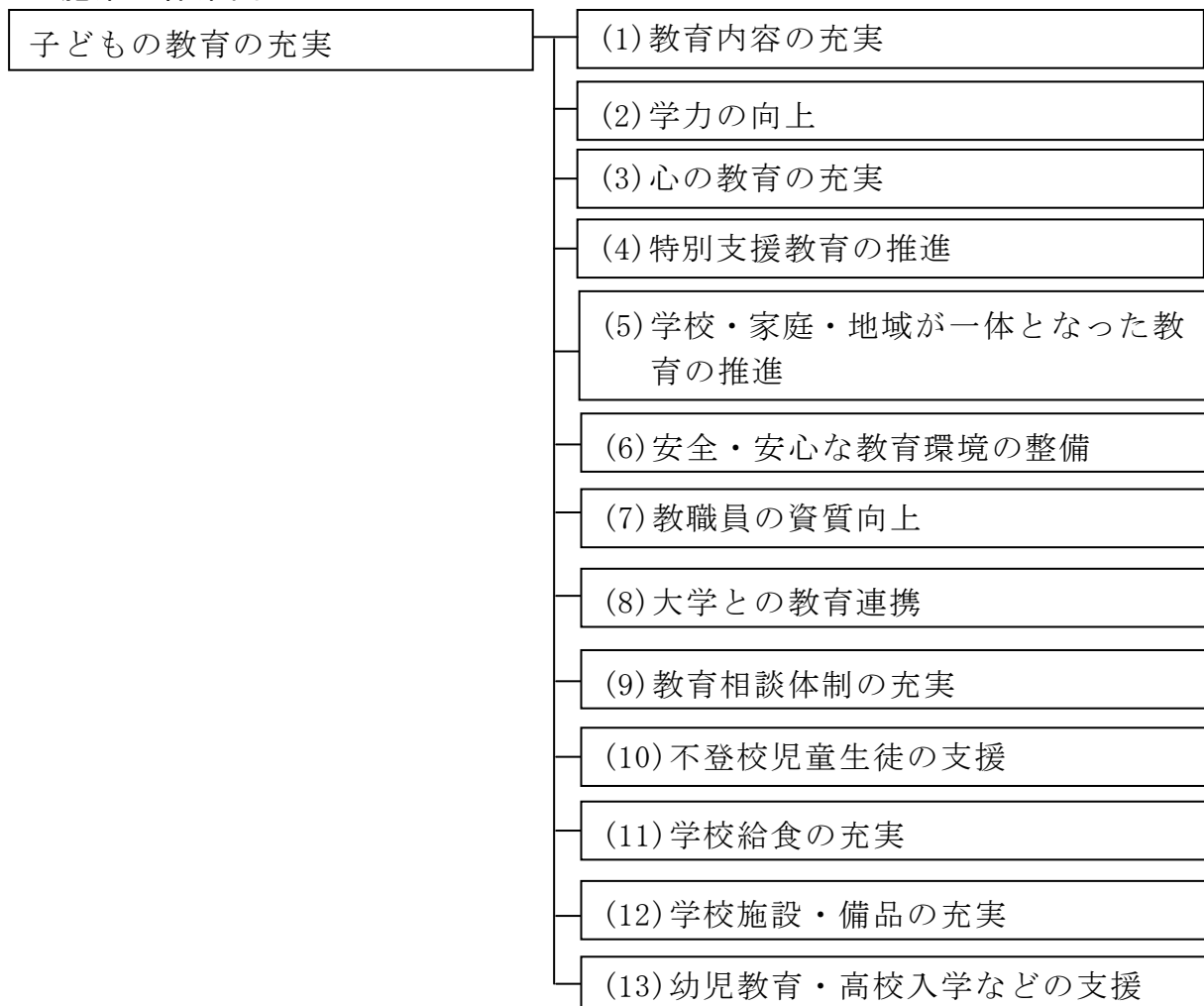
子どもが安全・安心で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。

2. 現状と課題

- ①児童生徒一人ひとりが、自分で考え、判断し、行動するとともに、生命を大切にし、人を思いやり、個性を尊重するため、教育活動全体を通じて心の教育を推進することが大切です。
- ②グローバル化やICT*の一層の進展に伴い、地域独自の歴史や文化の魅力を発信できる人づくりを推進するため、ふるさと富士見への愛着を育む学習機会の充実が求められています。
- ③社会環境が急激に変化している中、児童生徒一人ひとりが将来に対する目的意識を高め、主体的に生きる力を育成することが求められています。
- ④各学校が地域の教育力を活かしながら、創意工夫により特色ある教育活動に取り組んでいます。
- ⑤学校応援団*の活動を通じて、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を充実させるとともに、家庭・地域の教育力の向上を目指しています。
- ⑥スムーズに学校生活へ適応できるよう、小1プロブレム*や中1ギャップ*の解消に取り組むことが求められています。
- ⑦子どもたちの学ぶ力や生きる力を育み、地域で地域の子どもたちを育てる子ども大学☆ふじみ*に取り組んでいます。
- ⑧富士見市いじめ防止条例*や富士見市いじめ防止基本方針*に基づき、いじめの防止に取り組んでいます。

- ⑨子どもたちが安心して通える学校づくりや不登校児童生徒に対するきめ細かな支援など、学校・教育相談室・家庭が連携した教育相談体制を充実していくことが大切です。
- ⑩安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の耐震化工事を実施しました。現在は、ガラスの飛散防止対策など、非構造部材*の耐震化に取り組んでいます。
- ⑪快適な教育環境を確保するため、大規模改造工事とトイレ改修工事などについて、計画的に工事を進めています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 教育内容の充実（教育政策課、学校教育課）

- ①小・中学校 9 年間の学びと育ちの連続性を重視した小中連携・一貫教育を展開し、児童生徒の学力の向上や「中 1 ギャップ*」の解消に取り組みます。
- ②栄養教諭・学校栄養職員などとの連携による「食育・食に関する指導」を推進します。
- ③児童生徒が外国語を用いてお互いの気持ちや考えを伝え合うなど、主体的に外国語でコミュニケーションを図る活動を充実させる授業を推進します。
- ④自他を大切に思いやりの心を育成するとともに、自他を尊重するための実践力を育む人権教育を充実します。
- ⑤富士見市いじめ防止基本方針*に基づき、「いじめのない学校づくり子ども会議*」を実施するなど、いじめの防止に取り組みます。
- ⑥ICT*を活用し、児童生徒が主体的に情報の収集・活用・発信ができる情報教育や環境教育、ボランティア・福祉教育など、時代の進展に対応する教育を推進します。
- ⑦学校における「読書センター」、「情報センター」として、児童生徒が調べ学習*や読書の楽しさを学ぶことのできる学校図書館の充実を図ります。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育振興基本計画の推進 ・ 小・中学校が互いに交流することを通じ、円滑な接続と系統的な教育を行う連携・一貫教育の実践 ・ 中1ギャップ*解消に向けた、小中連携支援シート*の作成・活用 ・ 小学校における英語の教科化に対応した英語指導助手（A E T）配置の充実 ・ イングリッシュサマーキャンプ*の実施 ・ いじめ防止対策の推進 ・ 各学校にタブレットP Cを整備 ・ 中央図書館及び図書館分館司書と司書教諭及び読書推進支援員の連携充実

指 標

項 目	全国学力・学習状況調査*における読書が好きな児童生徒の割合
現状値	小学校：67.6%／全国 72.8%（平成 27 年度） 中学校：70.1%／全国 68.0%（平成 27 年度）
目標値	小学校：72.0%（平成 32 年度） 中学校：74.0%（平成 32 年度）

項 目	小学校 5・6 年生 1 学級あたりの A E T の活動時間
現状値	年間 35 時間のうち 26.3 時間（平成 27 年度）
目標値	年間 35 時間のうち 35 時間（平成 32 年度）

(2) 学力の向上 (学校教育課)

- ①児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識や技能を身につけ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう努めます。
- ②児童生徒一人ひとりが主体的に学習に取り組めるよう、小学校の「基礎学力定着支援員*」や「中学校学習支援員*」、「少人数指導加配教員*」などを配置し、わかる授業の実践に努めるとともに、個に応じた指導を充実します。
- ③全国学力・学習状況調査*、埼玉県学力・学習状況調査*を通して、確かな学力の育成を図ります。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブ・ラーニング*を活用した授業改善 ・基礎学力向上のため、基礎学力定着支援員*、中学校学習支援員*、少人数指導加配教員*、小学校理科支援員などの配置 ・全国学力・学習状況調査*結果、埼玉県学力・学習状況調査*結果の分析・検証に基づく学力向上策の実施

指 標

項 目	全国学力・学習状況調査* 国語・算数、数学（知識問題） 平均正答率																
現状値	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">市平均</td> <td style="text-align: center;">全国平均</td> <td style="text-align: center;">市平均</td> <td style="text-align: center;">全国平均</td> </tr> <tr> <td>小学校国語 66.7%</td> <td>70.0%</td> <td>小学校算数 70.9%</td> <td>75.2%</td> </tr> <tr> <td>中学校国語 73.1%</td> <td>75.8%</td> <td>中学校数学 62.5%</td> <td>64.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">(平成 27 年度)</td> </tr> </table>	市平均	全国平均	市平均	全国平均	小学校国語 66.7%	70.0%	小学校算数 70.9%	75.2%	中学校国語 73.1%	75.8%	中学校数学 62.5%	64.4%	(平成 27 年度)			
市平均	全国平均	市平均	全国平均														
小学校国語 66.7%	70.0%	小学校算数 70.9%	75.2%														
中学校国語 73.1%	75.8%	中学校数学 62.5%	64.4%														
(平成 27 年度)																	
目標値	各科目とも全国平均を上回る (平成 32 年度)																

(3) 心の教育の充実（学校教育課、教育相談室）

- ①思いやりの心や他人と協調する心、規範意識などを育むため、道徳授業や地域の人材などを活かした多様な体験活動など、教育活動全体を通して「豊かな心の教育」を充実します。
- ②児童生徒の健全な人間関係づくりを推進するため、ピア・サポート活動*を取り入れるなど、生徒指導に取り組み、いじめの未然防止に努めます。

主な取り組み

- ・学校ファーム*や福祉・ボランティア体験、職業体験などの活動の充実
- ・ピア・サポート活動*の実施

(4) 特別支援教育の推進（学校教育課）

- ①児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、特別支援学級、発達障がい*・情緒障がい通級指導教室*、難聴・言語障がい通級指導教室*の教育活動の充実に努めます。また、すこやか支援員*などを配置し、児童生徒一人ひとりへの適切な指導・支援を充実します。

主な取り組み

- ・すこやか支援員*の配置
- ・通級指導教室*における指導・支援の充実
- ・特別支援教育推進プロジェクトチーム*による学校支援

(5) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
(生涯学習課、学校教育課、公民館)

- ①学校公開日や学校・学級通信の発行、教育研究活動の公開などにより、保護者をはじめとする地域住民と情報の共有を推進し、地域に開かれた学校運営を進めます。
- ②学校応援団*活動を推進し、経験豊かな市民の知識や技能を活用することにより、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を充実します。
- ③各学校に設置している学校運営支援者協議会*を活用し、家庭や地域の教育力を活かした「特色ある学校づくり」、保護者や地域の声を取り入れた「開かれた学校づくり」を推進します。
- ④大学、青少年関係団体、地域団体などが連携し運営している子ども大学☆ふじみ*の活動の充実に取り組みます。また、実行委員会の支援に取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団*活動や学校運営支援者協議会*の充実 ・子ども大学☆ふじみ*の開校 ・戦争体験市民派遣事業など公民館事業の実施

指 標

項 目	全国学力・学習状況調査*における児童生徒の地域の行事に参加している割合
現状値	小学校 58.8% (平成 27 年度) 中学校 33.0% (平成 27 年度)
目標値	小学校 61.0% (平成 32 年度) 中学校 37.0% (平成 32 年度)

(6) 安全・安心な教育環境の整備（学校教育課）

- ①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境づくりのため、通学路点検の実施、スクールガードアドバイザー*やスクールガード*の配置、青色パトロールカーの巡回などにより、学校と家庭・地域が連携・協力し一体となった防犯体制の充実に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード*による子どもの見守り活動の充実 ・竜巻避難訓練の実施 ・通学路安全総点検の実施
--

指 標

項 目	スクールガード*活動人数
現状値	1,698 人（平成 27 年度）
目標値	2,000 人（平成 32 年度）

(7) 教職員の資質向上（学校教育課）

- ①学校研究や共同・個人研究、各種研修会など、教職員の資質・能力の向上に取り組み、学校の活性化と教育力の向上・充実に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・教育課題研究委嘱校への補助 ・水泳指導技術向上のための教員スキルアップ研修の実施 ・英語指導カブラッシュアップ研修の実施 ・アクティブ・ラーニング*研修の実施

(8) 大学との教育連携（生涯学習課、学校教育課）

- ①教育実習、スクールボランティア*などを通して、大学と各学校の連携を推進し、学校教育の充実を図ります。
- ②子ども大学☆ふじみ*などの活動を充実させるため、大学との連携を進めます。

主な取り組み

- ・教育実習生の受け入れ
- ・スクールボランティア*の活用
- ・子ども大学☆ふじみ*、子どもスポーツ大学☆ふじみ*の開校

(9) 教育相談体制の充実（教育相談室）

- ①心豊かな生活を送れるよう、児童生徒、保護者や教員などの教育相談を充実します。
- ②教育相談に関する調査・研究、教職員への研修を推進します。
- ③講演会などを通して教育相談の趣旨の啓発に取り組み、家庭教育の向上を支援します。

主な取り組み

- ・就学相談や言語相談などの教育相談の実施
- ・教職員対象の研修会の開催
- ・家庭教育の向上を支援するための講演会の開催
- ・スクールソーシャルワーカー*の充実

指 標

項 目	相談対応解消率
現状値	53.5%（平成27年度）
目標値	57.0%（平成32年度）

(10) 不登校児童生徒の支援（教育相談室）

- ①児童生徒が不登校にならないようにするため、幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校の連携の強化や就学相談などにより、一人ひとりの児童生徒に応じた支援などの充実を図ります。
- ②不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、各学校や家庭と連携し、通室生指導員*による集団生活への適応指導や、基礎学力の定着の取り組みを進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育相談・不登校児童生徒対応推進委員会の開催 ・学校復帰をめざした適応指導教室「あすなろ」の支援の充実 ・中1ギャップ*解消に向けた、小中連携支援シート*作成・活用 ・スクールソーシャルワーカー*の充実

指 標

項 目	不登校児童生徒の割合
現状値	小学校 0.39%（平成 27 年度） 中学校 2.72%（平成 27 年度）
目標値	小学校 0.15%（平成 32 年度） 中学校 1.85%（平成 32 年度）

項 目	適応指導教室利用児童生徒の学校復帰率
現状値	学校復帰率 75.0%（平成 27 年度）
目標値	学校復帰率 85.0%（平成 32 年度）

(11) 学校給食の充実（学校給食センター）

- ①安全でおいしい給食を提供するため、地場産品の利用拡大や食材の選定に努めるとともに、食育を推進し、児童生徒の健やかな成長を促進します。
- ②安全で衛生的な調理環境の維持向上を図るため、設備の計画的な更新及び修繕を進めます。
- ③保護者、学校、給食センターが、食物アレルギー対応について、連携して取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none">・市内産農産物を活用した食育の推進・給食で子どもたちが提案した「苦手野菜克服メニュー」の提供・女子栄養大学と共同開発した、旬の市内産農産物を活用した学校給食メニューの提供・施設設備の修繕・更新

指 標

項 目	学校給食センターにおける市内産農産物利用率（重量ベース）
現状値	43.7%（平成27年度）
目標値	45.0%（平成32年度）

(12) 学校施設・備品の充実（教育政策課、学校教育課）

- ①学校施設の安全性と快適な施設環境を整えるため、非構造部材*の耐震化やトイレの洋式化、大規模改修工事などを計画的に進めます。
- ②教育効果の向上と豊かな教育環境を整えるため、計画的な教材備品などの充実に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・校舎や体育館の大規模改修工事の実施 ・音楽教材や体育教材など教材備品の充実

指 標

項 目	校舎トイレ改修実施校数
現状値	9校/17校（平成27年度）
目標値	15校/17校（平成32年度）

(13) 幼児教育・高校入学などの支援（子育て支援課、教育政策課、学校教育課）

- ①小学校と幼稚園、保育所との連携を強化し、情報の共有などにより幼児期から低学年におけるきめ細かな指導・支援の充実に図り、小1プロブレム*の解消に努めます。
- ②幼稚園などへの就園に対する補助を継続します。
- ③高校・短大・大学などへの入学に際して、経済的負担を軽減し、教育機会の均等を図ります。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等就園奨励費補助金の支給 ・高等学校・大学等入学準備金の利子補給金の交付

第3節 青少年の健全育成支援

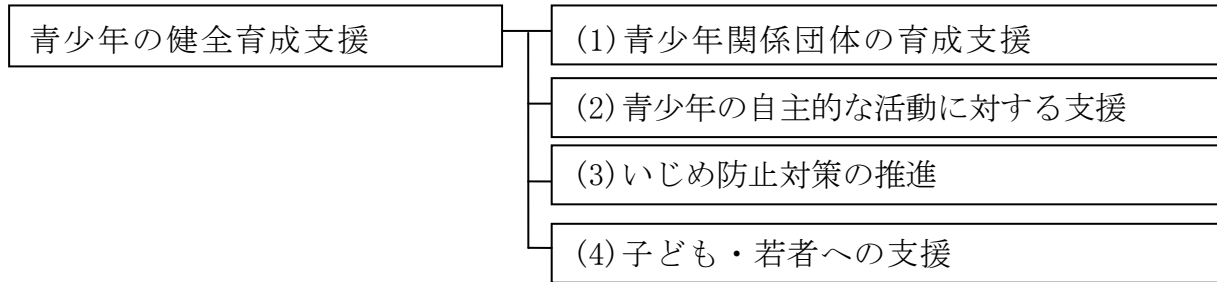
1. 施策の方向性

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。

2. 現状と課題

- ①問題行動の低年齢化などを踏まえ、青少年を取り巻く環境に関する学習機会の提供など健全育成の啓発が大切です。
- ②青少年が地域の一員であることの自覚を促すため、ボランティア活動や地域行事などに参加することや、その活動が地域で受け入れられることが必要です。
- ③青少年育成市民会議*をはじめとする青少年関係団体などと連携し、青少年の健全育成や環境浄化活動などを行っています。
- ④地域子ども教室*は、小学校区ごとに設置され、地域の状況に応じた取り組みを行っています。
- ⑤児童館では、乳幼児親子や小学生を対象に、季節行事や「あそびの学校*」などの各種事業を実施しています。また、中学生・高校生の居場所づくりとして夜間開館を行っています。
- ⑥富士見市いじめ防止条例*などに基づき、学校・地域・家庭を含めた市全体でいじめ問題に取り組み、早期発見、未然防止に努めるとともに、さらに周知・啓発に取り組むことが必要です。
- ⑦ひきこもりや無業状態などによる生活困窮やさまざまな困難を抱えている若者への支援が必要となっています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 青少年関係団体の育成支援（子育て支援課、生涯学習課）

- ① 青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議*や青少年相談員*協議会などとの連携を進めます。
- ② 地域子ども教室*運営委員会や子ども会育成会*などの円滑な活動に向けた支援を行います。
- ③ 地域子ども教室*の活動内容の充実のため、研修会の開催など、コーディネーター*や教育活動サポーター*などの担い手確保に向けて取り組むとともに、地域団体や市民と連携し、運営体制の強化に取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域こども教室の支援 ・ 青少年関係団体への活動支援

指 標

項 目	地域子ども教室*参加児童数
現状値	14,050 人（平成 27 年度）
目標値	15,200 人（平成 32 年度）

項 目	地域子ども教室*ボランティア参加者数
現状値	3,154 人（平成 27 年度）
目標値	3,300 人（平成 32 年度）

(2) 青少年の自主的な活動に対する支援
(交流センター、保育課、生涯学習課、公民館)

- ① 青少年が社会の構成員であることや郷土意識を育てるために、児童館や公民館、交流センターにおいて、青少年対象事業に企画段階から参加する機会の充実に取り組みます。
- ② 青少年が自主的に活動できるような環境づくりや、青少年関係団体の円滑な運営に向けた支援を行います。
- ③ 地域の拠点として中学生・高校生の交流、活動の場となるよう、児童館において健全な青少年の居場所づくりを推進します。また、児童館を中心としたボランティア活動に広く青少年が参加できるよう支援に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもフェスティバルの開催 ・ 成人式の開催 ・ 指定管理者制度*による関沢、諏訪、ふじみ野児童館の管理運営 ・ 児童館の夜間開館の実施

指 標

項 目	児童館施設の利用者満足度（児童館利用者アンケート）
現状値	95.5%（平成27年度）
目標値	99.0%（平成32年度）

項 目	児童館利用者数
現状値	84,121人（平成27年度）
目標値	102,900人（平成32年度）

(3) いじめ防止対策の推進（子育て支援課）

- ①富士見市いじめ防止条例*の周知・啓発に努め、いじめ防止サポーター制度*の普及に努めます。
- ②いじめ問題は、子どもの人権問題と捉え、「子どもの権利条約*」とともに、周知・啓発していきます。

主な取り組み

・いじめ防止サポーター制度*の普及

指 標

項 目	いじめ防止サポーター数（累計）
現状値	161 事業所 34 団体（平成 27 年度）
目標値	211 事業所 84 団体（平成 32 年度）

(4) 子ども・若者への支援（子育て支援課）

- ①子ども・若者たちが、自らの能力を発揮し、地域や社会で生きいきと活躍できるよう、学び直しや社会参加できる仕組みづくりを進めます。

主な取り組み

・子ども・若者へのサポート体制の検討

第2章

健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

第1節 健康づくりの推進

1. 施策の方向性

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病*などの予防に重点を置いた対策を推進します。

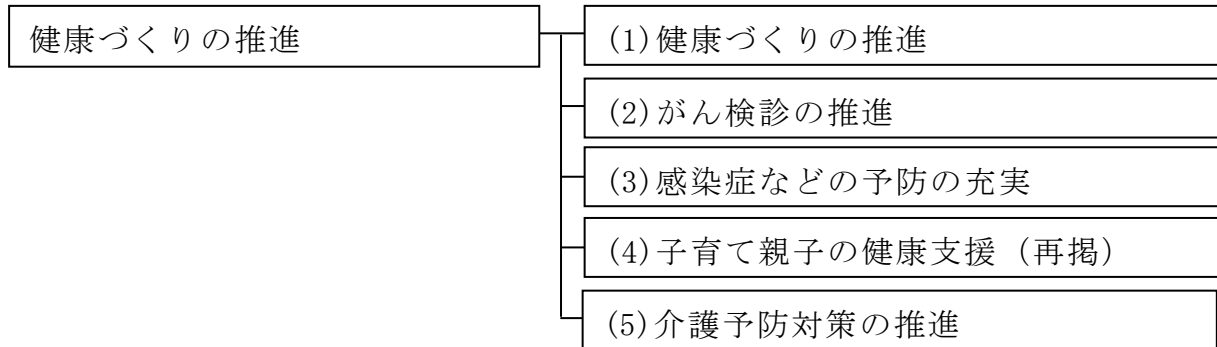
さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診*・特定保健指導*や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

2. 現状と課題

- ①すべての市民が、心身ともに健康で、生涯を通じて健やかな生活を送れるよう健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）*・富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～*に基づき、健康づくり施策を総合的、計画的に進めています。
- ②市民一人ひとりが健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解し、主体的に取り組めるよう支援する環境づくりが求められています。
- ③健康相談や健康講座など、健康に対する意識啓発や健康づくりに、町会などと協力し、取り組んでいます。
- ④市民の健康寿命*を伸ばす上で重要な課題である、循環器疾患や糖尿病などを発症させないための一次予防に重点を置いた生活習慣病*対策が求められています。
- ⑤死亡主要原因は、がんが第1位であり、国ではがん対策推進基本計画*に基づき、がん検診の受診率50%を目指しており、本市でもがん検診の受診率向上が求められています。
- ⑥新型インフルエンザなどの感染症に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市対策本部を設置するなど、市民への情報提供や臨時予防接種の実施など、迅速な対応についての体制を整えています。

- ⑦介護予防をさらに進めるため、介護予防が必要な人の把握、普及啓発や活動の育成支援などの一般介護予防事業を推進していくことが必要です。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 健康づくりの推進（健康増進センター）

- ①すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指し、市民・地域・関係機関などが連携し、健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）*や富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～*に基づき、健康づくりを総合的・計画的に進めます。
- ②「健康長寿のまち富士見」の実現のため、主体的な健康づくりに向けた健康マイレージ事業*などの施策に取り組みます。
- ③重症化につながりやすい糖尿病・高血圧・脂質異常症などに関する健康教育や健康相談の充実を図り、市民が自らの健康に関心を持てるよう啓発に努めます。
- ④町会や地区社会福祉協議会、健康づくり自主グループなどと連携を図り、健康相談・健康講座を開催します。
- ⑤妊娠期や乳幼児期、子どもから高齢者に至るまで、健康的な食習慣を身につけられるよう、食育推進室*を拠点として、食育を通じた健康づくりを推進します。また、食生活改善推進員協議会*や関係機関と連携し、情報提供や啓発などを進め、地域に根ざした食育推進事業に取り組みます。

⑥特定健診*・特定保健指導*の受診率・実施率向上に向け、啓発に取り組みます。

⑦歯と口腔の健康は、市民が健康な生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を担っているため、ライフステージにおける歯科口腔保健に関する健康づくりを計画的に進めます。

主な取り組み

指 標

項 目	運動習慣がある20歳～64歳の割合
現状値	男性 32.7% 女性 28.1% (平成26年度)
目標値	男性 38.0% 女性 33.0% (平成32年度)

項 目	バランスの良い食事の頻度(主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる日が「ほぼ毎日」の割合)
現状値	57.0% (平成26年度)
目標値	63.0% (平成32年度)

項 目	食生活改善推進員*の人数
現状値	67人 (平成27年度)
目標値	73人 (平成32年度)

項 目	むし歯のない5歳児の割合
現状値	69.6% (平成25年度)
目標値	72.3% (平成32年度)

項 目	成人歯科健診受診者数
現状値	450人 (平成27年度)
目標値	530人 (平成32年度)

(2) がん検診の推進（健康増進センター）

①国の動向に合わせて実施方法の見直しや、医療機関の確保に努めます。また、各種がん検診の普及啓発や、利便性、受診率の向上に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診費用の助成 ・胃がんリスク検診の実施 ・胃がん検診の個別化
--

指 標

項 目	がん検診の受診率
現状値	胃がん 1.8%、肺がん 35.9%、大腸がん 34.3%、 子宮頸がん 25.8%、乳がん 17.3%、胃がんリスク検診 20.9% (平成 27 年度)
目標値	胃がん 5.0%、肺がん 40.0%、大腸がん 40.0%、 子宮頸がん 30.0%、乳がん 20.0%、胃がんリスク検診 25.0% (平成 32 年度)

(3) 感染症などの予防の充実（健康増進センター）

- ①感染症の発生やまん延・重症化を予防するため、各種予防接種を実施します。また、感染症や予防ワクチンに関する情報を市ホームページなどを通じて市民へ迅速に提供します。
- ②関係機関と連携し、新型感染症に関する情報提供や予防対策などに取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の予防接種ワクチン費用の助成 ・高齢者の予防接種ワクチン費用の助成 ・予防接種の勧奨
--

指 標

項 目	麻しん風しん1期接種率
現状値	89.3%（平成27年度）
目標値	95.0%（平成32年度）

項 目	麻しん風しん2期接種率
現状値	90.2%（平成27年度）
目標値	95.0%（平成32年度）

(4) 子育て親子の健康支援（再掲）（健康増進センター）

- ①妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、妊婦健診費用に対する助成、乳幼児健診・相談の充実や食育の推進に努めます。
- ②出産・育児の不安などの解消のため、産前・産後における相談支援やサポート体制の強化に併せ、交流事業の充実を図ります。
- ③地域医療機関などとの連携や母子保健推進員*の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査と相談、フォロー教室*の実施 ・ 妊婦健康診査費用の助成 ・ 母子保健推進員*による乳児家庭訪問と地域活動支援
--

指 標

項 目	妊婦健診利用件数
現状値	22,911 件（平成 27 年度）
目標値	23,800 件（平成 32 年度）

項 目	乳児家庭訪問率
現状値	88.8%（平成 27 年度） 880 人／991 人（家庭数）
目標値	91.0%（平成 31 年度）

(5) 介護予防対策の推進（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ①加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
- ②介護予防活動に取り組む高齢者を増やし、自主グループの育成と交流を通じ、活動を継続できるよう支援します。
- ③高齢者の社会参加や役割の創出のため、ふじみパワーアップ体操*や高齢者サロンなどの通いの場を拡充します。また、介護支援ボランティアポイント事業*などの活動できる場所づくりに努めます。
- ④介護が必要な状態になっても、自分の持てる力を活用して、自立した生活を継続できるよう支援します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援ボランティアポイント事業*の実施 ・介護予防自主グループへの活動支援 ・介護予防のための通所型教室の実施

指 標

項 目	65歳健康寿命*
現状値	男性 16.46年 女性 19.22年（平成26年度）
目標値	男性 16.96年 女性 19.84年（平成32年度）

項 目	介護支援ボランティアポイント登録者数
現状値	—（平成27年度）
目標値	300人（平成32年度）

項 目	自主活動グループの登録者数
現状値	1,458人（平成27年度）
目標値	1,700人（平成32年度）

第2節 地域医療体制の充実

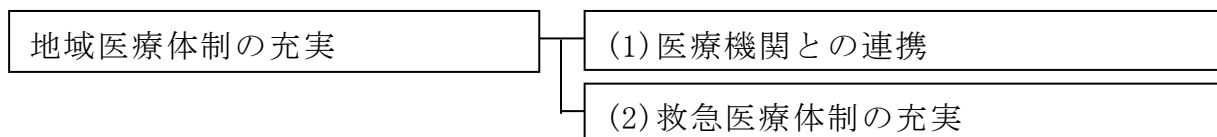
1. 施策の方向性

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ①市内の医療機関は、平成24年3月末現在、病院5施設（544床）、診療所49施設、歯科診療所45施設から、平成28年4月末現在、病院5施設（616床）、診療所64施設（内6施設において82床）、歯科診療所52施設に増加しています。平成28年度には、市内の病院が増床し、小児の入院、緊急患者の受け入れ体制が拡充されました。
- ②外来治療を必要とする軽症の患者に対応した初期救急医療については、東入間医師会により休日診療、平日夜間の小児救急診療を実施、入院治療を必要とする重症の患者に対応した第二次救急医療については、川越地区内の病院群が輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施、さらに重篤な患者に対応した第三次救急医療については、埼玉医科大学総合医療センターで実施しています。
- ③平成27年度に実施した市民意識調査*では、「医療サービス体制の充実」に対する不満の理由として「医療施設の情報が少ない」が1位だったことから、医師会などと連携しながら、医療体制の整備とともに、情報提供の充実が求められています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 医療機関との連携（健康増進センター）

- ①市内医療機関と地域医療の拠点としての役割を担う中核病院相互の連携と医療供給体制の確立を支援します。

主な取り組み

・東入間医師会の病診連携事業に対する補助

指 標

項 目	市民意識調査* 医療サービス体制の充実の満足度
現状値	44.5%（平成27年度）
目標値	53.0%（平成32年度）

(2) 救急医療体制の充実（健康増進センター）

- ①医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の充実に努めます。また、これらに関する情報を提供します。
- ②医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進に努めていきます。

主な取り組み

・初期救急や第二次救急医療体制に対する補助

第3節 地域福祉の充実

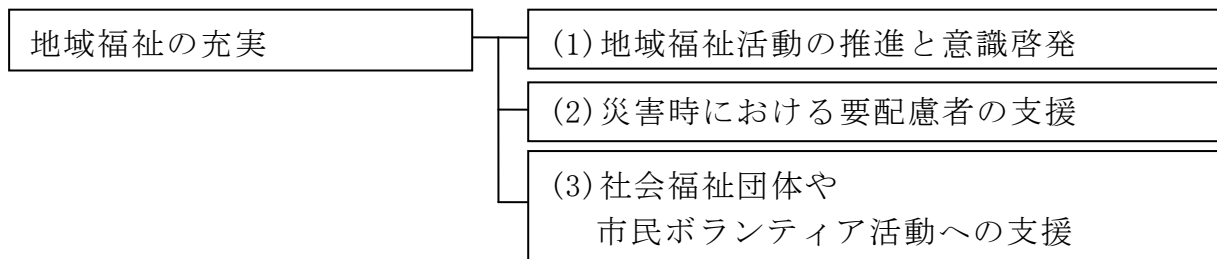
1. 施策の方向性

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

2. 現状と課題

- ① 地域課題を解決するためには、行政施策と併せて、市民と行政の協働による地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。
- ① 要配慮者*については、自主防災組織*や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが進められています。また、避難行動要支援者*については、個別計画*の作成を各町会の民生委員・児童委員の協力により、進める必要があります。
- ③ 「要援護者見守り事業に関する協定」を新聞販売店、ガス検針業者及び郵便局などと締結し、年齢にかかわらず援護を必要としている方が発見されたときに迅速に支援するための体制づくりを進めています。
- ④ 社会福祉協議会におけるボランティア登録団体と人数は、48 団体 938 人（平成 24 年度）から 46 団体 808 人（平成 27 年度）と減少傾向にあるため、その目的や活動の理解を促進しながらボランティアの確保に努め、地域活動の活性化に取り組む必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進と意識啓発（福祉課）

- ①市民との協働による地域福祉活動を進めるため、「ふじみ福祉フォーラム21」など様々な啓発事業に取り組みます。
- ②地域全体でお互いを支えあうまちを目指し、地域住民との協働により地域福祉計画を推進します。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ふじみ福祉フォーラム21の開催・指定管理者制度*による市民福祉活動センターの管理運営 |
|--|

指 標

項 目	市民意識調査* 福祉のまちづくりの満足度
現状値	40.7%（平成27年度）
目標値	45.0%（平成32年度）

(2) 災害時における要配慮者の支援（安心安全課、福祉課）

- ①災害時において、高齢者や障がい者などの要配慮者*の支援が迅速・的確に行えるよう、日頃から、市民とともに、要配慮者*情報の把握や安否確認、避難行動の支援などに取り組みます。また、避難行動要支援者*登録制度の活用を推進します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者*名簿の作成、個別計画*の作成・更新 ・支援者用マニュアル*の作成 ・避難訓練の実施

指 標

項 目	避難行動要支援者*の個別計画*策定割合
現状値	100%（平成27年度）
目標値	100%（平成32年度）

項 目	避難行動要支援者*の登録人数
現状値	1,313人（平成27年度）
目標値	1,363人（平成32年度）

(3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援（福祉課）

- ①地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉活動団体などの活動に対する支援を行います。
- ②社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に対する啓発、参加促進、活動環境の整備を進め、福祉ボランティアの養成に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体に対する補助 ・民生委員・児童委員活動の推進 ・ボランティアグループへの活動支援 ・社会福祉協議会に対する運営費補助
--

第4節 高齢者福祉の充実

1. 施策の方向性

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいつくりの支援を行います。

また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

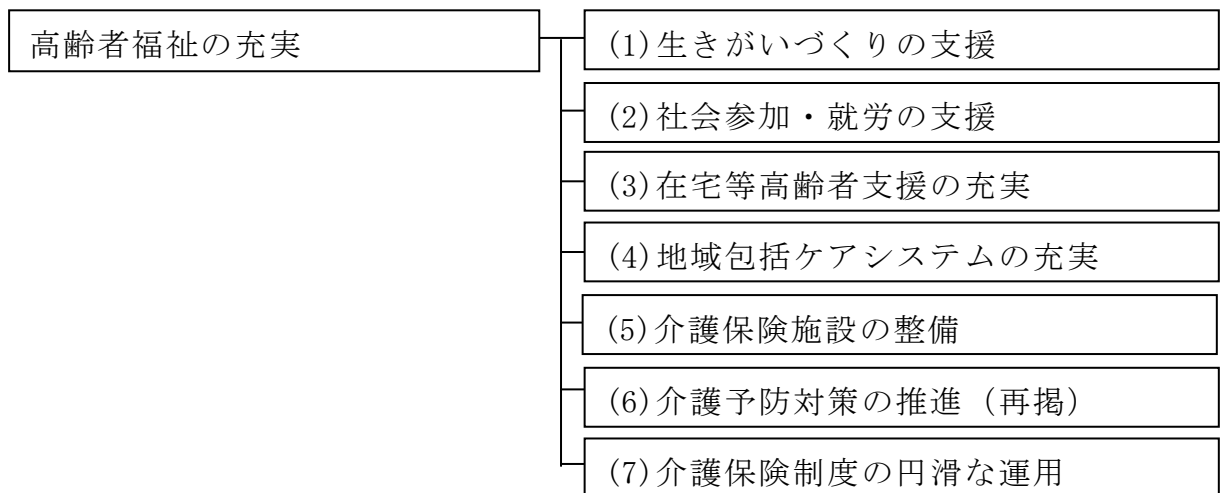
2. 現状と課題

- ①本市の高齢化率（65歳以上の割合）は、平成28年4月現在23.7%で、年々増加しています。高齢化の進展に伴い、一人暮らしや認知症の高齢者が増加しており、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様な主体による生活支援サービスの充実や、医療と介護の連携、認知症予防や早期発見などに取り組む認知症施策の推進が求められています。
- ②5ヶ所の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）*が、各圏域において様々な相談に対応しています。
- ③地域における見守りや支えあいの仕組みづくりや日常生活の場で医療や介護などの支援が一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム*）を充実していく必要があります。
- ④成年後見制度*の必要性が高まり、「成年後見センター☆ふじみ*」を設置し、認知症高齢者の権利擁護に努めています。
- ⑤シルバー人材センター*は、就業機会の拡大を目的にふじみ野市・三芳町のシルバー人材センター*と平成28年4月に合併しました。また、就労を希望する高齢者に対して就業の機会を通じた健康や生きがいつくりのため、民間の業務や公共施設の管理などを受託しています。
- ⑥老人福祉センターでは、利用者が快適に過ごせるよう、施設の修繕等を計画的に進めており、個人利用者をはじめ、老人クラブやコミュニティ大学*などの団体活動も活発に行われています。

⑦今後の後期高齢者人口の急増などに対応するため、介護予防の取り組みを強化し、自立支援の考えに基づくケアマネジメント*の普及や高齢者が高齢者を支える仕組みなどの構築が求められています。

⑧介護を必要とする人が、住みなれた地域で自立した生活を続けられるよう、地域密着型サービス事業所*の整備を計画的に進めています。地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）は、市内で4施設となり、計画的に整備が進みました。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生きがいくりの支援（交流センター、高齢者福祉課、公民館）

- ①老人福祉センターの利用促進や高齢者学級の充実に努めるとともに、各地域の老人クラブやサークル活動の活性化、コミュニティ大学*など、自主的な活動を支援します。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度*による老人福祉センターの管理運営 ・老人クラブ運営に対する補助 ・コミュニティ大学*や高齢者学級の実施 |
|--|

指 標

項 目	老人福祉センター利用者数
現状値	37,886 人（平成 27 年度）
目標値	43,900 人（平成 32 年度）

(2) 社会参加・就労の支援（高齢者福祉課、生涯学習課）

- ①市民の様々な社会経験や知識・技能を活かすため、市民人材バンク*への登録を促進するとともに、地域でのふれあい、仲間づくりなどの充実に努めます。
- ②高齢者の雇用機会を拡大するため、シルバー人材センター*に対する支援を行うとともに、関係機関と連携した就業に関する情報の提供に努めます。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター*に対する支援 ・市民人材バンク*への登録促進 ・市民人材バンク推進員*の登録者と利用者の開拓 |
|--|

(3) 在宅等高齢者支援の充実（高齢者福祉課）

- ①自立した生活を支援するため、一人暮らしや、見守り、徘徊などの援護が必要な高齢者に対する各種事業やサービスの充実に努めます。
- ②認知症高齢者などの生活を支えるため、成年後見制度*の普及や権利擁護などに努めるとともに、市民後見人*の育成や「成年後見センター☆ふじみ*」の運営を支援します。
- ③高齢者の尊厳を守るため、高齢者虐待の防止に努めます。また、高齢者あんしん相談センター*などの関係機関との連携による速やかな対応に取り組めます。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・在宅等高齢者の配食、紙おむつ支給、ふれあい収集など日常生活支援・成年後見センター☆ふじみ*に対する支援 |
|---|

(4) 地域包括ケアシステムの充実（高齢者福祉課）

- ①日常生活圏域ごとに設置した高齢者あんしん相談センター*の相談体制などの充実に努めます。また、関係機関と連携し、高齢者あんしん相談センター*を中心とした地域のネットワークづくりを進め、高齢者の支援体制を構築します。
- ②認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症に関する理解を拡げるとともに、相談体制を強化し、早期診断・早期対応に努めます。
- ③見守りや買い物などの生活支援サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、地域において多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築します。
- ④住み慣れた地域での生活が送れるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携を支援します。

主な取り組み

- ・ 高齢者あんしん相談センター*の運営支援
- ・ 認知症初期集中支援チーム*の設置などによる認知症施策の推進
- ・ 生活支援コーディネーター*の配置などによる生活支援体制の整備
- ・ 医療と介護の連携強化

指 標

項 目	市民意識調査* 高齢者相談体制の充実の満足度
現状値	33.0%（平成27年度）
目標値	40.0%（平成32年度）

(5) 介護保険施設の整備（高齢者福祉課）

- ①介護ニーズを踏まえながら、必要なサービスや施設の整備を進めます。特に住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービス事業所*の整備を検討します。

(6) 介護予防対策の推進（再掲）（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ①加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
- ②介護予防活動に取り組む高齢者を増やし、自主グループの育成と交流を通じ、活動を継続できるよう支援します。
- ③高齢者の社会参加や役割の創出のため、ふじみパワーアップ体操*や高齢者サロンなどの通いの場を拡充します。また、介護支援ボランティアポイント事業*などの活動できる場所づくりに努めます。
- ④介護が必要な状態になっても、自分の持てる力を活用して、自立した生活を継続できるよう支援します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援ボランティアポイント事業*の実施 ・介護予防自主グループへの活動支援 ・介護予防のための通所型教室の実施

指 標

項 目	65歳健康寿命*
現状値	男性 16.46年 女性 19.22年（平成26年度）
目標値	男性 16.96年 女性 19.84年（平成32年度）

項 目	介護支援ボランティアポイント登録者数
現状値	—（平成27年度）
目標値	300人（平成32年度）

項 目	自主活動グループの登録者数
現状値	1,458人（平成27年度）
目標値	1,700人（平成32年度）

(7) 介護保険制度の円滑な運用（高齢者福祉課）

- ①介護を必要とする高齢者とその家族が安心して暮らしていけるよう、介護サービスの質の維持・向上を図りながら制度の安定的な運営に取り組みます。また、制度改正に対応した円滑な運営を行っていきます。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・第7期富士見市高齢者保健福祉計画*の策定・地域の実情に合わせた介護予防に係るサービスの実施・介護職員人材確保のための講座開催 |
|---|

指 標

項 目	介護職員初任者研修修了者の市内事業所への就職者数（累計）
現状値	24人（平成27年度）
目標値	90人（平成32年度）

第5節 障がい者福祉の充実

1. 施策の方向性

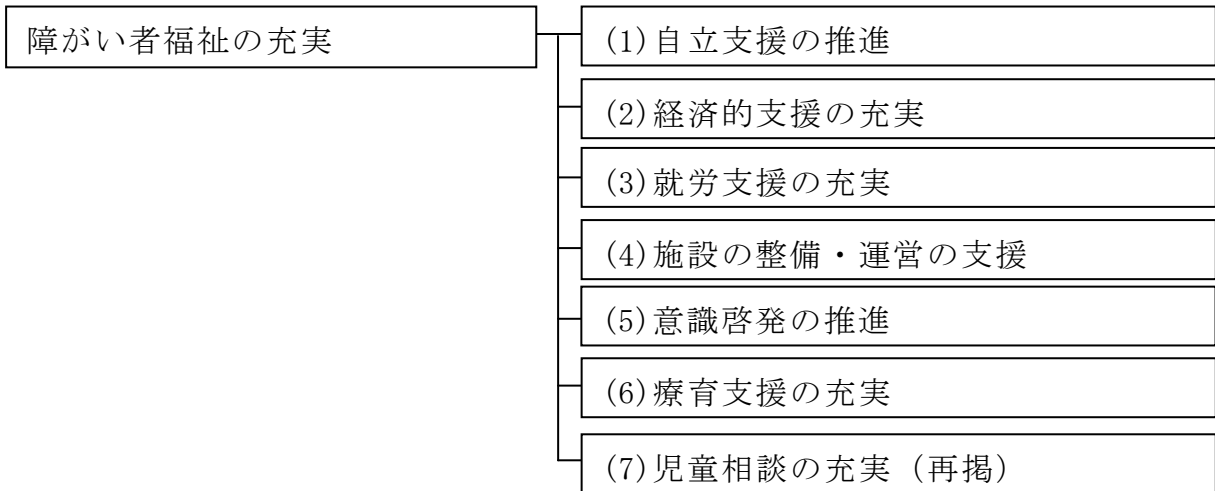
障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。

2. 現状と課題

- ①高齢化の進展などに伴い、障害者手帳（身体、知的、精神）の所持者は年々増加しています。また、近年、発達障がい*児・者に関する相談・支援が増えていることから、関係機関の連携強化に取り組みます。
- ②乳幼児健診などによる障がいの早期発見、みずほ学園*での療育や保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、さらに卒業後の進路指導まで一連の体制を整えています。
- ③みずほ学園*では、療育支援*を担う地域の中核施設として、通園による療育支援*とともに、保育所等訪問支援事業をはじめ、個別相談を充実するなど、地域で支援を必要とする就学前児童や保護者への支援の充実に取り組んでいます。
- ④障がい者支援については、個々のニーズに応じた各種支援に取り組んでいますが、相談支援体制のさらなる充実や相談支援事業者間の連携強化に取り組むことが求められています。
- ⑤これまで継続している「あいサポート運動*」や、富士見市手話言語条例*、障害者差別解消法*などに基づき、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることが求められています。
- ⑥障がい者が地域生活に必要なサービスを効果的に活用できるよう三芳町と共同で開設した「障がい者相談支援センター*」において、相談支援、サービス等利用計画の作成を行っています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自立支援の推進（障がい福祉課）

- ①地域での自立した生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などのほか、相談支援体制の充実や、手話通訳者及び要約筆記*者派遣などにより意思疎通支援を推進します。
- ②生涯学習の充実やスポーツ活動の推進に取り組み、主体的な活動を支えます。また、移動支援などの外出手段を確保し、社会参加を支援します。
- ③相談支援事業者間の連携強化やより身近に相談できる場所の確保に取り組み、効果的な支援につながるよう努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の派遣及び養成 ・要約筆記*者の派遣 ・移動支援、日常生活用具の給付 ・障害福祉サービス事業所での見守りや訓練などの日中一時支援の実施
--

指 標

項 目	手話通訳者の派遣件数
現状値	574 件（平成 27 年度）
目標値	660 件（平成 32 年度）

(2) 経済的支援の充実（障がい福祉課）

- ①経済的、精神的負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当などの各種手当や医療費の支給を行います。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 障害者手当、福祉手当などの支給・ 重度心身障害者に対する手当の支給・ 人工透析療法などの医療費の助成・ タクシーの初乗り運賃分の助成・ 難聴児に対する補聴器購入費の補助 |
|--|

(3) 就労支援の充実（障がい福祉課）

- ①地域の就労訓練事業所やハローワークなど関係機関と連携し、障害者就労支援センター*の充実を図り雇用の確保に努めます。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 障害者就労支援センター*の運営 |
|---|

指 標

項 目	障害者就労支援センター*による支援者数
現状値	205 人（平成 27 年度）
目標値	323 人（平成 32 年度）

(4) 施設の整備・運営の支援（障がい福祉課）

- ①障がい者の生活支援や就労訓練の充実を目指し、障がい者施設の整備や運営に対する支援を行います。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護施設運営に対する補助 ・精神障がい者就労支援事業所に対する補助 ・放課後等デイサービス施設の運営支援 ・障がい者相談支援センター*の運営支援
--

指 標

項 目	障がい者相談支援センター*での支援者数
現状値	178 人（平成 27 年度）
目標値	268 人（平成 32 年度）

項 目	市内精神障がい者就労訓練施設利用者数
現状値	29 人（平成 27 年度）
目標値	51 人（平成 32 年度）

(5) 意識啓発の推進（障がい福祉課）

- ①障害者差別解消法*、富士見市手話言語条例*の推進や、あいサポート運動*の普及により、障がい者と共に暮らす共生社会の実現に向け取り組みます。
- ②当事者、関係者、市民が参加する自立支援協議会*において、市民とともに、障がいに関する意識啓発を進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催などのあいサポート運動*の推進 ・手話体験講座の実施など富士見市手話言語条例*の普及啓発 ・第4期富士見市障がい者支援計画*の策定 ・自立支援協議会*の運営
--

指 標

項 目	あいサポーター数
現状値	2,871人、2団体（平成27年度）
目標値	7,000人、20団体（平成32年度）

(6) 療育支援の充実（みずほ学園）

- ①関係機関と連携し、障がい児や発達の遅れのある乳幼児を支援するため、機能訓練、親子指導、個別・集団指導を早期から実施します。また、保育所などの施設への巡回相談をはじめ、在宅で療育を必要としている児童への支援など、地域療育支援*についても取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・通園児童への個別・専門的な療育支援*の実施 ・保育所など施設への巡回相談の実施 ・障がい児支援利用計画*の作成及びモニタリングの実施

指 標

項 目	地域療育支援*利用児童の利用者数
現状値	222名（平成27年度）
目標値	250名（平成32年度）

(7) 児童相談の充実（再掲）（障がい福祉課）

- ①子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、家庭児童相談員*による相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門相談、専門医による診断・指導など、支援体制の充実に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室の運営 ・養育支援訪問*の実施
--

第6節 社会保障の充実

1. 施策の方向性

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

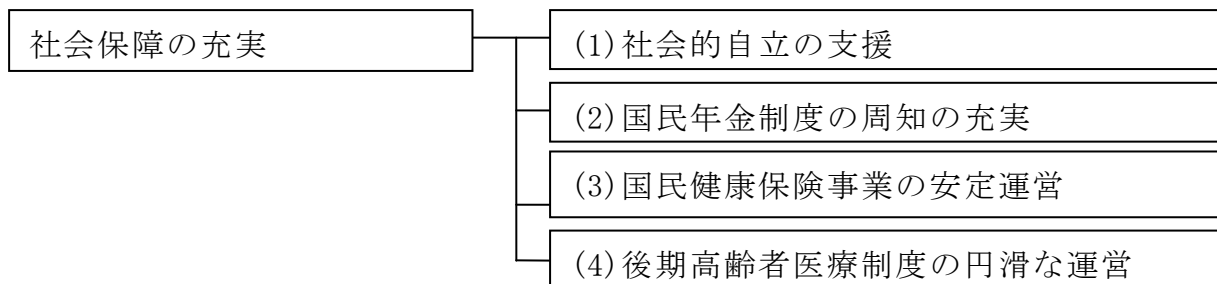
2. 現状と課題

①生活保護を受給する世帯は、経済・雇用情勢を反映し全国的に増加傾向にあり、本市においても状況は同じです。引き続き、適正な審査と給付を行うとともに、生活保護受給者の自立を促すことが求められています。

②国民年金については、関係機関と連携し、制度の周知に努める必要があります。

③国民健康保険については、医療費の適正化と保険税の収納率向上に努めるとともに、都道府県単位での国民健康保険事業の安定運営に向けて事務を行う必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 社会的自立の支援（福祉課）

- ①すべての市民が、健康で文化的な生活水準を維持できることを保障し、自立を支援します。
- ②生活に困窮する方の求職活動を支援し社会的自立を促進します。また、「生活サポートセンター☆ふじみ*」や川越職業安定所、富士見市ふるさとハローワーク*などと連携し、地域における就労支援体制を強化します。
- ③生活に困窮する世帯の中学生・高校生を対象に、学習支援や学習場所の提供、家庭訪問による個別指導などに取り組み、基礎学力の向上を図り、子どもの将来における社会的自立を促します。

主な取り組み

- ・生活サポートセンター☆ふじみ*への運営支援
- ・生活困窮者などへの学習支援事業の実施
- ・就労支援員による就労支援

指 標

項 目	生活困窮者などへの就労支援による就労者数
現状値	22人（平成27年度）
目標値	50人（平成32年度）

項 目	生活困窮者などへの学習支援の実施の効果
現状値	高校進学率100%、高校中退者0人（平成27年度）
目標値	高校進学率100%、高校中退者0人（平成32年度）

(2) 国民年金制度の周知の充実（保険年金課）

- ①公的年金の運営主体である日本年金機構と連携し、国民年金制度のわかりやすい情報提供に努めます。

主な取り組み

- ・制度の周知及び加入促進

(3) 国民健康保険事業の安定運営（保険年金課）

- ① 特定健診*事業の推進やジェネリック医薬品*の使用推奨などにより、生活習慣病*の予防と医療費の適正化を目指します。
- ② 国民健康保険の医療制度の見直しに的確に対応します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診*の実施 ・ 人間ドック検査料の補助 ・ ジェネリック医薬品*の利用促進 ・ 低所得者に対する保険税の軽減
--

指 標

項 目	特定健診*の受診率
現状値	43.2%（平成27年度）
目標値	60.0%（平成29年度）

項 目	ジェネリック医薬品*の数量割合
現状値	60.9%（平成27年度）
目標値	80.0%以上（平成32年度）

(4) 後期高齢者医療制度の円滑な運営（保険年金課）

- ① 保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、迅速かつ適切な業務に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査の実施 ・ 人間ドック検査料の補助 ・ ジェネリック医薬品*の利用促進

指 標

項 目	ジェネリック医薬品*の数量割合
現状値	57.1%（平成27年度）
目標値	80.0%以上（平成32年度）

第3章

生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第1節 人権の尊重

1. 施策の方向性

すべての市民の基本的人権の保障を基本に据えた取り組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組みます。

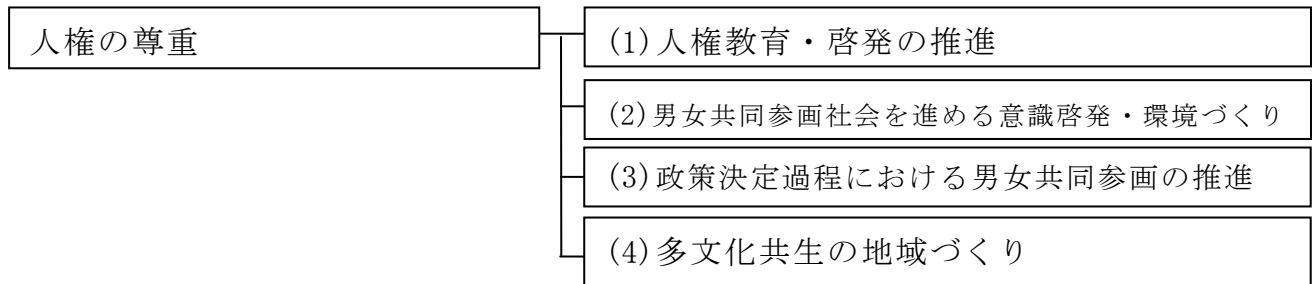
また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく、対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

2. 現状と課題

- ①本市は昭和41年に「人間尊重宣言都市」を宣言し、人権問題に関する教育や啓発活動、相談者の支援に取り組んできました。児童虐待や女性への暴力をはじめ、高齢者・障がい者などの人権問題、同和問題などの解決に向けた、一人ひとりの人権が尊重され守られるまちづくりが求められます。
- ②LGBT*などのセクシャルマイノリティ*について、十分理解されていないため、社会の中で自分らしく生活することが難しい状況です。
- ③あらゆる分野において男女が対等な立場で個性と能力を十分に発揮できるよう、富士見市男女共同参画プラン（第3次）*に基づき、施策の推進や啓発を行っていく必要があります。
- ④国籍や民族の異なる市民が、互いの文化的違いを認め合いながらともに生きる「多文化共生社会」に向けた取り組みが求められます。
- ⑤グローバル化の進展により、国境の垣根が低くなり、人・もの・情報などの往来が盛んになっていく中、国際交流のあり方を幅広く検討する必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 人権教育・啓発の推進（人権・市民相談課、生涯学習課）

- ①あらゆる人権問題の解決を目指して、関係機関と連携・協力し、家庭、地域、学校、企業などを対象に、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重し合える社会づくりに向けた人権教育・啓発活動を進めます。
- ②セクシャルマイノリティ*への正しい認識と理解に向けた啓発などを通じ、お互いの人権を尊重する環境づくりに努めます。

主な取り組み

- ・ 人権啓発研修の開催
- ・ 人権教育講演会の開催

(2) 男女共同参画社会を進める意識啓発・環境づくり（人権・市民相談課）

- ①富士見市男女共同参画推進条例*の基本理念に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が等しく尊重されるよう市民、地域、学校、企業などに向けた意識啓発を行います。
- ②多様化する家族形態・就労形態に対応し、家事・育児・介護などにかかわる男女が、ワーク・ライフ・バランス*を確保できるよう、環境づくりに取り組みます。
- ③ドメスティック・バイオレンス（DV）*やセクシャル・ハラスメント*などの根絶に向けて、男女がともに互いの人権を尊重しあう社会づくりを進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・各種講演会、セミナーの開催 ・啓発冊子の配布 ・ホームページ、広報ふじみによる周知・啓発

(3) 政策決定過程における男女共同参画の推進（人権・市民相談課）

- ①男女が対等な立場であらゆる分野に参画できるよう、政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等における女性参画の推進
--

指 標

項 目	各種審議会等における女性委員の割合
現状値	28.3%（平成27年度）
目標値	40.0%（平成32年度）

(4) 多文化共生の地域づくり

(交流センター、人権・市民相談課、生涯学習課、公民館)

- ①国籍にかかわらず互いの文化的違いを認め合い、同じ地域の一員として協働によるまちづくりに努めます。また、NPO*法人や市民団体と連携し、多言語による行政情報の提供や外国籍市民への日本語指導などを充実します。
- ②市民団体と市が協力し、市民が広く国際交流できるような取り組みを一層進めるとともに、相互理解の機会の充実を図ります。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・国際交流フォーラムの開催・6カ国語による生活情報の提供 |
|---|

第2節 生涯にわたる学習・教育環境の充実

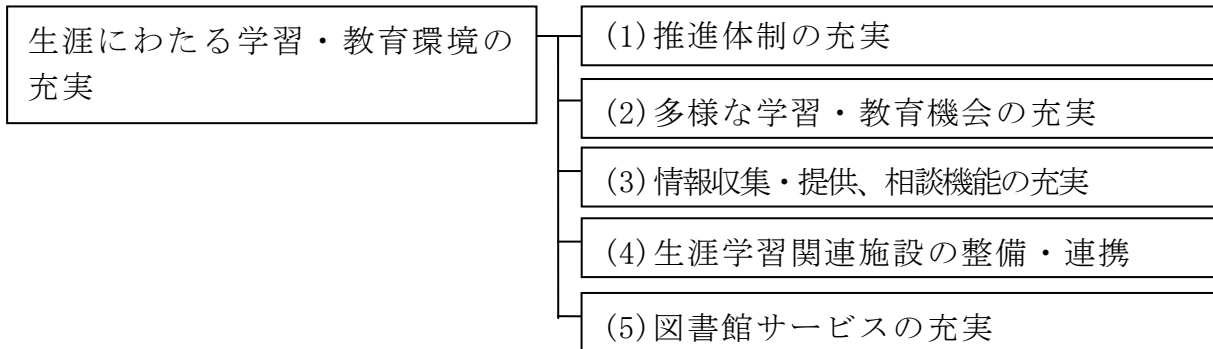
1. 施策の方向性

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

2. 現状と課題

- ①生涯学習関連施設では、現代的・社会的課題に対応した学習の推進及びライフステージに応じた学習機会の充実に努めています。平成 27 年度には、「富士見市生涯学習推進基本計画（第2次）*」の見直しを行い、今後5年間の方向性を決めました。
- ②生涯学習関連施設では、様々な分野の団体・サークル活動が行われ、施設ごとに活動分野を越えた横断的な連絡会が組織されており、各施設では市民との協働による多様な事業を開催しています。
- ③市民の能力や経験を活用する「市民人材バンク*制度」や、市職員が行政情報を提供し、市民と市がともに学びあう機会とする「富士見市協働によるまちづくり講座*」（出前講座）を行っています。こうした取り組みをはじめ生涯学習関連施設で開催する各種学習、イベントなどの情報を広く市民に提供し、これらの機会を通じて、市民と市が地域課題の解決に向けて相互理解を深め、市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。
- ④「第2次富士見市子ども読書活動推進計画*」に基づき、子どもの発達段階に合わせた読書環境の整備を家庭、学校、地域と相互協力、連携を図りながら進める必要があります。
- ⑤生涯学習関連施設では、子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習活動が展開されています。また、青年層が主体的に参加をする機会を増やすため、成人式典などのイベントで企画運営から関わる仕組みづくりや、さらに、青年同士の交流の場となるよう取り組む必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 推進体制の充実（地域文化振興課、生涯学習課）

- ①子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習・教育活動が展開されるよう、市民参加により「富士見市生涯学習推進基本計画（第2次）*」を進めます。

(2) 多様な学習・教育機会の充実

（地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館）

- ①子どもから高齢期に至るライフステージや地域及び現代的課題の解決のために、様々な学習・教育の機会を充実します。
- ②学習・教育の機会を通して人と人がつながり、豊かな地域社会の実現に向けた活動に発展していくための支援を行います。

主な取り組み

- ・子育て学習、高齢者生きがい健康づくり、生活文化講演などの各種講座の開催

指 標

項 目	市民意識調査* 多様な学習活動の支援の満足度
現状値	39.8%（平成27年度）
目標値	41.0%（平成32年度）

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実

(地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館)

①公民館・交流センターだよりをはじめ、市ホームページなどで生涯学習情報を提供するとともに、生涯学習関連施設ごとに発信する情報を集約し、市民の求めに的確に対応できるように努めていきます。

②市民の自主的な学習活動を支援するために、公民館、交流センターなどで相談機能の充実に努めます。

主な取り組み

- ・生涯学習ガイドブックの発行
- ・公民館だよりなどの地域情報誌の発行

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携

(地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館)

①各施設の計画的な維持管理を行うとともに、ユニバーサルデザイン*や情報化社会に対応した設備・機能の整備を進め、誰もが利用しやすい施設を目指します。

②生涯学習関連施設が地域の拠点施設としての役割・機能を発揮できるよう、ネットワーク化を進めます。

主な取り組み

- ・交流センター、公民館などの施設改修

(5) 図書館サービスの充実（生涯学習課）

- ①市民ニーズに応えた図書資料や調査・相談機能、配本サービスなどを充実し、地域の情報拠点としての機能を高めることに努めます。
- ②子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を通して豊かな心を養えるよう、家庭への支援や学校をはじめ関係機関、団体との連携を推進します。
- ③中央図書館は、利用者が楽しく快適に滞在できる「憩い」の場や、魅力的な空間を持たせるため、改修を進めていきます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館まつりの開催 ・ 子ども司書講座、おはなし会、子ども読書月間、ブックスタート* など、子どもたちへの読書推進活動の実施

指 標

項 目	市民意識調査* 図書館サービスの充実の満足度
現状値	55.7%（平成27年度）
目標値	60.0%（平成32年度）

項 目	図書館利用者数
現状値	180,873人（平成27年度）
目標値	227,000人（平成32年度）

第3節 市民文化の創造

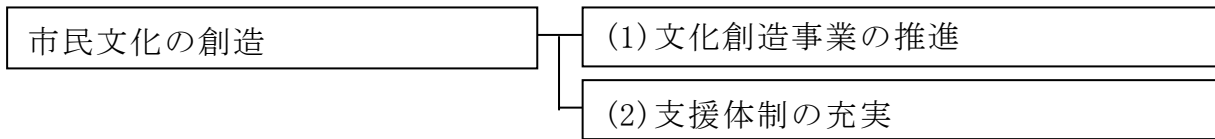
1. 施策の方向性

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

2. 現状と課題

- ①市民文化会館キラリ☆ふじみは、公募による芸術監督制度*の導入、事業企画から運営まで総括的に支援する市民組織や市民ボランティアとの協働など、全国の公共ホールの中でも先進的な取り組みをしています。
- ②市民文化会館キラリ☆ふじみが展開している個性あふれる多彩な創作活動は、平成20年に県内で初めて総務大臣から表彰されるとともに、キラリ☆ふじみ制作の創作劇が国内外で公演されるなど、富士見市から、文化芸術が発信されています。これらの優れた創作活動に、より多くの市民の方々に参加いただくため、サポーター制度などの多様な手法の検討が必要となっています。
- ③富士見市文化芸術振興条例*に基づき、地域の文化芸術を振興するため、富士見市文化芸術振興基本計画*の施策を具現化した、富士見市文化芸術アクションプラン*を策定しました。
- ④交流センターや公民館では、それぞれの地域特性や施設機能を活かした市民主体の特色ある文化活動を展開しています。
- ⑤市民ニーズに合った文化芸術活動の充実や情報発信の工夫が必要です。
- ⑥子どもたちの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、さらに地域文化の担い手を育成するため、学校と連携して文化芸術活動に接する機会の充実に取り組んでいます。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 文化創造事業の推進（地域文化振興課）

- ①市民文化会館キラリ☆ふじみを本市の文化創造・発信の核として位置付け、すべての市民が身近に多様な文化芸術にふれられる機会の提供や市民相互の交流、文化の担い手の育成を進めます。
- ②文化の主役である市民とともに、地域の誇りとなる優れた文化芸術を創造し、全国に向けて発信していきます。
- ③本市から発信された文化芸術が、市内外の人との交流や活動の広がりをつくり、日常生活の充実や心の豊かさが実感できる文化芸術の振興を通じたまちづくりを進めます。
- ④子どもたちの豊かな心や感性、創造性や表現力を育むため、子ども文化芸術大学☆ふじみ*や小学校合唱部への指導者派遣及び文化芸術アドバイザー*による演劇ワークショップなど、優れた文化芸術にふれあう機会の充実に取り組みます。
- ⑤市民文化会館キラリ☆ふじみは、利用者のニーズや、安全で快適な施設提供及び施設の長寿命化などへ対応するため、舞台機構設備や非構造部材*の耐震化を含めた大規模改修工事を行います。

主な取り組み

- ・ 富士見市文化芸術振興基本計画*の推進
- ・ 小学校合唱部への指導者派遣
- ・ 子ども文化芸術大学☆ふじみ*の開校
- ・ 地域コンサートの開催
- ・ 市民文化会館キラリ☆ふじみ改修工事

指 標

項 目	市民意識調査* 市民文化の創造の満足度
現状値	46.9% (平成 27 年度)
目標値	50.0% (平成 32 年度)

項 目	市民文化会館キラリ☆ふじみの稼働率
現状値	86.9% (平成 27 年度)
目標値	90.0% (平成 32 年度)

(2) 支援体制の充実 (地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館)

- ①市民文化祭をはじめとした各種の文化芸術活動を支援します。
- ②市内公共施設を利用する文化活動団体・サークルなどの情報提供や、団体相互の交流の機会をつくり、市域全体に文化芸術活動の輪を広げます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化祭への支援 ・交流センターや公民館における地域文化祭の開催

第4節 スポーツ・レクリエーションの推進

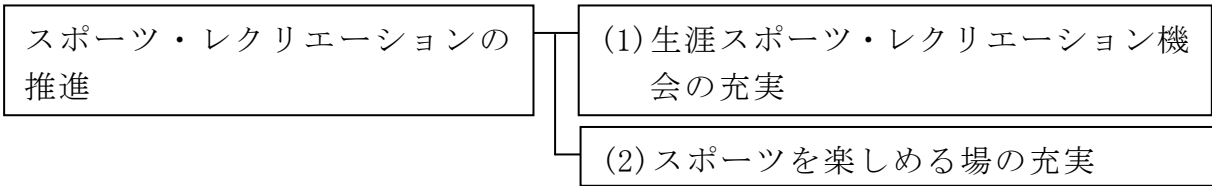
1. 施策の方向性

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組めます。

2. 現状と課題

- ①昭和52年に「スポーツ振興健康増進都市宣言」を行い、体育協会をはじめ各種団体と連携しながら、運動公園や市民総合体育館などを会場に、市民健康増進スポーツ大会や各種スポーツ大会、スポーツフェスティバルなど、市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を提供してきました。
- ②すべての小・中学校の学校体育施設を市民スポーツ団体に開放し、夜間や土曜、日曜日には約180の登録団体（平成28年3月現在）が利用しています。また、学校ごとに運営協議会を組織し、円滑な利用のための調整を行っています。
- ③市民総合体育館は、スポーツジム・スタジオの一新や空調設置及びトイレの全面改修などにより、市民の日常的なスポーツ活動の拠点として、誰でも気軽に楽しめる施設環境の充実に取り組んでいます。
- ④富士見ガーデンビーチでは、市民ニーズに応えた自主事業の展開が求められています。また、施設に対する計画的な維持管理に取り組んでいます。
- ⑤スポーツ基本法に基づき、地域の実情に即した富士見市スポーツ推進計画*を策定し、すべての市民がスポーツで健康的な生活を送れるように取り組んでいます。
- ⑥バドミントンなどのニュースポーツ*の普及をはじめ、地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の充実に努めています。
- ⑦子どもたちが様々なスポーツ体験を通じて、社会性を習得し、自主性や積極性を育むため、子どもスポーツ大学☆ふじみ*に取り組んでいます。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実（生涯学習課）

- ①富士見市スポーツ推進計画*に基づき、年齢や障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる施策を推進します。
- ②市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや交流する機会を広げるため、スポーツ推進委員*や各種スポーツ団体などと連携した地域スポーツ教室、スポーツイベントなどの事業を充実します。
- ③地域における自主的なスポーツ活動を推進するため、相談・情報提供などの充実に取り組むとともに、地区体育祭や関係団体などの活動を支援します。
- ④優れたスポーツ選手や指導者から、子どもたちが直接指導を受けることができる子どもスポーツ大学☆ふじみ*の活動の充実に取り組んでいきます。

主な取り組み

指 標

項 目	市民意識調査* 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進の満足度
現状値	29.8%（平成27年度）
目標値	38.0%（平成32年度）

項 目	健康増進スポーツ大会及び各種スポーツ教室・大会参加者数の合計
現状値	6,968人（平成27年度）
目標値	7,200人（平成32年度）

(2) スポーツを楽しめる場の充実（生涯学習課）

- ①市民が身近な場所で安全にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、市民総合体育館や富士見ガーデンビーチ、運動公園などの施設において、市民ニーズに応じた環境整備を進めます。
- ②学校体育施設の開放については、自主的に行われている学校体育施設開放運営協議会と連携して取り組みます。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・市民総合体育館や運動公園などの設備・備品の充実・スポーツ教室・イベントなどの開催・小・中学校のグラウンドや体育館の開放 |
|--|

指 標

項 目	市民総合体育館利用者数
現状値	127,195 人（平成 24 年度）
目標値	200,000 人（平成 32 年度）

第5節 文化財の保存と活用

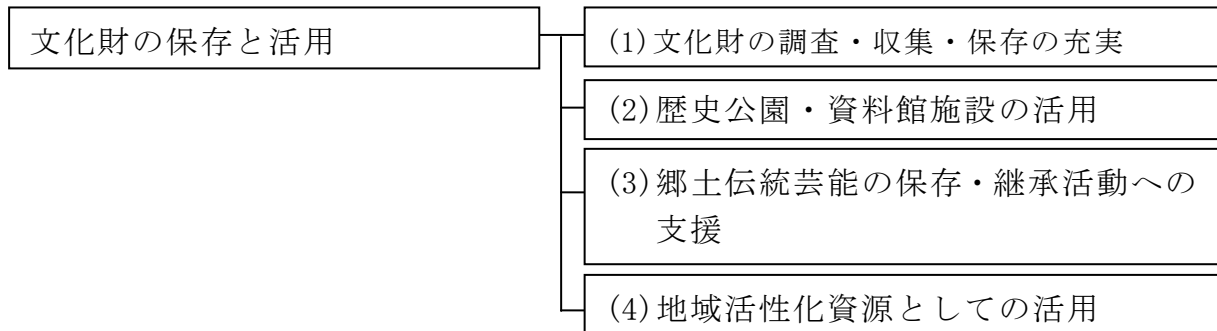
1. 施策の方向性

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。

2. 現状と課題

- ①市内には国指定文化財1件、県指定文化財2件、市指定文化財29件のほか、59カ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）や石造物・古文書・民俗などの有形・無形の文化財が数多く残されています。文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で不可欠な市民共有の財産として、適切に保存・継承するとともに、歴史的、文化的、教育的資産として様々な角度から活用する施策が求められています。
- ②水子貝塚資料館と難波田城資料館では、市民学芸員*と協働して展示ガイドや体験学習などの事業を行っています。また、資料館友の会*では、文化財を活用した取組みを主体的に進めています。難波田城資料館では、地元住民で構成される難波田城公園活用推進協議会*が売店運営や各種イベントなどを行っています。
- ③学校や家庭、地域などで様々な学習機会を利用し、市民が郷土の歴史や文化に触れ、学び、理解することにより郷土意識を育むことが必要です。
- ④水子貝塚公園（国指定史跡「水子貝塚」）や難波田城公園（県指定旧跡「難波田氏館跡」）を周辺の景観や地域の特性と一体となった観光資源としての活用を図るため、歴史文化資源である復元住居や古民家などの計画的な保全・修繕に取り組んでいます。また、市民協働による事業の推進や情報の発信を一層進めていくことが必要です。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 文化財の調査・収集・保存の充実（生涯学習課、資料館）

①埋蔵文化財や有形・無形の文化財の調査・収集を着実に実施し、多様な歴史文化資源として保存・活用するための施策を進めます。

主な取り組み

- ・ 民具や古文書などの保管
- ・ 視聴覚資料の保存と活用
- ・ 特別企画展、春季企画展、秋季企画展などの開催
- ・ 文化財資料整理専門員*の配置

(2) 歴史公園・資料館施設の活用（生涯学習課、資料館）

- ①市民との協働により、水子貝塚公園の復元住居や難波田城公園の古民家など歴史的建造物などの活用を促進し、学習機会を充実します。
- ②市民の憩いや交流の場として活用します。
- ③水子貝塚公園、難波田城公園を、史跡と自然が一体となった野外博物館としてさらに充実するため、計画的に改修を行い魅力的な施設づくりに努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・市民学芸員*や資料館友の会*などとの連携による郷土学習機会の提供 ・ふじみ考古学教室など歴史講座の開催 ・縄文の森コンサート、古民家コンサートなどの開催 ・縄文体験、古民家宿泊体験の実施 ・復元住居本体改修工事などの実施 ・公園施設の維持管理

指 標

項 目	資料館入館者数
現状値	水子貝塚資料館 47,964 人（平成 27 年度）
	難波田城資料館 55,617 人（平成 27 年度）
目標値	水子貝塚資料館 53,000 人（平成 32 年度）
	難波田城資料館 73,000 人（平成 32 年度）

(3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援（生涯学習課）

- ①市内の伝統的な囃子や獅子舞など郷土芸能の保存、継承、後継者育成などを支援します。
- ②市民の郷土伝統芸能への理解を深めるために発表の機会をつくり、郷土意識の高揚に取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・富士見市文化財保存団体連絡協議会への支援

(4) 地域活性化資源としての活用（地域文化振興課、生涯学習課、資料館）

- ①市内の歴史公園や点在する指定文化財を整備・活用し、市民の地域への愛着を高めるとともに、市外にもその魅力を発信し、本市のイメージアップと市外からの来訪者を増やし、地域の活性化に取り組みます。

主な取り組み

- ・水子貝塚星空シアターや難波田城公園まつりなどの開催
- ・フィルム・コミッション富士見*を通じたロケ地としての活用により、映像を通じた魅力の発信

第4章

にぎわいと活力をつくる人のまち

第4章 にぎわいと活力をつくる人のまち

第1節 農業の振興

1. 施策の方向性

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が、市内を中心に消費される取り組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。

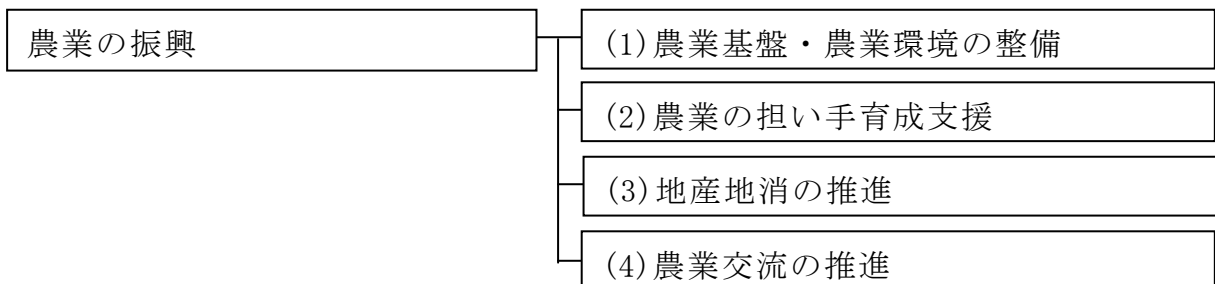
また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。

2. 現状と課題

- ①平成27年に県下2例目として施行した富士見市産業振興条例*に基づき、農業については、優良農地の確保、生産技術の向上及び安定した経営基盤づくりに努めるとともに、地産地消*及び農の魅力づくりに取り組む必要があります。
- ②平成27年の農林業センサス（埼玉県作成「統計表」平成28年8月）によると、市内の農家数は減少傾向にあり、販売農家においては、平成22年の553戸から平成27年には508戸に減少しています。また、経営耕地面積も平成22年の543ヘクタールから平成27年には513ヘクタールに減少しています。
- ③市内東部地域の稲作地帯においては、大規模ほ場整備*により優良な農地が確保され、農作業受託組織による農地利用の集積が進んでいます。一方、農業者の高齢化や後継者不足が進んでいることから、地域が一体となった取り組みとして後継者や新規就農者への支援を進めるとともに、農地の有効利用が求められています。
- ④市街化区域*内の農地は、消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給のみならず、潤いや安らぎといった緑地空間など、多面的な役割を果たしています。今後も、都市農業に対する理解を深め、農地の有効活用が必要です。

- ⑤地産地消*推進の取り組みとして、地場産品ショップ「ゆい」での販売、臨時農産物直売所「つきいち」の運営をはじめ、農商工連携事業のふじみマーケット*などでの農産物の販売や、学校給食での市内産食材を使用した給食づくりなどを行っています。また、新たに、大規模商業施設での市内産の梨・新米のPRや、女子栄養大学・市内和菓子屋と連携し、地元農産物を使用した「ハイブリッド和菓子*」の開発・商品化を行いました。引き続き、富士見市産農産物の認知度向上を進め、市内消費の拡大を図っていきます。今後、安定的に供給するための体制整備が必要です。
- ⑥小学校4年生から6年生の親子を対象に、農業に対する理解と関心を深め、地産地消*に興味を持ってもらう親子ふれあい収穫体験や、農とふれあう学校ファーム*への支援を行っています。また、農業への関心が高まっているなか、気軽に農業体験が行える市民農園や農業者の指導の下、作付けを行う体験農園*の整備を進めています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 農業基盤・農業環境の整備（産業振興課）

- ① 農業振興地域整備計画*に基づき、将来にわたっての農業振興方策を見据えた優良農地の確保に努めます。
- ② 農地の利用集積を促進するとともに、農作業受委託制度*の活用などにより経営規模の拡大と生産性の向上に対する支援を行います。
- ③ 農業集落における良好な環境を保全するため、道路や水路の改修をはじめ、安全な農業基盤の整備や、地域が行う菜の花祭りなど地域環境の向上に対する支援を行います。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 人・農地プラン*の推進・ 小用排水路工事等への補助・ 農道の維持・改修・ 農地の利用集積の促進・ 集落営農の組織化支援 |
|---|

(2) 農業の担い手育成支援（産業振興課）

- ① 農業後継者の確保と新規就農希望者の拡大を推進するため、県や農業関係団体などとの連携による取り組みを進めます。
- ② 意欲ある農業の担い手である認定農業者*に対する支援を行います。また、定年帰農者、女性農業者などの多様な担い手を育成・確保するため、関係機関と連携を図りながら営農指導を行います。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 明日の農業担い手育成塾*など関係機関と連携した新規就農情報の提供 ・ 認定農業者*への支援 ・ 農業青年会議所及び農業後継者対策協議会への補助 ・ 農業近代化資金の利子補給

指 標

項 目	新規就農者数（累計）
現状値	1人（平成27年度）
目標値	3人（平成32年度）

項 目	認定農業者*数
現状値	37人（平成27年度）
目標値	40人（平成32年度）

(3) 地産地消の推進（産業振興課）

- ① 農業生産者の育成と農産物の供給体制の充実を図り、学校給食などへの供給や直売体制の拡充に努めます。
- ② 農業を中心とした地域の活性化を図るため、地場産品やイベントなどのPRを行い、農産物などの販売機会の拡大や地域交流を進めます。また、6次産業*化により、付加価値を高める取り組みを推進します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時農産物直売所「つきいち」の開催 ・ 市内スーパーやJAいるま野の「いるマルシェ」などでの市内産農産物の直売 ・ 地産地消*推進イベントの開催など市内産農産物の普及促進 ・ 農商工連携の推進や6次産業*化の検討 ・ 地域特産物加工品の促進補助 ・ 地産地消*レシピカードの作成、シールの添付 ・ 学校給食への市内産農産物の供給
--

指 標

項 目	学校給食センターにおける市内産農産物利用率（重量ベース） （再掲）
現状値	43.7%（平成27年度）
目標値	45.0%（平成32年度）

(4) 農業交流の推進（産業振興課）

- ① 農業への理解を深めるため、市民農園や体験農園*の活用、親子による収穫体験などにより、農業とふれあう機会を拡充するとともに、市民と生産者との交流を促進します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の運営 ・ 親子ふれあい農業体験の実施 ・ 体験農園*開設への支援

指 標

項 目	体験農園*開設数（累計）
現状値	1箇所（平成27年度）
目標値	5箇所（平成32年度）

第2節 商工業の振興

1. 施策の方向性

商工業の持続的発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費を推進します。

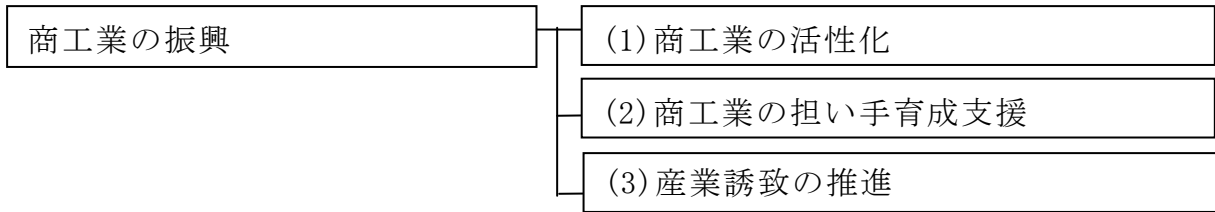
交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。

2. 現状と課題

- ①平成 27 年に県下 2 例目として施行した富士見市産業振興条例*に基づき、地域経済の活性化のため、商業については、商店街の活性化のための環境整備を進めるとともに、地域のにぎわい及び消費の拡大に取り組む必要があります。また、工業については、良好なものづくり環境の整備や、産業間・企業間の連携を支援することで技術・開発力の向上に取り組むとともに、工業基盤の強化につながる企業誘致を推進する必要があります。
- ②消費者ニーズの多様化や大規模商業施設の開業など市内商業を取り巻く環境の変化を踏まえ、富士見市第2次商業活性化ビジョン*に基づき、商業者、団体、市民、行政などとの連携・協力のもと商業活性化に向けた各種施策に取り組んでいます。
- ③商業統計調査によると、市内の小売業・卸売業は、平成 3 年から平成 19 年の間に約 3 割減少し、平成 26 年には 403 事業所となっています。また、従業員一人当たりの年間商品販売額は、平成 26 年は約 1,944 万円であり、埼玉県平均の約 3,770 万円を下回っています。しかし、大規模商業施設の開業やプレミアム付商品券事業と併せて実施した、市内消費を高める施策の効果により、市内の消費が拡大傾向にあります。
- ④大規模商業施設の開業により、市内の商業基盤の強化が進むとともに、多くの来訪者が本市を訪れることによる消費機会の創出につながっています。また、大規模商業施設内のテナントが商工会・商店会連合会に加盟したことにより、地元経済団体の組織力の強化につながるとともに、今後の連携体制の構築が図られています。
- ⑤平成 27 年に県が実施した消費者動向調査によると、市民の主な買物場所として市内の店舗を利用する割合は約 50%になっており、さらなる市内消費拡大への取り組みが必要となっています。

- ⑥市内消費の拡大に向けて、農商工連携事業や市内業者により住宅改修工事を行う場合の補助などに取り組んでいます。
- ⑦商店会が実施する活性化事業に対して支援を行っていますが、今後、ますます消費者ニーズに応えられる取り組みが求められています。また、会員数の減少に伴う商店会の組織力低下に対応するための取り組みが求められています。
- ⑧商店会が設置し維持管理している商店街街路灯は、防犯の役割も果たしているため、電気料の全額補助を行うとともに、使用電気料の軽減や環境面への配慮も期待できるLED化*を進めています。
- ⑨平成26年の経済センサス基礎調査によると、従業者4人以下の事業所が市全体の約62%を占めており、今後も中小企業の安定した経営を確保するために各種支援策を進める必要があります。
- ⑩空き店舗の増加により商店街の集客力の低下や、商店街の担い手が不足している状況がみられることから、新しい商業者を育てる観点も含め、空き店舗の活用と併せた創業支援に取り組んでいます。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 商工業の活性化（産業振興課）

- ①富士見市第2次商業活性化ビジョン*に基づき、商店街の空き店舗活用への支援、商店街などが実施するイベントや「一店逸品運動*」への支援を継続するとともに、地域商業の活性化のため大規模商業施設と地域の商店街との連携体制の構築を進めます。
- ②地域に根ざした魅力ある強い個店づくりを推進するとともに、頑張る商店会を支援するため、組織力の強化につながる合併や商店会間の連携強化について、商業者や専門家などと共同して取り組みます。
- ③地域経済の活性化に向け、農商工の連携や商店街活性化のための取り組みを支援するとともに、産業に関する情報発信の強化や販売機会の拡充を進めます。
- ④工業の振興のため、良好なものづくり環境の整備を進めるとともに、市内の企業間の交流機会を提供することで相互の連携を促進し、技術力・開発力の向上を支援します。また、工業基盤の強化を図るため、国・県の支援機関などと連携しながら企業誘致に取り組みます。
- ⑤地域経済の振興育成を図るため、産業振興基金を設置し、事業者などの取り組みを支援します。

主な取り組み

指 標

項 目	埼玉県広域消費動向調査 市内消費の割合（市町村内購買率）
現状値	49.7%（平成27年度）
目標値	60.0%（平成32年度）

項 目	住み続け宅なる改修費補助件数
現状値	82件（平成27年度）
目標値	100件（平成32年度）

項 目	事業所数（卸売業及び小売業）（累計）
現状値	403事業所（平成26年）
目標値	420事業所（平成32年）

項 目	事業所数（製造業）（累計）
現状値	57事業所（平成26年）
目標値	65事業所（平成32年）

(2) 商工業の担い手育成支援（産業振興課）

- ①各種融資制度や商工会と連携した経営相談など、経営基盤の安定化に向けた支援に取り組みます。
- ②次の世代を担う新しい商業者を育てるため、国の認定を受けた富士見市創業支援事業計画*に基づき、市内において創業を希望している方への支援を進めます。
- ③優れた知識や経験を有する高齢者（アクティブシニア）を、企業などの活動に活かせる仕組みづくりを進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援セミナーの実施 ・商店街空き店舗出店支援の補助 ・小口融資制度に基づく融資あっせん ・経営相談の実施 ・アクティブシニアの情報をコーディネートできる体制づくり
--

指 標

項 目	空き店舗活用による新規出店者数（累計）
現状値	2 件（平成 27 年度）
目標値	15 件（平成 32 年度）

(3) 産業誘致の推進（まちづくり推進課、産業振興課）

- ①交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業の創出や発掘、誘致を進めます。
- ②新たな雇用の創出や、良好な経済循環を促すことを目指し、創造性や付加価値の向上が見込まれ、地域の活性化や雇用の促進が期待できる産業の創出や発掘、誘致を進めるなど、企業立地の促進を図ります。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・シティゾーン整備事業の推進 ・水谷柳瀬川ゾーンにおける土地利用の推進
--

第3節 勤労者福祉の充実

1. 施策の方向性

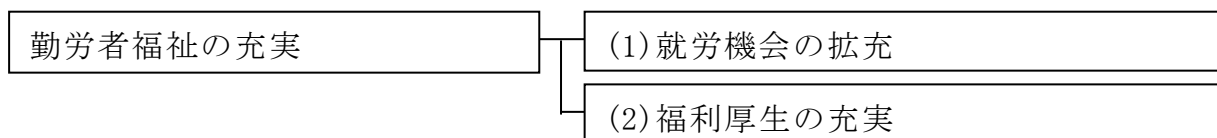
誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。

また、勤労者の福利厚生の実施に努めます。

2. 現状と課題

- ①厳しい雇用情勢への対応と市民の利便性の向上のため、国と連携して、富士見市ふるさとハローワーク*（地域職業相談室）を開所し、専門の相談員による職業相談・職業紹介などを行っています。平成27年度は、5,104人の職業紹介に対し、664人が就職しています。
- ②近隣自治体や公共職業安定所との共催により、若者向け就職面接会や障がい者就職面接会を実施し就労支援を行っています。今後も、より多くの企業参加を促進するとともに、就労希望者に対する情報の提供など、より多くの就業希望者が参加できる環境整備に努めています。
- ③週2回実施している内職相談については、平成27年度には253人の求職者に対して66件の斡旋実績がありました。引き続き、内職相談の充実を図るとともに、富士見市ふるさとハローワーク*との連携による、就労機会に関する情報の提供を進めています。
- ④労働者が安心して働ける職場環境を整備するため、中小企業退職金共済掛金補助制度への加入促進に向け、一層の情報提供を進めるほか、雇用主に対する支援策の拡充を検討する必要があります。
- ⑤大規模商業施設の開業により雇用の促進が図られましたが、さらなる就労機会の拡充を目指した取り組みを検討する必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 就労機会の拡充（産業振興課）

- ①雇用の安定に向け、国、県の機関や広域的連携により、就職面接会や技術講習会などを実施し、就労の支援に取り組みます。
- ②雇用情勢や就労形態の多様化などに対応するため、国と共同で設置した富士見市ふるさとハローワーク*などを通じて、就労機会に関する情報提供の充実を図ります。
- ③市民ニーズに対応し、内職相談業務を実施します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援講習会の開催 ・ 集団就職面接会の開催 ・ 富士見市ふるさとハローワーク*の運営 ・ 内職相談の実施

指 標

項 目	富士見市ふるさとハローワーク*における就職率
現状値	13.0%（平成27年度）
目標値	15.0%（平成32年度）

(2) 福利厚生の充実（産業振興課）

- ①労働者の福利厚生の向上のため、中小企業退職金共済掛金補助制度の情報提供と活用を進めます。

第4節 地域活性化の推進

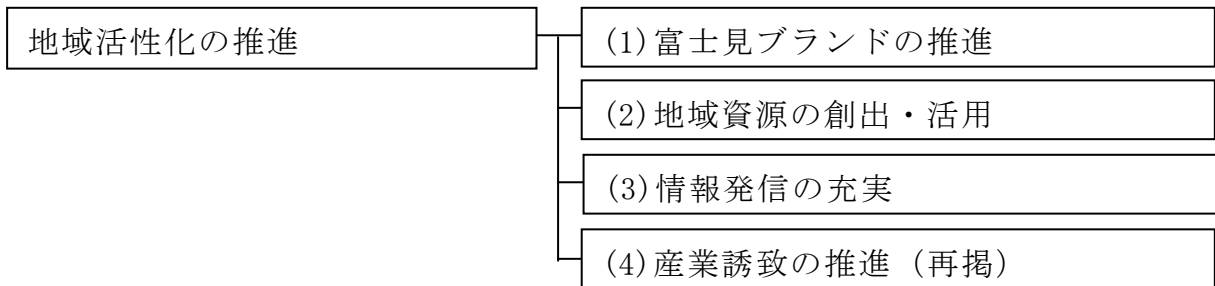
1. 施策の方向性

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人々が訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体などとも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。

2. 現状と課題

- ①本市は、首都30km圏内という立地条件にあり、河川、湧水、斜面林などの自然環境、田園風景、水子貝塚公園や難波田城公園などの史跡と豊かな地域資源に日常的に接することができます。これらの恵まれた環境を地域の活性化を図るため、活用する必要があります。
- ②市民の文化芸術の発信拠点となっている市民文化会館キラリ☆ふじみは、芸術監督制度*を導入し、市民ボランティアの活動などにより、市民参加・協働による事業運営を進めています。
- ③市内事業所などの商品を紹介する一店逸品運動*や、ふじみマーケット*などの農商工連携事業を進めており、引き続き魅力ある取り組みが求められています。
- ④本市の新たなにぎわいを創出するため、マスコットキャラクター「ふわっぴー」*や、富士見市PR大使*を活用した、魅力ある地域情報を発信しています。
- ⑤市民が中心となって設立した「富士見市地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）*」との協働により、地域の活性化に取り組んでいます。
- ⑥大規模商業施設が開業し、交流人口が増加したことにより「出かけていくまち」から「迎えるまち」へと変わりました。今後もあらゆる方々に富士見市の魅力を発信し、市内の地域資源にふれたり、体験したり、食したりできるように取り組む必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 富士見ブランドの推進（地域文化振興課、産業振興課）

- ①農業、商工業関係団体や市民で構成される地域活性化組織などと連携し、優良な農産物や地元産品、新たな商品づくりの検討などにより「富士見ブランド」を育成・創出します。
- ②シンボリックな文化芸術施設である市民文化会館キラリ☆ふじみが創作するオリジナリティあふれる文化芸術事業を活用し、本市の知名度の向上とイメージアップを目指します。

主な取り組み

- ・「富士見ブランド」の育成・創出
- ・市民文化会館キラリ☆ふじみ芸術監督を中心とした文化芸術作品の創造・発信

指 標

項 目	富士見オリジナル商品の開発数（累計）
現状値	3 件（平成 27 年度）
目標値	10 件（平成 32 年度）

(2) 地域資源の創出・活用（政策企画課、地域文化振興課、まちづくり推進課）

- ①河川、湧水、斜面林などの自然環境や四季折々の花々、歴史公園などの観光資源、マスコットキャラクター「ふわっぴー」*や富士見市PR大使*などを活用し、新たな魅力づくりを市民と協働で取り組みます。
- ②国道254号バイパス（富士見川越道路）、富士見江川、新河岸川沿いのサイクリングコースや市内に点在する自転車の駅などの活用により、市内外の人が自転車で気軽に本市の魅力にふれあえる場づくりを進めます。
- ③びん沼自然公園周辺地域の特性を活かしながら魅力を高め、活性化を図っていきます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・桜のオーナー制度による河津桜の植樹 ・富士見市地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）*と協働によるマスコットキャラクター「ふわっぴー」*グッズの作成 ・サイクリングコース沿いのコスモス街道づくり ・サイクリングコースの整備 ・旧県立富士見青年の家*跡地の活用、びん沼自然公園周辺地域の活性化の促進

指 標

項 目	観光入込客数*
現状値	約 301,000 人（平成 27 年）
目標値	約 337,000 人（平成 32 年）

(3) 情報発信の充実（秘書広報課、地域文化振興課）

①市民との協働による取り組みで創出された本市の魅力を、ホームページや観光アプリ「ココシル☆ふじみ*」、また、マスコットキャラクター「ふわっぴー」*や富士見市PR大使*などを通じて、市内外に情報発信します。さらに、「住んでみたい、住み続けたい」と思われる地域づくりを進めるため、戦略的にシティプロモーションに取り組みます。

②富士見市の地名にちなんだ美しい富士山や自然、街並みなどをPRすることを目的に作成した「富士見市プロモーションビデオ」を活用し、「富士見」の情報発信に努めていきます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ココシル☆ふじみ*による観光情報の発信 ・フィルム・コミッション富士見*の運営 ・プロモーションビデオの配信・放映 ・マスコットキャラクター「ふわっぴー」*のイベント参加及びPR活動 ・富士見市PR大使*のイベント参加及びPR活動
--

指 標

項 目	観光アプリ「ココシル☆ふじみ*」の閲覧ユーザー数
現状値	月平均 750 ユーザー (平成 28 年 4 月～平成 28 年 9 月)
目標値	月平均 1,500 ユーザー (平成 32 年度)

項 目	フィルム・コミッション富士見*の撮影件数 (累計)
現状値	64 件 (平成 24 年度～平成 27 年度)
目標値	80 件 (平成 29 年度～平成 32 年度)

(4) 産業誘致の推進（再掲）（まちづくり推進課、産業振興課）

- ① 交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業の創出や発掘、誘致を進めます。
- ② 新たな雇用の創出や、良好な経済循環を促すことを目指し、創造性や付加価値の向上が見込まれ、地域の活性化や雇用の促進が期待できる産業の創出や発掘、誘致を進めるなど、企業立地の促進を図ります。

主な取り組み

- ・ シティゾーン整備事業の推進
- ・ 水谷柳瀬川ゾーンにおける土地利用の推進

第5章

安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第1節 計画的な土地利用の推進

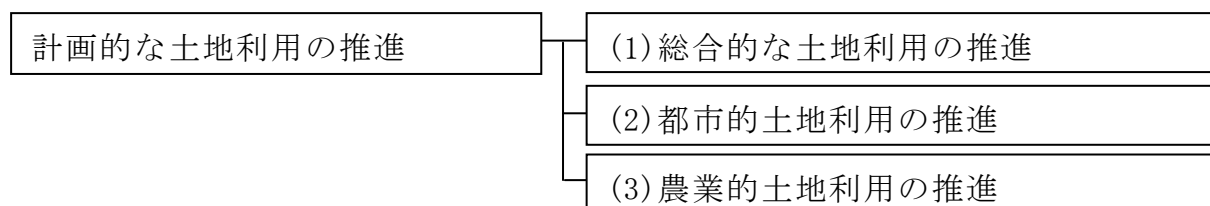
1. 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

2. 現状と課題

- ①市の都市計画区域1,970haのうち市街化区域*は43.1%（849.0ha）を占めています。市街地は、東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅を中心として土地区画整理事業による整備を行い、地区計画*制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。
- ②都市基盤整備の十分ではない中で市街化が進行した地区もあることから、住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ③建築可能な建物の用途を定める用途地域（849.1ha）のうち、住居系が806.6ha（用途地域の95.0%）を占めています。
- ④市街化区域*面積に対する生産緑地地区*の割合は、9.7%を占めており、貴重な緑地空間となっています。
- ⑤市街化調整区域*は、市域の56.9%（1,121ha）を占めており、首都30km圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。
- ⑥本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ①活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。
- ②自然環境との調和に配慮しつつ、市民生活の利便性が高まる土地利用を計画的に進めます。

(2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ①駅周辺は、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めます。
- ②新たな市街地形成が予定されている地域は、自然環境との調和に配慮しつつ、快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

(3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

- ①市街化調整区域*においては、豊かな生産力とともに、治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画*の適切な運用を行います。
- ②市街化区域*においては、生産緑地制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

○土地利用の区分

基本構想で掲げる土地利用の基本方針を踏まえ、市域を次のとおり区分し、本市が持続的に発展していくまちとなるよう、計画的な土地利用を進めていきます。

<まちなか居住地域>

みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺地区は、市の顔にふさわしい拠点として、都市機能を集積し、多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地の形成を進めます。

水子・諏訪地区（旧暫定逆線引き地区*）は、地区計画*や小規模土地区画整理事業などを活用し、周辺の自然と調和した良好な居住環境の形成を進めます。

その他の地区では、各地区の実情を踏まえながら、地区計画*や小規模土地区画整理事業などにより都市基盤施設の整備に努めるとともに、点在する農地や緑地などの自然を活かし、居住環境の維持・向上に取り組みます。

<田園・居住地域>

ほ場整備*事業などにより農業生産基盤が整備された優良農地においては、農業生産性の向上を図るとともに、引き続き保全に努めます。

既存の集落では、地域社会の持続性を維持するため、道路・下水道などの都市基盤施設が整っている一定の区域に、周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある居住環境の形成を進めます。

<歴史・文化・スポーツの交流ゾーン>

本市固有の歴史的・文化的資源や、河川などの自然を大切に守りながら、歴史・文化・スポーツに親しめる場や、憩いの場となる水辺空間として活用を進めます。

<新しい活力の創出ゾーン>

国道 254 号バイパス（富士見川越道路）沿道では、周辺の立地や環境に配慮しながら、都市の活力を向上させるための土地利用への転換を誘導します。

<シティゾーン>

本市のほぼ中央に位置し、国道 254 号バイパス（富士見川越道路）と鶴瀬駅東通線が交差する区域一帯は、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、医療機関、大規模商業施設の整備が進み、交通利便性も向上していることから、引き続き周辺環境に配慮しながら、企業や文化・教育施設などの土地利用を推進し、本市の中心交流拠点として整備を進めます。














<水谷柳瀬川ゾーン>

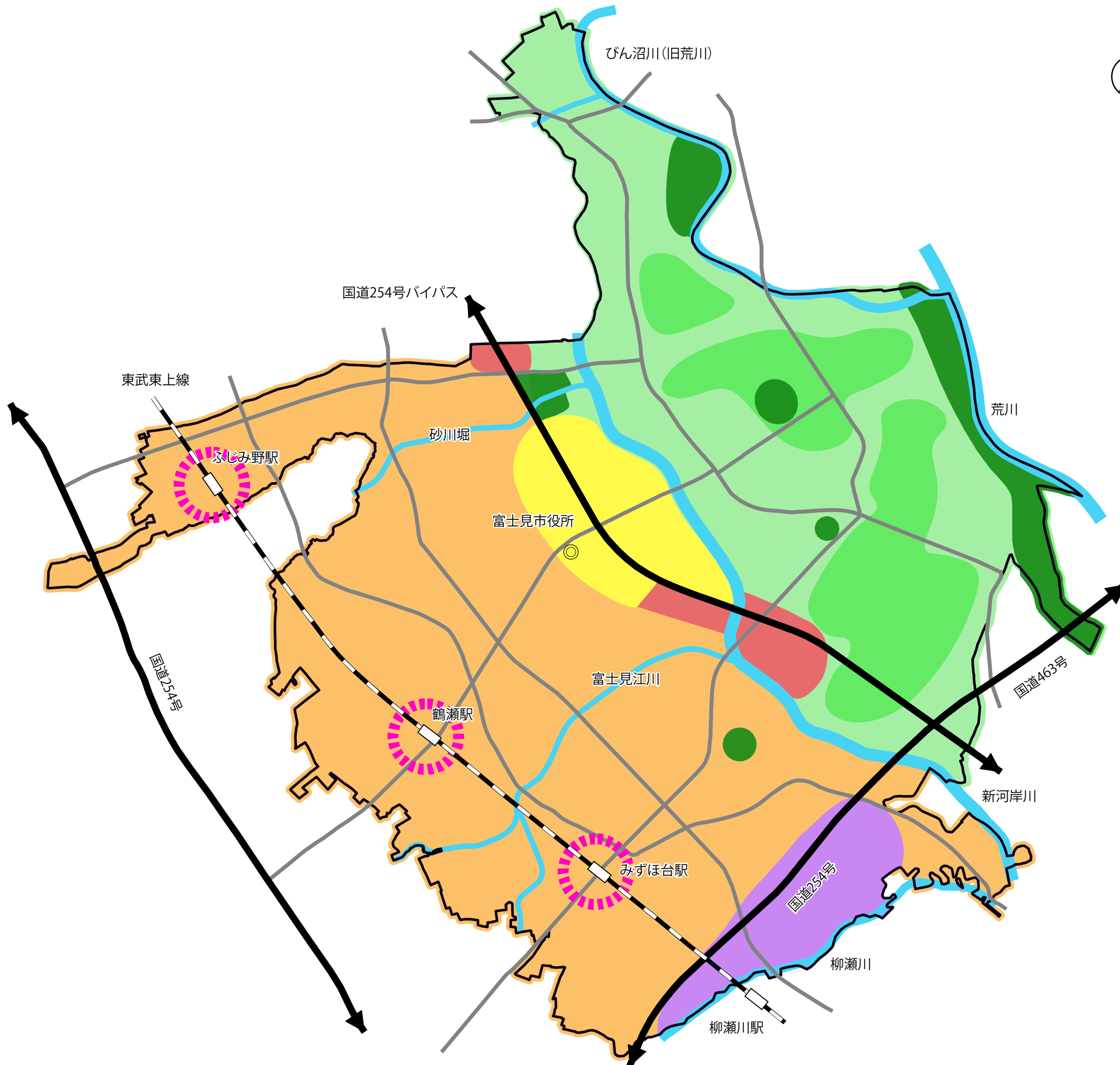
市の南部を横断する国道 254 号・463 号沿道及びその周辺部は、道路などの基盤整備を進めるとともに、交通の利便性と柳瀬川の自然を活かしながら、計画的に、産業系や教育機関など地域の発展と活性化に役立つ魅力的な土地利用を進めます。

土地利用構想図



凡例

-  駅周辺拠点
-  まちなか居住地域
-  田園・居住地域
-  歴史・文化・スポーツの交流ゾーン
-  新しい活力の創出ゾーン
-  シティゾーン
-  水谷柳瀬川ゾーン
-  駅
-  鉄道
-  広域幹線道路
-  幹線道路
-  河川
-  ほ場整備区域



第2節 水と緑の保全と活用

1. 施策の方向性

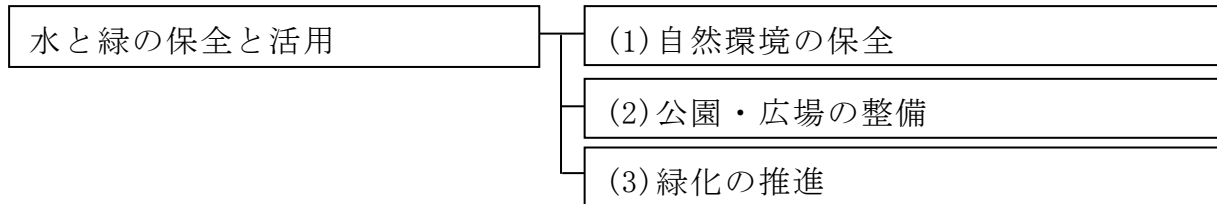
斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

2. 現状と課題

- ①急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、平成2年の933.6haから平成27年には674haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地*(4カ所、1.9ha)、緑の散歩道*(6カ所、1.2ha)の制度や緑地保全基金*などの活用により、緑地の保全に努めています。
- ②公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の一時集合場所など様々な機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- ③本市の公園面積は、土地区画整理事業に伴う公園の整備などを進めた結果、平成13年度の約22haから平成27年度には約39haと大きく増加しましたが、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域もあり、その整備が課題となっています。
- ④びん沼自然公園、水子貝塚公園や難波田城公園などの特色を活かした公園は、多くの人々が訪れるよう、一層の周知と活用が求められています。
- ⑤既存の公園施設について、適正な維持管理を行うとともに、地域の実情に合わせた改修を計画的に進める必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

①市民緑地*、緑の散歩道*、保存樹林などの制度と併せ、緑地保全基金*の活用により緑地の保全を行います。

②緑地や湧水の維持保全に向けて市民と連携し、協働による自然環境保全の仕組みづくりに努めます。

主な取り組み

- ・ 緑地保全基金*の積立と同基金による緑地の取得
- ・ 保存樹木・樹林への補助
- ・ 花壇管理、清掃、湧水管理など協働の公園づくりの推進

指 標

項 目	保存樹林・市民緑地*・緑の散歩道*の面積
現状値	76,456.43 m ² （平成27年度）
目標値	維持・発展 （平成32年度）

(2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

- ①地域の特色を活かした、公園や広場の整備を進めます。
- ②公園づくりの段階から市民と行政による協働を進め、より身近で愛着が感じられる公園を目指します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内第1公園の整備 ・ 公園内の遊具などの修繕・改修
--

指 標

項 目	都市公園の市民1人あたりの目標面積
現状値	3.60 m ² （平成27年度）
目標値	3.71 m ² （平成32年度）

(3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

- ①道路、駅周辺、公園、学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ②地区計画*や緑地協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣設置への補助 ・ 地区計画*や緑地協定の活用による生垣設置の促進 ・ 街路樹などの適切な管理
--

第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全

1. 施策の方向性

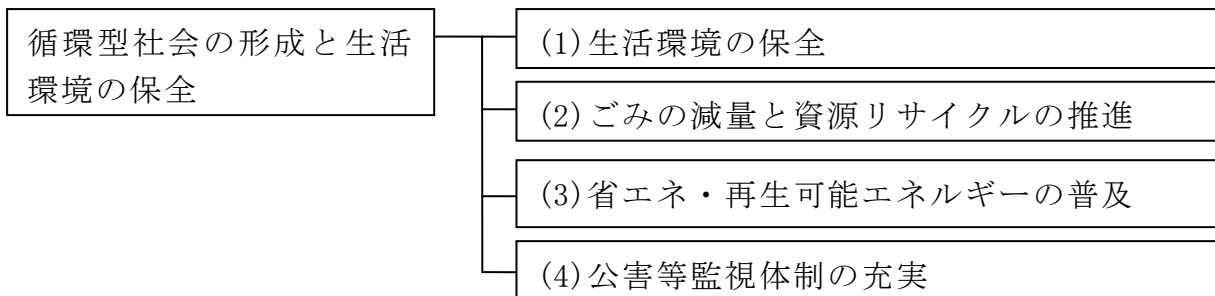
誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガス*の削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

2. 現状と課題

- ①富士見市地球温暖化対策実行計画*に基づき、市民や事業所と連携して、温室効果ガス*の排出抑制と再生可能エネルギー*の導入を進めています。
- ②エネルギーの使用の合理化等に関する法律により、一定以上のエネルギーを使用している工場や事業場などにおける省エネルギー対策をさらに強化していく必要があります。
- ③良好な環境の維持、創出に対する取り組みは、環境問題を取り巻く状況の変化に合わせ、第2次富士見市環境基本計画*に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携・協働して推進します。
- ④資源循環型社会の実現に向け、富士見市一般廃棄物処理基本計画第2次計画*に基づき、ごみ分別の徹底や減量化をさらに進める必要があります。
- ⑤第2次富士見市美化推進計画*に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携しながら環境美化に取り組んでいるほか、「美化推進重点区域*」及び「路上喫煙禁止区域*」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を進めています。
- ⑥生態系や人命、農作物に影響を及ぼすアライグマに代表される特定外来生物への対策など、地域を取り巻く新たな環境問題に取り組んでいます。
- ⑦核家族化や少子高齢化が進展する中で、所有者の高齢化などの理由により空家が増えており、災害や犯罪の抑止、地域の良好な環境の維持のために対策が求められています。
- ⑧し尿処理業務について、処理施設の老朽化に伴う新設工事を進めています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生活環境の保全（安心安全課、環境課、建築指導課）

- ①第2次富士見市環境基本計画*や第2次富士見市美化推進計画*に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、人と自然が共生できる、清潔で美しいまちづくりを進めます。
- ②不法投棄を防止するため、パトロールの実施や情報の提供を行います。また、関係機関と連携し、不法投棄物の回収や処理を行います。
- ③空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、近隣住民や地域、関係機関と連携して、空家等の適正管理と利活用に取り組みます。

主な取り組み

- ・環境ポスター展を通じた環境問題への意識啓発
- ・市内クリーンアップ事業の実施
- ・路上喫煙禁止区域*における路上喫煙禁止啓発活動の実施
- ・空家等に関する総合的な計画の推進

(2) ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

- ①リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（不要なものは断る）を基本として、資源化が可能な廃棄物を有効活用するなど、廃棄物のさらなる減量に取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期資源回収・集団資源回収奨励金の交付 ・ 生ごみ減量化の推進 ・ ごみの出し方の配布

指 標

項 目	ごみの総排出量
現状値	29,934 t（平成26年度）
目標値	28,741 t（平成32年度）

項 目	ごみの資源化率
現状値	20.7%（平成26年度）
目標値	22.9%（平成32年度）

(3) 省エネ・再生可能エネルギーの普及（環境課）

- ① 富士見市地球温暖化対策実行計画*に基づき、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー*の導入促進、壁面緑化などを推進し、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガス*の削減と併せて、照明器具のLED化*などの省エネルギー化を促進します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士見市地球温暖化対策実行計画*の推進 ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー*導入奨励金の交付 ・ 公共施設壁面緑化の推進 ・ 公共施設照明器具のLED化*の推進 ・ 事業所に対するエコアクション21*認証取得の啓発・支援

指 標

項 目	市長部局管理施設のエネルギー使用量概算（原油換算値*）
現状値	1,628kl（平成27年度）
目標値	1,548kl（平成32年度）

(4) 公害等監視体制の充実（環境課）

- ① 大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質、自動車騒音、空間放射線量などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民、事業者、行政が一体となって公害等監視体制を充実します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン類濃度調査、水質調査、大気調査の実施 ・ 自動車騒音の常時監視 ・ 空間放射線量測定の実施

第4節 市街地の整備

1. 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

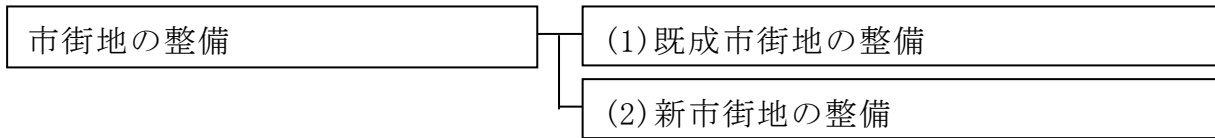
既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

2. 現状と課題

- ①市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ②既成市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画*により良好な居住環境の保全に努めています。
- ③既成市街地は、建物が密集し、狭あいな道路が多く、公園・緑地などのオープンスペース*が不足していることから、防災機能の強化などのため、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。
- ④市街化区域*へ編入した水子・諏訪地区は、地区計画*制度や小規模土地区画整理事業などにより計画的なまちづくりを進めています。
- ⑤シティゾーン及び水谷柳瀬川ゾーンは、地域振興と都市機能を充実するため、土地利用の検討を行っています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 既存市街地の整備

(まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所)

- ① 快適な都市環境を形成するため、地区計画*の活用や土地地区画整理事業などの手法により、地域の実情に応じた魅力ある市街地の整備を進めます。

主な取り組み

- ・ 鶴瀬駅西口土地地区画整理事業の推進
- ・ 鶴瀬駅東口土地地区画整理事業の推進
- ・ 鶴瀬駅東口駅前広場の整備
- ・ 小規模土地地区画整理事業への支援
- ・ 地区計画*制度の運用

指 標

項 目	鶴瀬駅西口土地地区画整理事業の進捗状況
現状値	建物移転 99.2% (平成 27 年度末) 道路築造 97.8% (平成 27 年度末)
目標値	建物移転 100% (平成 28 年度末) 道路築造 100% (平成 28 年度末)

項 目	鶴瀬駅東口土地地区画整理事業の進捗状況
現状値	建物移転 86.9% (平成 27 年度末) 道路築造 76.4% (平成 27 年度末)
目標値	建物移転 100% (平成 30 年度末) 道路築造 100% (平成 30 年度末)

(2) 新市街地の整備（まちづくり推進課）

- ① 快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法により、計画的な整備を進めます。
- ② 水子・諏訪地区は、地区計画*制度や小規模土地区画整理事業などにより、都市機能向上のための整備を計画的に進めます。

主な取り組み

- ・ 小規模土地区画整理事業への支援
- ・ 地区計画*制度の運用
- ・ シティゾーン整備事業の推進
- ・ 水谷柳瀬川ゾーンにおける土地利用の推進

第5節 道路・交通環境の整備

1. 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

2. 現状と課題

①平成 27 年度に実施した市民意識調査*では、依然として「安全で快適な道路の整備」に対する不満度が高く、誰もが安全で快適に利用できる道路の整備が求められています。

②幹線道路は、歩道や右折車線などについて整備が求められています。

③都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備が進んでいますが、移動の円滑化や地域活性化などのため、計画的に整備を進める必要があります。

④大規模商業施設の開業による交通環境の変化を踏まえた道路改良などに取り組んでいます。

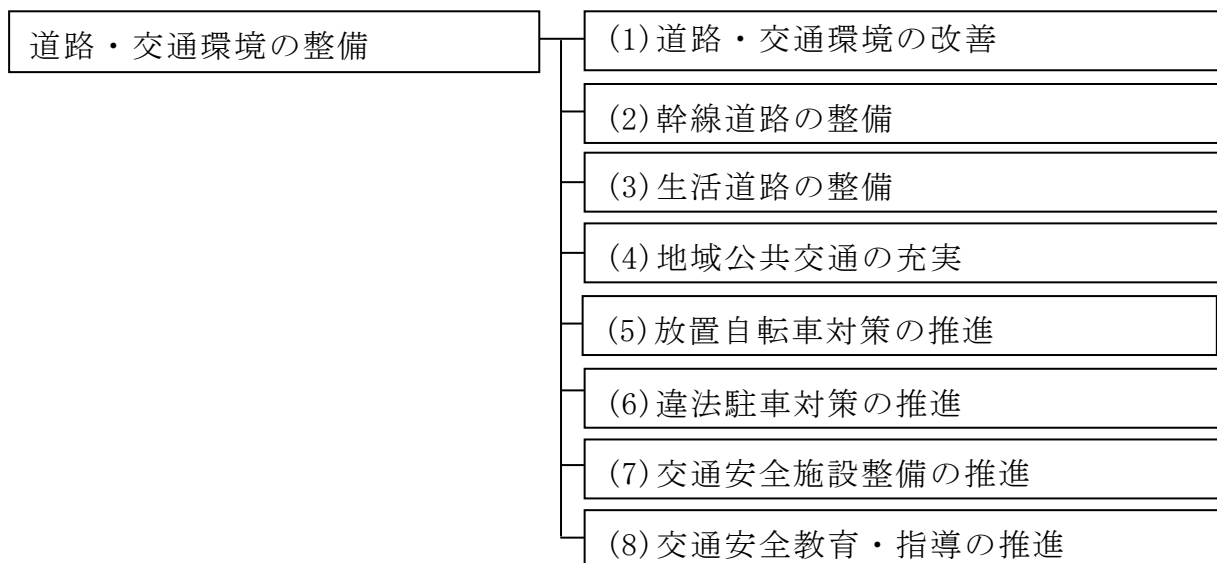
⑤生活道路は、高齢化社会の進行などを踏まえ、狭あいな道路の解消やバリアフリー*化などが求められており、安全な歩行空間の確保や安心して自転車が利用できる環境を整備する必要があります。

⑥災害に強い道路網の確保を図るため、老朽化した道路や橋の維持管理を進める必要があります。

⑦市内の交通事故件数は平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、引き続き、警察などの関係機関と連携し、交通安全に関する教育や啓発を進める必要があります。

- ⑧ 駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者などの安全確保のため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11カ所）などの利用促進や、違法駐車解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めています。
- ⑨ 通学路などの安全点検を行い、点検結果に基づいて交通安全施設の整備を進めています。
- ⑩ 道路附属物の老朽化による事故を未然に防ぐため、それらの総点検を実施し、改修を計画的に進めています。
- ⑪ 大規模商業施設の開業に伴い、民間路線バスについては、本市と大宮、南与野方面を結ぶ東西路線や市内2駅を結ぶ路線の新設や志木方面からの路線が延伸され、移動の利便性が高まりました。
- ⑫ 市内循環バスについては、大規模商業施設の開業に伴い民間路線バスが拡充されたことにより、路線の見直しを含め、利用者ニーズを踏まえた運行を検討する必要があります。
- ⑬ 自転車に関係する交通事故が多発し、市内の全交通事故に占めるその割合は県内平均よりも高い状況にあることから、自転車の安全な利用を促進する必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 道路・交通環境の改善（道路治水課）

①道路整備の基本方針により、市内の道路・交通環境の改善を計画的に進めます。

(2) 幹線道路の整備（まちづくり推進課、道路治水課）

①幹線道路は、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。

②老朽化した道路や橋については、点検や改修を計画的に行い、維持管理に努めます。

主な取り組み

指 標

項 目	整備済みの幹線道路の割合
現状値	55.2%（平成 27 年度）
目標値	57.3%（平成 32 年度）

項 目	修繕実施済みの橋梁の割合
現状値	7.6%（平成 27 年度）
目標値	17.9%（平成 32 年度）

(3) 生活道路の整備（道路治水課）

- ①市民の生活に最も密接な生活道路は、狭あいな道路の解消や歩道整備、舗装補修の維持管理など、安全安心な歩行空間づくりを進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路や歩道の整備 ・市内各所の道路修繕工事 ・私道の一括寄附採納道路等の舗装及び側溝などの整備
--

指 標

項 目	整備済みの生活道路の割合
現状値	52.1%（平成27年度）
目標値	53.0%（平成32年度）

項 目	整備済みの歩道の割合
現状値	8.89%（平成27年度）
目標値	8.95%（平成32年度）

(4) 地域公共交通の充実（交通・管理課）

- ①市内公共交通の現状や市民アンケートの結果を踏まえ、デマンド交通*の実証実験を通じて新たな交通システムの導入や市内循環バスの路線見直しについて、富士見市地域公共交通会議*で協議、検討し、地域公共交通の充実を図ります。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バスの運行 ・富士見市地域公共交通会議*での検討
--

(5) 放置自転車対策の推進（交通・管理課）

- ① 駅周辺におけるまちの美観と交通の安全性を確保するため、地域住民及び関係機関の協力を得ながら、放置自転車対策を進めます。
- ② 駅周辺における駐輪需要の把握に努め、駐輪施設の整備を検討します。

主な取り組み

- ・ 指定管理者制度*による駅前自転車駐車場の管理運営
- ・ 駅周辺の放置自転車の撤去
- ・ 駅周辺における放置自転車指導整理員による指導の実施
- ・ 駅周辺の駐輪需要の把握と駐輪施設整備の検討

(6) 違法駐車対策の推進（交通・管理課）

- ① 違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へマナー遵守を促します。

主な取り組み

- ・ みずほ台駅東・西口及び鶴瀬駅西口の自動車駐車場の管理・運営
- ・ 違法駐車対策における警察などとの連携

(7) 交通安全施設整備の推進（道路治水課）

- ①交通状況や危険箇所を把握し、道路照明灯や道路標識、道路反射鏡などの整備に努めます。また、道路附属物の改修を計画的に進めます。
- ②安全な道路交通環境を確保するため、信号機及び横断歩道の設置について警察と連携・調整します。

主な取り組み

- ・道路附属物（道路照明灯・道路標識・道路反射鏡）の設置及び計画的な改修
- ・通学路のグリーンベルト*の設置や区画線などの修繕

(8) 交通安全教育・指導の推進（交通・管理課）

- ①子どもや高齢者を対象にした交通安全教育を実施するとともに、市民・警察・行政が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。
- ②富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、自転車の安全な利用を促進し、自転車関連事故の抑制に努めます。

主な取り組み

- ・交通安全教室の実施
- ・交通安全運動などの実施による啓発
- ・自転車の安全利用促進に向けた啓発

指 標

項 目	市内での自転車事故死傷者数
現状値	98 人（平成 27 年度）
目標値	64 人（平成 32 年度）

第6節 上下水道の整備

1. 施策の方向性

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

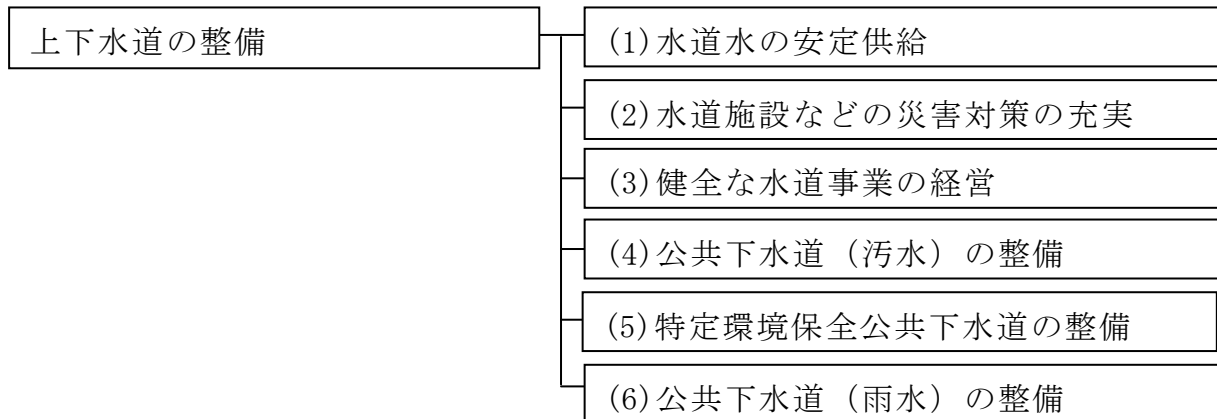
衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域*内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域*内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道*や合併浄化槽*などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

2. 現状と課題

- ①現在、総給水量の8割を県営水道から購入しています。
- ②富士見市水道ビジョン（改訂版）*に基づき、「持続可能で信頼される水道事業」の実現に向け、ビジョンに掲げる各施策に取り組んでいます。
- ③安全で確実な給水体制を維持するため、アセットマネジメント*に基づく老朽管の更新や給配水施設の耐震化などを計画的に進めていく必要があります。
- ④市街化区域*内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域及び水子地区の公共下水道整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。
- ⑤市街化調整区域*内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道*の整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。
- ⑥雨水対策は、これまで各雨水幹線の整備や流末のポンプ場整備などを進めてきました。引き続き、都市化の進展による市街地での冠水被害など都市型水害に対応するため、別所雨水幹線の整備延伸や別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化などを進めています。
- ⑦下水道管渠については、今後、順次耐用年数を迎えることから、計画的な長寿命化及び更新を検討していく必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 水道水の安定供給（水道課）

- ①水道水を安定的に供給するため、配水管や機械・電気設備などを計画的に更新するとともに、適正な水質・水圧管理に努めます。

主な取り組み

- ・アセットマネジメント*に基づく水道施設の計画的な更新
- ・水質の改善、適正水圧の確保など安全な水道水の供給

(2) 水道施設などの災害対策の充実（水道課）

- ①老朽管の更新及び基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時における応急体制の充実を図ります。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹管路及び重要施設までの管路の耐震化 ・ 老朽施設の計画的な更新 ・ 県水直送管の整備など災害時に備えたバックアップ機能の強化 ・ 応急給水・応急復旧対策の強化 |
|--|

指 標

項 目	上水道の基幹管路の耐震化率
現状値	45.0%（平成 27 年度）
目標値	58.0%（平成 32 年度）

(3) 健全な水道事業の経営（水道課）

- ①利用者サービスの向上とともに、収入の確保及び経費の削減に努め、引き続き、健全な水道事業経営を目指します。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な事業経営の実施 ・ 広報広聴の充実など利用者サービスの充実 |
|---|

(4) 公共下水道（污水）の整備（下水道課）

- ①既成市街地などにおける公共下水道の整備を計画的に進め、計画区域内の整備完了を目指すとともに、水洗化を促進します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備 ・ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備 ・ 私道の整備 ・ 処理区域内の未接続世帯解消に向けた水洗化促進活動

指 標

項 目	公共下水道（污水）の人口普及率
現状値	99.0% （平成 27 年度）
目標値	100% （平成 32 年度）

(5) 特定環境保全公共下水道の整備（下水道課）

- ①農業集落の生活環境向上と河川・水路などの汚濁防止のため、特定環境保全公共下水道*の整備を計画的に進めるとともに、水洗化を促進します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定環境保全公共下水道*（南畑地域）の整備 ・ 処理区域内の未接続世帯解消に向けた水洗化促進活動

指 標

項 目	特定環境保全公共下水道*の人口普及率
現状値	72.3% （平成 27 年度）
目標値	94.0% （平成 32 年度）

(6) 公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

- ①水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。また、治水機能のさらなる向上のため、関係機関との調整に努めます。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備 ・ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備 ・ 別所雨水幹線の整備 ・ 別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化 |
|--|

指 標

項 目	公共下水道（雨水）の整備済区域面積
現状値	247.4ha（43.0%）（平成27年度）
目標値	274.4ha（47.7%）（平成32年度）

第7節 防災・防犯対策の充実

1. 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助けあえる体制づくりを進めます。

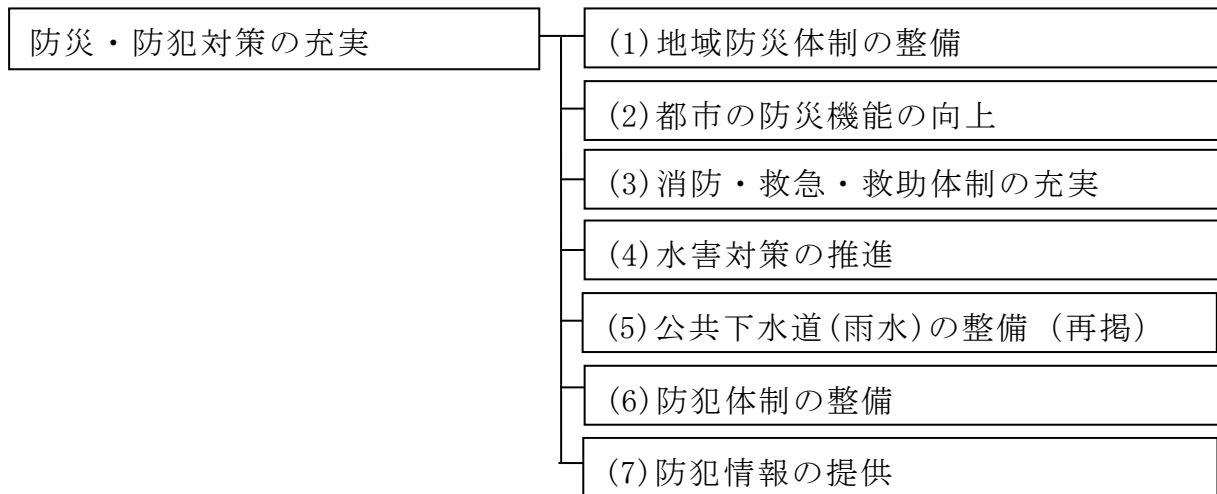
多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

2. 現状と課題

- ①過去の水害や地震災害の教訓を踏まえ、富士見市地域防災計画*の見直しも含めた防災対策の強化に総合的に取り組む必要があります。
- ②災害時における地域の災害対応力の向上を図るため、総合防災訓練*や合同防災訓練*を実施し、災害対応用ガスバルクタンク*を用いた発電機の運用や炊き出し訓練を行っています。引き続き、災害対応力の向上を目指して、実践的な訓練を行い、その結果の検証に努める必要があります。
- ③地域における防災活動の中心となる自主防災組織*は、平成27年度末現在で43団体が活動しており、今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を進める必要があります。
- ④東日本大震災の支援活動を契機に、災害時の自治体間相互の支援活動を確立するため、宮城県東松島市並びに福島県二本松市と災害協定を締結しています。また、平成27年度末現在、28の企業・団体と災害協定を締結しています。
- ⑤高齢者や障がい者など要配慮者*の支援については、自主防災組織*や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが進められています。また、要配慮者*のなかでも、特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者*について、避難行動の支援に関する取り組みを進める必要があります。
- ⑥県や近隣自治体と連携を図りながら河川改修や排水ポンプなどの整備を行い、近年多発している集中豪雨などによる都市型水害への対策が必要です。

- ⑦集中豪雨などによる過去の浸水実績を表示した内水（浸水）ハザードマップ*については、防災意識向上のため、さらなる周知を図る必要があります。
- ⑧昭和 56 年以前の建築物*は、木造住宅などの耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を進めるため、耐震診断及び改修補助制度の活用を促す必要があります。
- ⑨本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、近年は、児童生徒の登下校時を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺など、犯罪内容が多様化していることから、富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画*に基づいた地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めていきます。
- ⑩自主防犯組織*は平成 27 年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域防災体制の整備（安心安全課、福祉課）

- ①総合的な防災体制を確立するため、富士見市地域防災計画*に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水などの備蓄や防災資機材の整備などの充実に努めます。
- ②災害時における高齢者や障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する要配慮者*への支援体制を確立します。
- ③避難行動要支援者*の避難行動支援に取り組みます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・富士見市地域防災計画*の見直し・推進 ・ハザードマップ*の改定 ・自主防災組織*及び自主防災連絡会*の結成、育成支援 ・富士見防災リーダーの養成 ・防災訓練の実施 ・災害時備蓄品の整備
--

指 標

項 目	自主防災組織*組織率
現状値	73.0%（平成27年度）
目標値	100%（平成32年度）

項 目	富士見防災リーダー講習会受講者数（累計）
現状値	48人（平成27年度）
目標値	198人（平成32年度）

項 目	避難行動要支援者*の個別計画*策定割合（再掲）
現状値	100%（平成27年度）
目標値	100%（平成32年度）

項 目	避難行動要支援者*の登録人数（再掲）
現状値	1,313人（平成27年度）
目標値	1,363人（平成32年度）

(2) 都市の防災機能の向上

(政策企画課、安心安全課、まちづくり推進課、道路治水課、建築指導課)

- ①災害に強いまちづくりを推進するため、防災空間や防災機能としての道路や公園などの整備を進めるとともに、避難場所となる公共施設の非構造部材*の耐震化に取り組みます。また、市役所本庁舎については、防災拠点の観点から、そのあり方の検討を進めていきます。
- ②住宅の安全性を高めるため、木造住宅などの耐震診断や耐震改修を促進します。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強や修繕などによる道路橋の長寿命化 ・学校施設の非構造部材*の耐震化 ・耐震診断や耐震改修工事への補助 |
|---|

指 標

項 目	住宅耐震化率
現状値	90.1% (平成 27 年度)
目標値	95.0% (平成 32 年度)

(3) 消防・救急・救助体制の充実 (安心安全課)

- ①入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。
- ②地域防災力の向上のため、消防団の装備の充実や団員確保の取り組みなど、計画的な支援を実施します。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の更新 ・団員確保の取り組みに対する支援 |
|--|

(4) 水害対策の推進（安心安全課、道路治水課）

- ①河川の治水機能を維持向上させるため、河川や水路及び排水ポンプの整備などを計画的に進めます。
- ②低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。
- ③水害に対する意識を高めるため、洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップ*や、がけ崩れなどが発生した場合に被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示した土砂災害ハザードマップ*を活用し、避難に関する情報、避難時の心得、地形や災害履歴などの災害危険情報を市民に提供します。
- ④ 台風や集中豪雨などによる水害の防止、軽減を図るため、関係機関との調整により対策を進めます。また、地域の状況に応じた施設の整備や改修を進めます。

主な取り組み

- ・ハザードマップ*の改定
- ・排水ポンプの非常通報装置の設置
- ・排水ポンプの計画的な改修・交換
- ・浸水箇所における浸水対策工事の実施
- ・貯留浸透施設の維持管理

(5) 公共下水道（雨水）の整備（再掲）（下水道課）

- ①水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。また、治水機能の更なる向上のため、関係機関との調整に努めます。

主な取り組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備 ・ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備 ・ 別所雨水幹線の整備 ・ 別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化 |
|--|

指 標

項 目	公共下水道（雨水）の整備済区域面積
現状値	247.4ha（43.0%）（平成27年度）
目標値	274.4ha（47.7%）（平成32年度）

(6) 防犯体制の整備（安心安全課、道路治水課）

- ①犯罪の防止を図るため、自主防犯組織*に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民と行政の協働による防犯活動を進めます。
- ②市民青色防犯パトロール隊による防犯パトロール活動を進めます。
- ③安全で安心な生活ができる環境を確保するため、防犯灯の設置及び改修に努めます。また、犯罪の抑止や早期解決への効果が期待される防犯カメラの設置を進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画*の推進 ・ボランティア保険加入などの自主防犯パトロールに対する支援 ・自主防犯活動リーダー研修の実施 ・市内全ての防犯灯のLED化*

指 標

項 目	市内犯罪率
現状値	11.17%（平成27年）
目標値	10.00%（平成32年）

項 目	自主防犯活動リーダー講習会受講者数
現状値	148人（平成27年度）
目標値	160人（平成32年度）

(7) 防犯情報の提供（安心安全課）

- ①地域における防犯体制を強化するため、警察との連携により、地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による犯罪情報の提供 ・埼玉県作成の防犯アプリ「埼玉県安心サポートナビ」の周知啓発

第8節 消費生活・市民相談の充実

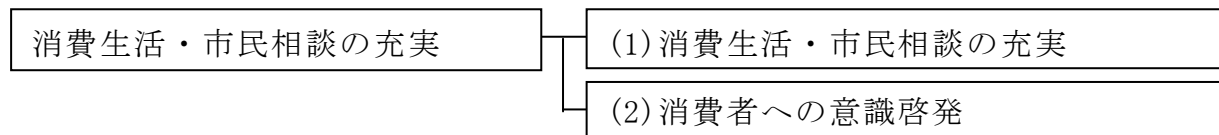
1. 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ①市民相談に関する相談件数は、平成26年度1,122件、平成27年度1,081件と推移しており、特に法律に関する相談件数が多くなっています。
- ②消費生活に関する相談件数は、平成26年度676件、平成27年度636件と推移しており、その相談内容は複雑化、多様化していることから、様々な相談内容に対応できる体制を強化しました。
- ③富士見市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を施行し、消費生活相談の位置づけや消費生活相談員の資格と役割を明確化しました。
- ④消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、消費者の意識啓発を行っています。
- ⑤消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者の自立を支援するため、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する取り組みや体制づくりが求められています。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（人権・市民相談課）

- ①多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

主な取り組み

- ・ 広報ふじみ、ホームページによる相談内容、相談日などの周知

(2) 消費者への意識啓発（人権・市民相談課）

- ①市民の消費者被害を防ぐため、さらなる消費生活に関する情報提供や意識啓発の充実に取り組みます。また、地域の様々な団体などと連携を図り、近年増加している高齢者の消費者トラブルの防止に努めます。

主な取り組み

- ・ 消費生活講座の開催
- ・ 寸劇などによる悪質商法・詐欺などの未然防止のための啓発

第6章

市民参加・協働により、
豊かな自治をつくる人のまち

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

第1節 市民自治の推進

1. 施策の方向性

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO*、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

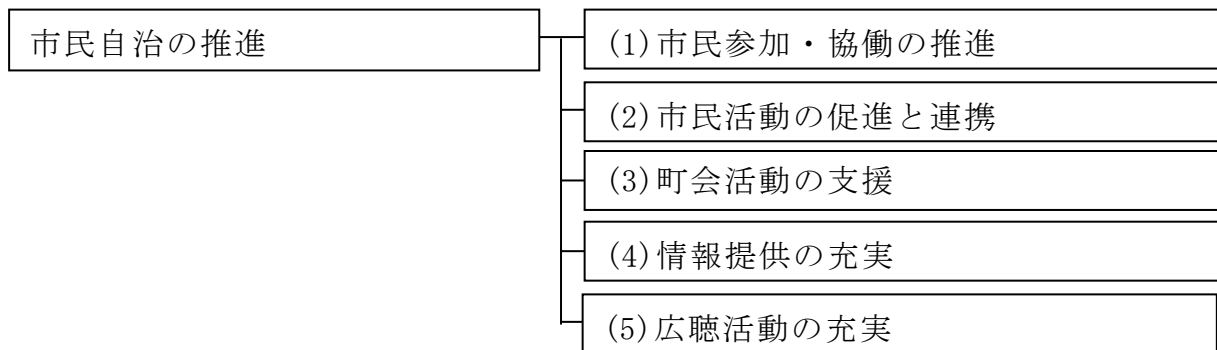
2. 現状と課題

- ①自治基本条例*に基づき、市民参加と協働によるまちづくりに取り組んできました。多様化、複雑化する課題やニーズに対応するため、市民と市が情報を共有し、連携しながら取り組んでいくことが必要です。
- ②富士見市に事務所があるNPO*法人は、平成28年4月現在で26団体あり、様々なまちづくり活動などを行っています。団体の活動促進のためのPRや情報交換などを行い、地域活動の担い手としての広がりを図ることが必要です。
- ③市内には55の町会があり、地域の特徴を活かした様々な活動が行われています。少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化するなかで、市民の日常生活を支える地域コミュニティの形成は、その重要性が一層増しています。しかし、町会への加入率の低下や役員の後継者不足となっているところもあるため、地域力の向上に向けた支援を行う必要があります。
- ④身近な地域の課題を解決し、より暮らしやすい地域づくりを進めていくため、地域住民が主体となり行政などと連携して取り組む地域まちづくり協議会*活動を支援しています。

⑤市民の声を市政に反映させるため、市長へのメールやFAXなどによる広聴活動を行っています。タウンミーティング*は幅広い市民に参加してもらえる取り組みが必要です。

⑥市民のアイデアをいかした協働によるまちづくりを進めるため、協働事業提案制度*に取り組んでいます。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 市民参加・協働の推進（協働推進課）

- ①市民の知恵と力を生かした、市民との協働によるまちづくりを進めるため、自治基本条例*の普及啓発を行うとともに、審議会などへの市民参加やパブリックコメント*の実施など、市民が市政に参加できる環境づくりを進めます。
- ②市民団体やNPO*法人などとの連携による事業が促進されるよう、協働の仕組みづくりを進めます。
- ③地域まちづくり協議会*の組織化を促進するなど、行政との連携により地域課題を解決できる市民主体のまちづくりをともに進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり協議会*の設立及び運営の支援 ・協働事業提案制度*による協働事業提案及びアイデア提案の募集 ・富士見ふるさと祭りに対する支援
--

指 標

項 目	地域まちづくり協議会*の設立地域数（累計）
現状値	5 地域（平成 27 年度）
目標値	10 地域（平成 32 年度）

(2) 市民活動の促進と連携（協働推進課、地域文化振興課、生涯学習課）

- ①市民、市民団体、NPO*法人などが行う主体的なまちづくり活動を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。
- ②職員を講師として派遣する「富士見市協働によるまちづくり講座*」を継続して開催することで、市民や様々な団体に市政やまちづくりに関する情報、学習の機会を提供します。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体に対する市民活動保険*による活動の支援 ・富士見市協働によるまちづくり講座*の開催

(3) 町会活動の支援（協働推進課）

- ①防犯、防災など様々な町会活動を支援するとともに、町会への加入を促すため、町会との連携を進めます。
- ②町会・自治会活動の拠点となる地域立集会所の維持管理に対する支援を行います。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入者への町会加入促進のためのリーフレットの配布 ・ 集会所及び掲示板の維持管理 ・ 町会立集会所の運営支援 ・ 町会運営に関する相談受付やアドバイス ・ 町会と行政が円滑な連携を行うための関係各課との調整

指 標

項 目	市民意識調査* コミュニティ活動の推進の満足度
現状値	48.6%（平成27年度）
目標値	51.0%（平成32年度）

(4) 情報提供の充実（秘書広報課、総務課、政策企画課）

- ①行政情報を迅速に分かりやすく提供するとともに、市民と市の情報共有や双方向の情報交換を進めるため、広報紙やホームページをはじめ様々な媒体を活用できるように研究していきます。
- ②タウンミーティング*の開催などにより情報提供や意見交換の場を充実し、市民の意見を反映したまちづくりを進めます。
- ③個人情報の保護に留意しながら、情報公開を一層推進し、透明性の高い行政運営を進めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、ホームページによる情報提供の充実 ・ SNS*による情報の発信 ・ ホームページのリニューアル、スマートフォンへの対応 ・ 報道関係者への記事提供
--

指 標

項 目	市民意識調査* 市ホームページの運営の満足度
現状値	37.1%（平成27年度）
目標値	51.0%（平成32年度）

(5) 広聴活動の充実（秘書広報課）

- ①市民の声を市政に反映させるため、市長メールや懇談会などを充実します。
また、寄せられた市民の声を庁内で共有し、その対応状況を分かりやすくホームページなどで公開します。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・市長へのメールや手紙などの回答のホームページでの公表・市政懇談会の開催 |
|---|

第2節 計画的な総合行政の推進

1. 施策の方向性

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価*制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

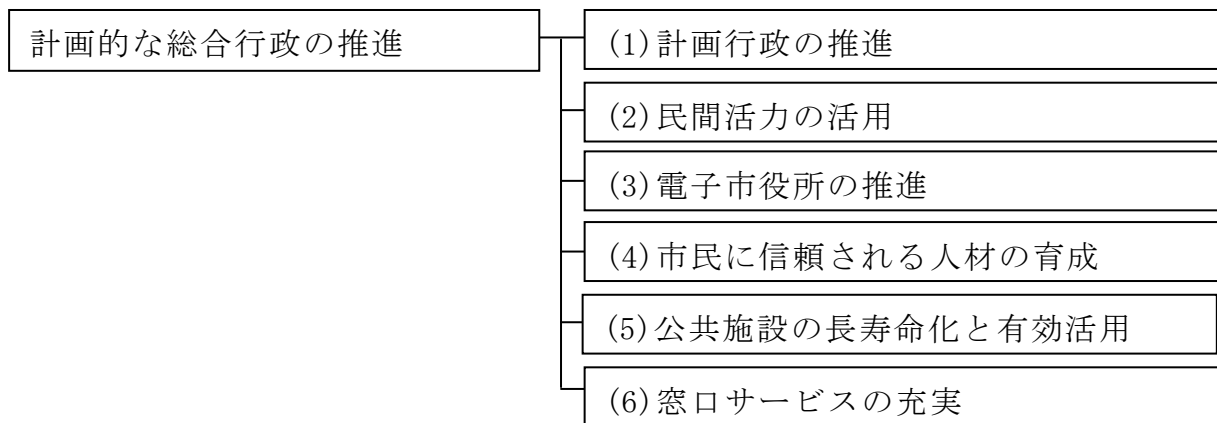
わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。

2. 現状と課題

- ① 少子高齢化の進展や経済情勢の変化、減災・防災対策、地域主権の拡充など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた資源を有効に活用し、時代の変化を的確に捉えた効果的な施策の推進に努める必要があります。
- ② 質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、事務事業の見直しなど、行財政改革を推進する必要があります。
- ③ 民間活力の導入については、指定管理者制度*やPFI*など最も適した手法を選択しながら取り組んできました。今後も市民サービスの向上と効率的な行政運営を推進していくため、新たな公共の担い手となりうる主体との連携・協働など多様な手法を検討していく必要があります。
- ④ 市役所の窓口サービス改善のため、休日開庁や出張所の業務時間延長、総合的な窓口整備などに取り組んできました。平成27年度に実施した市民意識調査*結果では、窓口サービスの改善に満足している人が前回調査より0.4ポイント増加して60.4%となっています。今後も、市民の多様な生活スタイルに合わせた窓口サービスの改善に取り組んでいく必要があります。
- ⑤ コンピュータシステムの運用は行政サービスの提供に必要不可欠なものであり、セキュリティに万全を期するとともに、災害時への対応や停電時にも必要最小限の事務が継続できるよう対策を講じています。今後も、ICT*を活用した市民サービスの拡充を推進するとともに、情報セキュリティの対応を強化していく必要があります。

- ⑥マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）*については、地方公共団体などとの情報連携に向けて、特定個人情報*等に関する安全管理措置の徹底や国のスケジュールに基づき取り組んでいくとともに、マイナンバーカードの独自利用についての検討を進めていく必要があります。
- ⑦公共施設の老朽化に対応し、修繕や大規模改造工事などを行っていますが、公共施設等総合管理方針*に基づき、各公共施設の状況を踏まえた効率的な管理運営の検討や、施設の長寿命化に向けた改修工事などを計画的に進めていく必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 計画行政の推進（政策企画課）

- ①地方分権が進む中で、自主自立の魅力あるまちづくりを目指すため、総合計画に基づき、行政評価*、予算、組織が連動した行政運営を進めます。
- ②富士見市キラリと輝く創生総合戦略*に基づく施策を推進していきます。
- ③利便性と効率性を向上させるため、事務事業の見直しなどの行財政改革に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 富士見市キラリと輝く創生総合戦略*の推進
- ・ 第6次行財政改革大綱及び行動計画の推進
- ・ 第15回市民意識調査*の実施

指 標

項 目	市民意識調査* 行財政改革の満足度
現状値	24.6%（平成27年度）
目標値	30.0%（平成32年度）

(2) 民間活力の活用（政策企画課）

- ①市民サービスの向上に向けて、施設の運営方法や業務の内容に応じ、適切な手法による民間活力の導入を進めます。

主な取り組み

- ・ 図書館など公共施設の指定管理者制度*による運営
- ・ 水道料金徴収などの民間活力の活用

(3) 電子市役所の推進（情報システム課）

- ①各種電子申請*など、利用者の視点に立ったICT*の活用を推進するとともに、情報セキュリティの徹底を進めます。
- ②コンピュータシステムの高度化を進め、安全で安定的な情報システムの運用を推進するとともに、災害時におけるシステムの早期復旧に努めていきます。
- ③既存のシステムの更新にあたっては、検証や評価を行い、セキュリティやコストなどを踏まえ、導入方法を検討していきます。

主な取り組み

- ・各種システムの安定した運用

(4) 市民に信頼される人材の育成（職員課）

- ①質の高い行政運営を推進するため、様々な研修や人事評価制度の活用などにより、職員の意識改革や能力向上など、人材育成に努めます。
- ②職員一人ひとりが意欲を持って行政課題や業務改善に取り組み、やりがいを感じながら働くことができる環境の整備を進めます。

主な取り組み

- ・人事評価制度の実施
- ・接遇向上や能力向上を目指した各種研修の実施
- ・行政課題への対処方法を学び、事務改善や政策提案につなげる課題研究などの実施

(5) 公共施設の長寿命化と有効活用（管財課）

- ①公共施設の老朽化が進む中で、公共施設等総合管理方針*に基づき、施設の有効活用などそのあり方や長寿命化に向けた検討を行うとともに、大規模改修など施設の維持管理にかかる費用の平準化を図るため、計画的な改修工事を進めていきます。

主な取り組み

- | |
|------------|
| ・施設保全計画の検討 |
|------------|

(6) 窓口サービスの充実（政策企画課、各窓口担当課）

- ①市民の多様な生活スタイルに合わせて、現在実施している休日開庁などの取扱業務や実施方法の改善に取り組み、利便性の高い窓口サービスの提供に努めます。

主な取り組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎の休日開庁の実施 ・市役所本庁舎の毎週木曜日午後7時までの窓口開庁 ・西出張所の月1回午後8時までの開庁 |
|---|

指 標

項 目	市民意識調査* 窓口サービスの改善の満足度
現状値	60.4%（平成27年度）
目標値	70.0%（平成32年度）

第3節 健全な財政運営

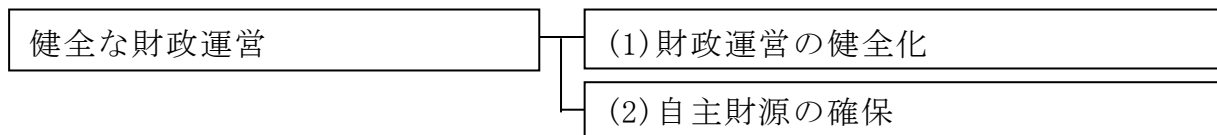
1. 施策の方向性

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源*の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。

2. 現状と課題

- ①健全な財政運営を維持できるよう、中長期視点での計画的な行財政運営に努めていく必要があります。
- ②自主財源比率*は、県内市平均に比べて低いため、自主財源*を安定的に確保するための施策を展開することが重要な課題になっています。
- ③健全化判断比率*は、いずれも基準を満たしていますが、引き続き、将来の債務負担の減少に努める必要があります。
- ④富士見市健全な財政運営に関する条例*に基づき、健全な財政の維持・向上を図るため、弾力的かつ持続可能な財政基盤の整備と計画的な施策の実施が求められます。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 財政運営の健全化（財政課）

①財務諸表*や条例に基づく財政運営判断指標などの分析、中期財政計画*を踏まえ、事業の見直しや選択により、健全な財政運営に努めます。

②広報紙やホームページなどにより分かりやすい財政資料の提供に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期財政計画*の策定 ・ 財政に関する情報をわかりやすく公表

指 標

項 目	財政力指数*
現状値	0.768（平成27年度）
目標値	0.800（平成29年度）

項 目	経常収支比率*
現状値	87.3%（平成27年度）
目標値	88.0%以下（平成29年度）

(2) 自主財源の確保（財政課、収税課）

- ①計画的な土地利用を推進し、企業の誘致などにより魅力あるまちづくりを進め、新たな財源の確保に努めます。
- ②市税などの納付方法の充実や徴収業務の強化、納税啓発の推進などにより、収納率の向上に努めます。
- ③市有財産の有効活用や広告収入などの自主財源*の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化に努めます。

主な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> ・市税及び国民健康保険税の徴収及び納税相談 ・ペイジー口座振替受付サービス*の導入 ・ホームページのバナー広告*やモニター広告による自主財源*の確保
--

指 標

項 目	市税収納率（現年度分・滞納繰越分）
現状値	94.7%（平成27年度）
目標値	96.6%（平成32年度）

第4節 広域行政の推進

1. 施策の方向性

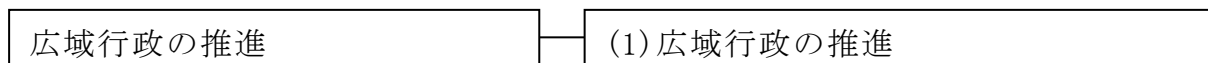
情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。

2. 現状と課題

- ①消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野について、事務の効率化のため、近隣市町で構成する一部事務組合*（入間東部地区消防組合、入間東部地区衛生組合、志木地区衛生組合）により共同処理をしています。
- ②職員の人材育成や後期高齢者医療事務を効率的、効果的に行うため、広域連合で共同処理をしています。
- ③ふじみ野市、三芳町との間で図書館、体育館の相互利用を行っているほか、ふじみ野市、三芳町、志木市、さいたま市、その他県内外の自治体と災害時の相互応援協定を締結しています。
- ④ふじみ野市との間で児童・生徒の一部の教育事務の受・委託を行っています。
- ⑤近隣市町との間で協定を締結し、上下水道の整備を行っています。
- ⑥ふじみ野市、三芳町と共同で自転車安全利用や市内3駅周辺の放置自転車対策に取り組んでいます。
- ⑦広域幹線道路の整備を促進するため、関係自治体と連携して課題解決に向けた取り組みを行っています。
- ⑧近隣市町と連携して、小児医療をはじめ救急医療体制を整備しています。
- ⑨あいサポート運動*や生活困窮者学習支援などを、三芳町と連携して取り組んでいます。
- ⑩ふじみ野市、三芳町と連携して病児・病後児保育事業*やファミリーサポートセンター*の相互利用を行っています。

- ⑪防犯、子育て支援、就労分野などにおいても他の自治体と連携して取り組んでいます。

3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 広域行政の推進（政策企画課）

- ①消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野については、一部事務組合*において共同処理することにより、事務の効率化を進めます。
- ②さらなる効率化を進めるため、入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合を進めます。
- ③今後も県や他の自治体と広域的に連携し、市民サービスの向上と事務の効率化を進めます。

用語解説

(*で記した用語を解説しています)

あ行

あいサポート運動

地域の誰もが多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っている時に「ちょっとした手助け」を行うことにより、障がいの有無に関わらず、すべての人が住みやすい社会の実現を目指すもの。(P50, P55, P159)

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。(P12, P14, P151, P154)

アクティブ・ラーニング

一方的な講義形式による受動的な学習方法とは対照的に、発見学習や問題解決学習、ディベートや、グループディスカッション等により、学習者が能動的に学習に参加する教授・学習法の総称。(P16, P19)

明日の農業担い手育成塾

市町村・農協・農林公社・農業委員会等の関係機関が連携し、農業大学校卒業程度の一定レベルの研修を修了した新規就農希望者に対して、実践的な研修、農地確保、資金相談等を実施する制度。(P88)

アセットマネジメント（資産管理）

水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するため、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する活動を示す。(P128, P129)

あそびの学校

関沢児童館が実施している館外事業。市内の公園で午前と午後、未就学児とその保護者や小学生を対象に工作や集団あそびを通じて交流の場を提供している。(P24)

安全安心なまちづくり防犯推進計画

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例に基づく推進計画で、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。(P134, P139)

いじめのない学校づくり子ども会議

市立学校の代表児童生徒が、いじめのない学校、学級を築くことを目的として、自分たちに何ができるかを主体的に話し合う会議のこと。(P14)

いじめ防止基本方針

富士見市いじめ防止条例の規定を具体化し、市全体でいじめの防止などに取り組むためのガイドライン。(P12, P14)

いじめ防止サポーター制度

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるため、「いじめ防止サポーター」事業所・団体として認定し、地域でのいじめ防止の促進と気運を高めていく制度。(P27)

いじめ防止条例

いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止等に関する基本理念を定め、学校や保護者、市民などの責務や役割を定めた条例。(P12, P24, P27)

一部事務組合

複数の市区町村が、消防やごみ処理など、事務の一部を共同で行うために設置する組織。(P159, P160)

一店逸品運動

各店舗が、専門店として自信をもってオススメできる商品や独自のサービスを開発・提供することで、消費者にアピールしていく運動。(P94, P95, P99)

一般廃棄物処理基本計画（第2次）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市に策定が義務づけられている計画。ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなる。(P115)

イングリッシュサマーキャンプ

英語を学び始めた小学校5年生が、日本語に頼らず英語だけで活動することを通し、英語を用いたコミュニケーション能力を育成する事業。(P15)

エコアクション21

環境省が、事業者の環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的として、環境に取り組む仕組み等を定めたガイドラインのこと。環境への配慮や環境を保護するための取り組みについて、一定の基準を満たして経営していることを認証・登録することにより、企業の社会的信頼を高める効果を持つ。(P118)

S N S

Social Networking Service の略。インターネットの広大なネットワークを使って利用者間の交流を支援するサービス。(P149)

N P O

Non Profit Organization (非営利組織) の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。(P11, P66, P145, P147)

L E D 化

交換費用や電気料金を削減するため、LED (発光ダイオード) 照明に切り替えること。(P92, P118, P139)

L G B T

Lesbian (レズビアン: 女性の同性愛者)、Gay (ゲイ: 男性の同性愛者)、Bisexual (バイセクシャル: 両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー: 生まれた時の法的、社会的性別とは異なる性別で生きる人、生きたいと望む人) の頭文字の略。(P63)

オープンスペース

都市の中の公園、広場などの開放された空間。(P119)

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖めることで温室効果をもたらす、二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。(P115, P118)

か行

介護支援ボランティアポイント事業

高齢者の社会参加を促すことで、介護予防を進める事業。高齢者が介護保険サービス提供事業所などでボランティア活動を行うと、その時間と回数に応じてポイントが付与され、活動実績が評価される。(P37, P48)

ガスバルク (タンク)

液化ガスの供給について、ボンベ運搬方式ではなく常設のタンクに供給するシステム。災害時には、タンクから各種機器にガスを供給できるため、災害への備えにもなるエネルギー供給法とされている。(P133)

学校運営支援者協議会

学校の管理運営に保護者や地域の支援を積極的に取り入れ、「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」の推進のため、保護者、地域住民、学識経験者などで構成した組織。(P18)

学校応援団

学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。(P12, P18)

学校ファーム

学校単位に農園を設置して、児童・生徒が、農業体験活動を通じて生命や自然、環境や食物について理解を深め、情操や生きる力を育む取り組み。(P17, P86)

合併浄化槽

公共下水道の処理区域外において、し尿と生活雑排水の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設。(P128)

家庭児童相談員

児童福祉法に基づいて福祉事務所に設置された家庭児童相談室で、家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を目的に相談や指導を行う人。(P11, P56)

環境基本計画（第2次）

富士見市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。(P115, P116)

観光入込客数

観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、観光地点やイベント等に訪れた人数を集計したもの。(P101)

がん対策推進基本計画

がん対策基本法に基づき、平成19年に厚生労働省が作成し、新たに平成24年度に見直しが行われた計画。5年以内の目標として、がん検診の受診率50%以上を掲げている。(P31)

基礎学力定着支援員

基礎学力の定着や個人に応じたきめ細かな学習指導の充実を目指し、教員免許所有者を「基礎学力定着支援員」として本市では全小学校に配置。(P16)

旧県立富士見青年の家

地元住民及び周辺自治体の理解と協力のもと、市が用地を取得したうえで寄付をし、昭和 48 年に開所された県の社会教育施設。青少年の健全育成をはじめとして近隣住民の文化・スポーツ・レクリエーション活動等に使われていたが、平成 16 年 3 月に閉館となっている。(P101)

旧暫定逆線引き地区

市街化区域において、当分の間、計画的な市街地整備の見通しが無い区域について暫定的に市街化調整区域とした地区。土地区画整理事業など計画的なまちづくりが確実となった段階で、市街化区域に再編入できる制度であったが、同制度の運用が平成 15（2003）年に廃止された。(P110)

教育活動サポーター

地域子ども教室において、活動プログラムの実施をサポートしたり、子どもたちの安全を管理したりする方。(P25)

行政評価

市が行う事業などについて、成果や達成状況などを検証し、その結果を事業などの改善や予算に反映すること。(P151, P153)

協働事業提案制度

市民と市がそれぞれの役割と責任を担い協力して取り組む協働事業により、公共的な課題の解決を図るとともに、市民のアイデアをいかしたまちづくりの推進を目的とした制度。(P146, P147)

協働によるまちづくり講座

市民にまちづくりに関する情報や学習の機会を提供するため、市民や団体主催のセミナーなどに市職員を講師として派遣する事業。(P67, P147)

キラリと輝く創生総合戦略

人口の動向や将来展望などの調査・分析を行い、人口減少の克服と本市をさらに輝かせ、賑わいと魅力を向上させていくための成長戦略。(P153)

グリーンベルト

歩道が整備されていない道路（通学路）において、車の運転者に、通行帯を視覚的に認識させ、歩行者との接触事故などの発生を抑制するため、路側帯を緑色に着色したもの。(P127)

ケアマネジメント

介護などの福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法。(P44)

芸術監督制度

劇場などにおいて、運営や自主企画事業に携わる芸術監督を置くこと。(P71, P99)

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、数値が小さいほど財政的に余裕があり、数値が大きいほど自由に使える財源が少なく、財政構造が硬直化していることを示す。(P157)

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平成12年にWHO（世界保健機関）が提唱した指標。埼玉県では、65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間を健康寿命としている。(P31, P37, P48)

健康マイレージ事業

ウォーキングや健康づくり事業への参加により、ICT（情報通信技術）を活用して付与されるポイントを貯め、その獲得したポイントに応じた特典を受けられることができるもの。(P32, P33)

健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）

市民一人ひとりが主体的に健康な生活を送れるよう、健康増進と食育推進の2つの分野を柱として、健康づくり施策を一体的に取りまとめて策定した計画。(P31, P32)

健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために作成している4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のこと。(P156)

健全な財政運営に関する条例

社会経済情勢が大きく変化していく中で、地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するため、財政規律の下での健全な財政運営を目指した条例。(P156)

原油換算値

電気・ガソリン・重油・ガスなど、異なるエネルギーや燃料を共通の単位を用いて合計・比較するために、原油の単位量あたりの発熱量を用いて、原油の量（k1）に換算した数値のこと。エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）では、各法人に前年度使用したエネルギー使用量を原油に換算し、その合計値を経済産業局に報告することを義務付けている。（P118）

公共施設等総合管理方針

市が所有している公共施設等について、老朽化、財政状況、利用需要の変化などを踏まえ、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置の実現を目的にした方針。（P152, P155）

洪水ハザードマップ

大雨によって河川が氾濫した場合に浸水する範囲などを予想した地図。（P137）

合同防災訓練

災害などに備え、単独の組織や団体だけでなく、複数の市や地域が連携・協力し、合同で実施する防災訓練。（P133）

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

本市の地域包括支援センターの愛称。地域包括支援センターとは、高齢者などの心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。（P43, P46, P47）

高齢者保健福祉計画

老人福祉法に定める「老人福祉計画」と、介護保険法に定める「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。老人福祉サービスや介護保険サービスの見込量や内容を定めたもの。（P49）

コーディネーター（地域子ども教室）

地域子ども教室において、保護者などに対する参加の呼びかけ、学校や関係機関、地域の団体などとの連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた活動プログラムの企画などを行う方で、各教室に配置している。（P25）

ココシル☆ふじみ

富士見市地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）で作成・運営している観光情報や地域情報発信サイト。スマートフォンやタブレットで閲覧可能なアプリケーションと、パソコンから閲覧可能なウェブ版がある。市内の店舗・イベント・文化財・散策コース情報などを掲載している。（P102）

子育て支援センター

鶴瀬西交流センター内にあり、民間保育所（園）における地域子育て支援センターなどと連携しながら、相談・支援・情報提供・子育てサークルの育成などを行う場。（P4, P8）

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。（P6）

子ども会育成会

それぞれの地域の子どもたちの社会性を育み、発達を促すために行う地域活動であり、子ども会活動の支援・指導を行う組織。（P25）

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法の基本指針に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他業務の円滑な実施に関する計画。また、市の子ども・子育ての総合計画。（P3, P6）

子どもスポーツ大学☆ふじみ

市内の小学4～6年生を対象に、プロまたは社会人のスポーツ選手などを講師として招き、一流のプレーを体験する機会を創出する事業。平成26年度開校。（P20, P74, P76）

子ども大学☆ふじみ

子どもの学ぶ力や生きる力を育み、大学やNPO法人などとの連携で、地域の教育力を向上することを目的として平成24年度に開校。実行委員会を組織し、企業などの協力も得ながら開催している事業。（P12, P18, P20）

子ども読書活動推進計画（第2次）

子どもの読書活動推進を目的とした各関係施設の様々な取り組みに関する計画。（P67）

子どもの権利条約

正式名は、「児童の権利に関する条約」で、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。(P27)

子ども文化芸術大学☆ふじみ

子どもたちに優れた文化芸術とふれあう機会をつくり、豊かな感性や創造性、表現力を育むことを目的として平成27年度に開校した事業。(P72)

子どもを守る地域協議会

虐待を受けている児童、指導・支援・保護を必要とする児童と保護者及び指導を要する妊婦の早期発見と対応を協議する会議。(P11)

個別計画

災害時に、避難に特に支援を必要とする方が、迅速且つ的確に避難できるように、地域の特性や実情を踏まえて、あらかじめ避難行動を支援する方と打ち合わせを行って作成する個別の避難計画。(P40, P42, P135)

コミュニティ大学

60歳以上の方を対象に、生きがいつくりを支援することを目的として、学習機会と参加者同士の交流機会を創出する市民による組織。(P43, P45)

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力で作るエネルギーのこと。(P115, P118)

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が大きいほど財政的に豊かであり、「1」を超えると、普通交付税の不交付団体となる。(P157)

埼玉県学力・学習状況調査

埼玉県教育委員会が、埼玉県内の子どもの「学力の伸び」と「教育委員会や学校の取り組みの変化」の関係を検証することを目的として、県内の公立小中学校（さいたま市を除く）に在籍する小学校 4 年生から中学校 3 年生の全児童生徒を対象に、平成 27 年度から開始した調査。調査は、子どもたちの学力を測る「教科に関する調査」、児童生徒の学習に対する関心や規範意識、家庭での学習状況、教育委員会や学校の取組を聴く「質問紙調査」の 2 種類で構成される。(P16)

財務諸表

単式簿記を基本とする公会計では把握しづらい資産や負債の状況、行政サービスにかかったコストなどを確認するために作成している 4 つの表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のこと。(P157)

産業振興条例

産業振興施策の基本となる理念を定め、市、事業者、産業経済団体及び市民などの役割を明らかにするとともに、相互に連携・協力して産業振興施策を推進することにより、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与することを目的とする条例。(P85, P91)

ジェネリック医薬品

医薬品の製造方法などに関する特許が切れた後に、別の医薬品製造会社が同じ有効成分でつくる薬のこと。最初に開発された薬よりも価格が安い。(P59)

支援者用マニュアル

民生委員や自主防災組織、地域助け合いネットワークなど、災害時の避難で、特に支援を必要とする方の避難行動を支援する方々のために、支援手法をまとめたマニュアル。(P42)

市街化区域

すでに市街地を形成している区域や概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域。(P85, P107, P109, P119, P128)

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。(P107, P109, P128)

歯科口腔保健推進計画 ～歯っぴーライフ☆ふじみ～

富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例に基づき、歯と口腔の分野からの健康づくりの取り組みを推進するために策定した計画。(P31, P32)

自主財源

市の収入のうち、市税や使用料・手数料、財産収入など、国や県に依存しないで独自に調達できる収入のこと。(P156, P158)

自主財源比率

収入総額に対し、自主財源の占める割合のこと。(P156)

自主防災組織

災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織。(P40, P133, P135)

自主防災連絡会

自主的な地域防災活動を相互に連携して行うための団体で、小学校通学区域に属する団体で構成される連絡会のこと。(P135)

自主防犯組織

防犯パトロール、防犯広報、環境浄化、子どもの見守り、危険箇所点検などの防犯活動を実施しているボランティア団体。(P134, P139)

自治基本条例

市民の知恵と力を生かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や、市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。(P145, P147)

指定管理者制度

市が設置した市民文化会館や体育館などの管理・運営を株式会社、公益法人、NPO法人などに包括的に行わせることができる制度。(P9, P26, P41, P45, P126, P151, P153)

市民意識調査

福祉、教育、道路などの都市基盤づくりなど、市の取り組みに対する評価や今後のまちづくりに対する要望などについて、市民の考えを伺い、住みよいまちづくりを一層進めるため、3年毎に実施している調査。調査は、市内在住で満18歳以上の男女3,000人を無作為で抽出して実施。(P6, P38, P39, P41, P47, P68, P70, P73, P76, P122, P148, P149, P151, P153, P155)

市民学芸員

水子貝塚及び難波田城資料館において、来館者に対する展示資料の解説や主催事業の協力などを行う市民ボランティア。市民学芸員養成講座の修了者による登録制度をとる。(P78, P80)

市民活動保険

市民活動団体に属してボランティア活動などの公益的な活動を行う方を対象に、活動中に起きた事故による傷害や賠償責任を、市が保険料を負担して補償する制度。(P147)

市民後見人

認知症などにより判断能力が不十分になった方に支援できる親族がいない場合、市民が行う成年後見人のこと。(P46)

市民人材バンク

市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援するシステム。(P45, P67)

市民人材バンク推進員

市民人材バンクに登録された方々と、人材バンクを活用したい方々をつなぎ、人材バンクの利用促進を図る活動を行う人のこと。(P45)

市民緑地

まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が契約を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。20年以上の長期契約をすることが多い。(P112, P113)

宿舎借り上げ事業

市内で保育園・認定こども園を運営する法人が、雇用する保育士を、法人が借上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を補助すること。(P9)

手話言語条例

手話を言語と認め、聴覚障がい者が暮らしやすい地域社会を目指すことを定めた条例。(P50, P55)

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話が聞けないなどの状態が数カ月継続する状態。(P12, P23)

生涯学習推進基本計画（第2次）

市民が自発的・主体的に学習・活動でき、「市民参画」の仕組みに基づいた豊かに暮らせる富士見市を実現していくことを基本理念に、情報・学習機会・施設・人材の面から市民の学習活動を支援する計画。(P67, P68)

障がい児支援利用計画

障がい児が、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に作る計画。自治体から支給決定を受けた後は、計画に基づいてサービス利用の調整や経過内容見直し（モニタリング）が行われる。（P56）

障害者差別解消法

障害者基本法の理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。（P50, P55）

障がい者支援計画

障がい者施策の理念とサービスの具体的な数値目標を明確にし、本市の障がい者施策の円滑な推進を図ることを目的とした計画。（P55）

障害者就労支援センター

就労を希望する障がい者を対象に、仕事探しや、就労継続のための支援を行うセンターのこと。（P53）

障がい者相談支援センター

障がいのある人の様々な問題の相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援などを行う。（P50, P54）

商業活性化ビジョン（第2次）

事業者や消費者ニーズにあった商業活性化の基本方針を明らかにするとともに、実行性のあるアクションプランを位置づけ、地域商業の振興や大規模商業施設の立地に伴う相乗効果を発揮させることを目的として策定された計画。（P91, P94）

小中連携支援シート

進学先の中学校の教員と小学校 6 年生の担任等との間で、入学予定の児童についての理解を深めるための引き継ぎシート。（P15, P21）

少人数指導加配教員

個々人に応じたきめ細かな指導を行うため、定員よりも多く配置される教員のこと。（P16）

昭和 56 年以前の建築物の耐震性

建築基準法の耐震規定が強化された昭和 56 年以前の建物は、旧基準で建築されているため耐震性が劣ると言われている。（P134）

食育推進室

ピアザ☆ふじみ内にあり、「食育」に関する健康づくりの拠点となる場。大学や様々な団体などと連携しながら、料理教室などの講座を開催している。また、市民も利用できる調理室。(P32, P33)

食生活改善推進員

地域において健全な食生活や生活習慣の定着を図り、市民の健康づくりを推進するボランティアのこと。「ヘルスマイト」ともいう。(P33)

食生活改善推進員協議会

地域において健全な食生活や生活習慣の定着を図り、市民の健康づくりを推進するボランティア団体。「ヘルスマイト」ともいう。養成講座を受講することで協議会員になることができる。(P32)

調べ学習

児童生徒が自分の課題テーマに沿って、図書館の本や新聞、インターネットなどで情報を調べ、収集し、調べた内容をわかりやすくまとめて作品にしたり、発表したりする学習。(P14)

自立支援協議会

地域における障がい者などへの支援体制の課題について情報を共有し、連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。(P55)

資料館友の会

土器づくり部会、拓本部会、木綿部会、竹かご部会、ふるさと探訪部会の5部会から構成され、土器の復元や、伝統技術の継承、市内文化財の調査やガイドなど、資料館事業への協力を行っている会。(P78, P80)

シルバー人材センター

高齢者の社会参加の機会と生きがいの充実を図るとともに、地域社会に貢献することを目的として設置されている団体。(P43, P45)

水道ビジョン（改訂版）

水道水の安全で安定的な供給や健全な事業運営に資するため、今後の水道事業経営の基本方針や実施方策を示したビジョン。(P128)

スクールガード

登下校時に児童生徒の安全を確保するため、地域と連携・協力した学校安全のボランティア。(P19)

スクールガードアドバイザー

小学校の通学路や校内を定期的に巡回し、危険箇所などを各学校に伝達する。また、スクールガード・リーダーの統括的役割を果たすボランティア。(P19)

スクールソーシャルワーカー

児童生徒が、学校生活や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門員。(P20, P21)

スクールボランティア

教員を目指す大学生などによる、授業の補助や教育上の支援を必要とする児童生徒の補助を行うボランティア。(P20)

すこやか支援員

小・中・特別支援学校で、教育上特別な支援の必要な児童生徒に、日常生活動作の介助や学習活動上の困難に対する支援を行う人。(P17)

スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき、教育委員会が委嘱し、非常勤職員として市のスポーツ推進のため、スポーツやレクリエーションに関する指導や助言を行う人。(P76)

スポーツ推進計画

スポーツ基本法に基づき、市民が世代や性別、障がいの有無を問わず生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、総合的、計画的にスポーツの振興を図るための計画。(P74, P76)

生活サポートセンター☆ふじみ

生活や仕事などの困り事に対し、専門職員が、一人ひとりの状況に応じた支援を行う相談機関。富士見市社会福祉協議会への委託により実施。(P58)

生活支援コーディネーター

地域に不足している生活支援サービスの創出や生活支援サービス関係者間の情報共有、地域ニーズとの整合性を図るなどの調整を行う人のこと。(P47)

生活習慣病

食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく影響を与える病気。糖尿病や高血圧など。(P31, P59)

生産緑地地区

市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果があり、将来、公園・緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。(P107)

青少年育成市民会議

青少年の健全育成を目的とした、青少年育成関係団体と個人からなる組織。(P24, P25)

青少年相談員

埼玉県知事から委嘱を受け、地域の子どもたちのよき友、よき理解者となつて、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する、概ね 20 歳～30 歳のボランティア。(P25)

成年後見制度

認知症や知的及び精神障がいなどで、判断能力が不十分な人を対象に、本人の意思や利益を考えて財産管理を法的に保護・支援する制度。(P43, P46)

成年後見センター☆ふじみ

認知症などにより、本人自身での契約や財産管理などが困難になった方の権利を守るため、成年後見制度の利用支援、後見業務、市民後見人の育成などを行っている機関。(P43, P46)

セクシャル・ハラスメント

性的な言動による嫌がらせ行為のこと。略してセクハラという。相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行うとセクハラに該当する。(P65)

セクシャルマイノリティ

同性愛者や性別に違和感を覚える人などの総称。「性的少数者」「ジェンダー・マイノリティ」「性的マイノリティ」などとも呼ばれ、「L G B T」もセクシャルマイノリティに含まれる。(P63, P64)

全国学力・学習状況調査

文部科学省が、全国の小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象に、学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証・改善を図り、教育に関する検証改善サイクルを確立するとともに、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として、平成 19 年度から開始した調査。調査は、「教科に関する調査」、生活環境や学校環境に関する「質問紙調査」の 2 種類で構成される。(P15, P16, P18)

創業支援事業計画

産業競争力強化法に基づき、地域における創業率の引き上げのため、市が民間の創業支援事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置や創業塾の開催などの創業支援事業を実施することを定めた計画。（P96）

総合防災訓練

地域、消防、警察、行政などがそれぞれ連携し、災害時に想定される応急・復旧対策などを総合的に実施・検証する防災訓練。（P133）

た行

体験農園

農家が自らの農業経営の一環として開設する農園。農家の指導・管理のもと、土地の貸し借りを伴わずに農業体験が可能。（P86, P90）

タウンミーティング

これからのまちづくりに活かすため、市政への意見や提案などを市民と意見交換する集会。（P146, P149）

男女共同参画推進条例

男女が対等なパートナーとして参画し、共に責任を担う社会の実現にむけて、基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進するための条例。（P65）

男女共同参画プラン（第3次）

富士見市男女共同参画推進条例の理念に基づき、思いやりと活力に満ちた地域社会が形成された魅力ある富士見市を築くことを目指した施策の計画。（P63）

地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）

魅力づくりや観光事業に関する調査や学習を行い、本市の活性化を目的とした市民組織。観光事業やマスコットキャラクター「ふわっぴー」を活用した事業を行っている。（P99, P101）

地域公共交通会議

地域公共交通会議条例に基づき、市民生活に必要な公共交通の確保や利便性の向上を図るため、市内循環バスをはじめ、市内公共交通のあり方について協議する会議。（P125）

地域子ども教室

学校などを活用して、安全、安心な子どもたちの居場所を設け、地域の大人が指導者となって週末や放課後、長期学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動などを実施する教室。(P24, P25)

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、国が自治体に構築を進めているもので、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。(P43)

地域防災計画

災害対策基本法に基づいて、災害にかかる予防対策や応急・復旧対策などに関し、市及び関係機関、市民、企業・事業者が行うべき事務・業務の大綱を定めた計画。(P133, P135)

地域まちづくり協議会

概ね小学校区を活動地域として、その地域住民や事業を行う個人・企業などが地域の課題を住民主体で話し合い、解決に向けて取り組んでいく組織。(P145, P147)

地域密着型サービス事業所

市が指定し、原則として事業所が所在する市の居住者が利用できる介護保険サービスを提供する事業所。(P44, P47)

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市から排出される温室効果ガスを削減するための施策を定めた計画。(P115, P118)

地区計画

道路・公園・広場などの配置や規模、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を定めた総合的な計画。これにより、開発行為や建築行為を規制誘導し、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する。(P107, P110, P114, P119, P120, P121)

地産地消

地域で生産された農産物について、直売所での販売や、学校給食への供給などにより、その地域で消費すること。(P85, P86, P89)

中1ギャップ

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態。(P12, P14, P15, P21)

中学校学習支援員

生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るため、中学校において教科指導の補助、及び個別の学習の指導・支援を行う職員。(P16)

中期財政計画

健全な財政運営に関する条例に基づき、将来にわたって計画的な財政運営を行うため、総合計画との整合性を図った上で向こう5年間の財政見通しを示したもの。(P157)

通級指導教室

発達障がい・言語障がいなど、特別な教育的ニーズに応じて、個別指導を中心とした、きめ細かな指導を行う教室。(P17)

通室生指導員

教育相談室内にある適応指導教室において、通室する不登校児童生徒に対し、心身の安定を図りながら、集団生活への適応力を高める活動や学習指導などを通して、学校復帰を支援・援助する指導員。(P21)

デマンド交通

利用者の予約により、市内の希望する場所まで有料で運行を行う、利用者のニーズに応じた柔軟な運行を行う公共交通の1つ。(P125)

電子申請

申請書の提出や届出などの手続きを自宅のパソコンなどからインターネットを利用してできる仕組み。(P154)

特定環境保全公共下水道

市街化調整区域において、生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。(P128, P131)

特定健診

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。平成20年度から各医療保険者が加入者（被保険者・被扶養者）に対して行うことが義務付けられている。(P31, P33, P59)

特定個人情報

マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報。（P152）

特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。（P31, P33）

特別支援教育推進プロジェクトチーム

学校内における特別な指導・支援を必要とする案件に関して、相談を受け、適切な指導・支援を図るための働きかけを行うことを目的として、臨床心理士や学校教諭、教育相談室で構成されたチーム。（P17）

土砂災害ハザードマップ

土砂災害の被害から市民の生命や財産を守ることを目的に、がけ崩れなどが発生した場合に、被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の情報を地図上に示したもの。（P137）

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など、親しい間柄にあるパートナーとの間で、主として男性から女性に対して加えられる暴力のこと。（P65）

な行

内水（浸水）ハザードマップ

内水による浸水及び避難に関する情報を提供し、浸水被害をソフト面から最小化することを目的にした地図。内水とは、大雨によって公共排水施設などに雨水を排水できず地表面に溜まった水のこと。（P134）

難波田城公園活用推進協議会

難波田城公園を活用した地域の活性化を目的に、地元住民が結成した団体。イベントの開催や売店「ちよっ蔵」の運営などを行っている。（P78）

ニュースポーツ

古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを改良した、子どもから高齢者まで誰もが手軽に楽しめる軽スポーツの総称。本市発祥のバトテニスなど。（P74）

認可保育所

保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする 0 歳から就学前の児童の保育を行う施設。国の定める基準を満たし、県の認可を受けている。(P3)

認知症初期集中支援チーム

認知症の早期発見と早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として、認知症が疑われる方やその家族への支援を行うチームのこと。チームは、専門医と高齢者あんしん相談センターも含めた医療・介護の専門職で構成される。(P47)

認定こども園

保護者の就労や疾病などにより、保育を必要性とする 0 歳から就学前の児童の保育と、満 3 歳以上の幼児に対する教育を行う施設。国の定める基準を満たし、県の認可を受けている。(P3, P9)

認定農業者

農業経営規模の拡大、経営の合理化などの経営改善計画を作成し、市町村が認定した農業経営者などのこと。(P88)

農業振興地域整備計画

今後も耕作を行っていくべき農地や農業用施設がある農用地区域を保全し、農業を振興するための計画。(P87, P109)

農作業受委託制度

農家が所有農地の農作業の一部、または全部を所有権は移さずに他の農家に委託する制度。(P87)

は行

ハイブリッド和菓子

地元野菜を使用し、女子栄養大学と市内和菓子店が共同開発した和菓子。「双子のふわっぴー饅頭」、「ベジ☆どら」、「ベジ☆ロール」の 3 品。(P86)

ハザードマップ

地震災害、水害、土砂災害、大雨による雨水の浸水被害など、各種自然災害による被災記録や被害予測に基づき、被害想定範囲や避難所などを地図化したもの。(P135, P137)

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。早期診断と長期にわたる一貫した対応が良い効果を上げるとされている。(P4, P17, P50)

バナー広告

ウェブサイト内に広告画像を貼り付け、広告画像から広告主のウェブサイトへのリンクを設定することで、広告主のウェブサイトの宣伝または閲覧の促進を図るインターネット上の広告。(P158)

パブリックコメント

市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定にいかしていく仕組み。(P147)

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリアー）を排除していくこと。(P122)

ピア・サポート活動

子ども同士の学びあいの場を設け、思いやりや支えあいを推進し、ピア（仲間）・サポート（支援する）する活動。(P17)

PR大使

本市の魅力を市内外にPRすることなどを目的として、様々な分野で活動されている市にゆかりのある著名な方6名に委嘱。それぞれの視点で本市の魅力を発信していただく。(P99, P101, P102)

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。(P151)

美化推進計画（第2次）

富士見市をきれいにする条例の理念を実現するため作成した計画。(P115, P116)

美化推進重点区域

環境美化を推進するため、市が特に指定する必要があると認めた区域。(P115)

非構造部材

建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器など。(P13, P23, P72, P136)

人・農地プラン

集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体や、中心となる経営体への農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた今後の地域農業のあり方などを決め、集落・地域の活性化に取り組むもの。(P87)

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(P40, P42, P133, P135)

病児・病後児保育事業

普段は保育所や放課後児童クラブなどに通う児童が、病中や病気の回復期のため、保育所や放課後児童クラブなどに通えない状態にある場合に、専用施設で一時的に預かる事業。病児保育の対象は、病中や病気の回復期、病後児保育の対象は病気の回復期。(P3, P9, P159)

ファミリーサポートセンター

子育ての手助けをしたい人（提供会員）と、手助けをして欲しい人（依頼会員）が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステム。(P8, P159)

フィルム・コミッション富士見

映画やドラマなどの撮影を行うロケ地として、富士見市の公共施設、史跡、歴史的建築物等の環境や情報を提供する仕組みのこと。(P81, P102)

フォロー教室

1歳6ヶ月児健康診査などの事後フォローとして、集団の中で遊びや経験を通して児の発達を促す教室や、親等の相談に対応する教室などのこと。(P10, P36)

ふじみパワーアップ体操

運動や認知の力を維持することを目指して富士見市で考案した体操。(P37, P48)

ふじみマーケット

11月23日(いいふじみの日)に開催される農業・商業・工業連携のイベント。地元産農産物の直売や、事業者自慢の品の展示・販売が行われる。

(P86, P95, P99)

ブックスタート

赤ちゃんが絵本にふれる機会や、読み聞かせを行う保護者と赤ちゃんとのふれあいを創出することを目的として、12か月健診時に、絵本を読み聞かせ、手渡し取り組みのこと。(P70)

ふるさとハローワーク

ハローワーク(公共職業安定所)が設置されていない市町村で、国と市町村の共同運営により、職業相談・職業紹介などを行う機関。サンライトホールに設置。(P58, P97, P98)

文化芸術アクションプラン

富士見市文化芸術振興基本計画の施策内容を事業化していくため、実施していく取り組みを具現化したプラン。(P71)

文化芸術アドバイザー

市民が文化芸術活動に触れ、心の豊かさを感じられるまちづくりを進めていくため、市の文化芸術の振興に対し、様々な助言を行う文化芸術の専門家。

(P72)

文化芸術振興基本計画

本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となり、市民の文化芸術活動の発展と継続を図ることを目的にした計画。

(P71, P72)

文化芸術振興条例

文化芸術の振興で、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりや、次代を担う子どもたちの感性を育むため、文化芸術にかかわる基本理念及び施策の基本となる事項を定めた条例。(P71)

文化財資料整理専門員

古文書などの文化財の調査や整理、保存、活用に関する業務を行う嘱託職員。

(P79)

ペイジー口座振替受付サービス

口座振替申込手続きを、キャッシュカードを用いて、端末に暗証番号を入力することにより受付をするサービスのこと。届出印の押印が不要となる。(P158)

母子保健推進員

母子の健やかな成長を地域で見守るとともに、乳児家庭の訪問などにより、子育て情報の提供を行い、支援が必要な家庭を行政につなぐパイプ役。町会長の推薦により市長が委嘱している。(P10, P36)

ほ場整備

生産性や収益性の高い農業を展開するため、農地の大区画化などと併せて、道路や用排水路などを整備する事業。(P85, P110)

ま行

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤。(P152)

マスコットキャラクター「ふわっぴー」

市制施行 40 周年記念事業の一環として誕生。本市を内外に P R することなどを目的とした公式マスコットキャラクター。P R 大使としても委嘱している。(P99, P101, P102)

みずほ学園

就学前の児童を対象に、心身の発達に遅れがある、またはあると思われる児童の発達段階に応じた療育・機能訓練などを行う通園施設。また、地域療育では、児童の心と身体の発達に関する相談や療育支援を行っている。(P4, P50)

緑の散歩道

まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、住民が利用できるように一定期間管理している土地。主に 10 年以下の短期契約が多い。(P112, P113)

みなし寡婦(夫)適用

婚姻歴のないひとり親家庭では、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないことから、保育料等の算定について市独自に寡婦（夫）とみなして控除を適用し軽減を図るもの。(P7)

モバイルサイトによる情報発信

スマートフォンに限らず、携帯電話を含めたモバイル端末で利用することができるように作成されたウェブサイトで、妊娠中から出産後までのニーズに応える情報を配信する。(P6)

や行

ユニバーサルデザイン

障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などのこと。(P69)

養育支援訪問

産後うつ等で、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や保護者に対して、保健師による出産・育児についての相談・助言等や、ホームヘルパーによる家事援助を行う支援。(P11、P56)

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。(P40, P42, P133, P135)

要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、その場で話されている内容を即時に要約し、文字として伝える通訳の方法。用紙に書いて伝える方法、スクリーンに文字を拡大投影して伝える方法、パソコンを使った方法などがある。(P52)

ら行

療育支援

障がいや発達に遅れのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う支援。(P50, P56)

緑地保全基金

市内に残されている貴重な樹林や緑地を保全目的として取得するため基金。基金の原資は、市の予算による積立金や寄附金などとなっている。(P112, P113)

6 次産業

農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業を促進すること。(P89)

路上喫煙禁止区域

美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者などにとって特に危険であると市が指定した区域。(P115, P116)

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。(P65)

